

第百二回国会 大蔵委员会 議 録 第三十一号

昭和六十年六月十九日(水曜日) 午後二時十九分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君
理事 熊谷 弘君
理事 中川 秀直君
理事 上田 卓三君
理事 坂口 力君
理事 糸山英太郎君
理事 金子原二郎君
理事 笹山 登生君
理事 田中 秀征君
理事 東 力君
理事 山岡 謙藏君
理事 川崎 寛治君
理事 戸田 菊雄君
理事 石田幸四郎君
理事 宮地 正介君
理事 玉置 一弥君
理事 兼輪 幸代君

理事 熊川 次男君
理事 堀之内久男君
理事 沢田 広君
理事 米沢 隆君
理事 大島 理森君
理事 瓦 力君
理事 塩島 大君
理事 中川 昭一君
理事 平沼 越夫君
理事 伊藤 茂君
理事 関 晴正君
理事 武藤 山治君
理事 古川 雅司君
理事 安倍 基雄君
理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君
厚生大臣 増岡 博之君

出席政府委員

人事院事務総局 鹿兒島重治君
給与局長 中村正三郎君
大蔵政務次官 門田 實君
大蔵大臣官房審議官 大橋 宗夫君
大蔵省主計局次長 保田 博君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
大蔵省理財局長 龜井 敬之君

委員外の出席者

国税庁直税部長 富尾 一郎君
兼国税庁次長 得 古賀 章介君
厚生大臣官房審議官 古賀 章介君
人事院事務総局 北村 勇君
職員局職員課長 鳥山 郁男君
総務庁恩給局恩給問題審議室長 荻野 貴一君
防衛庁人事局厚生課長 渡辺 修君
厚生省年金局企画課長 山口 剛彦君
厚生省年金局教員課長 坪野 剛司君
労働省労働基準局監督課長 菊地 好司君
日本国有鉄道共済事務局長 小玉 俊一君
大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

六月十九日 野口 幸一君 補欠選任
六月十九日 野口 幸一君 補欠選任
同日 野口 幸一君 補欠選任
同日 野口 幸一君 補欠選任
同日 野口 幸一君 補欠選任

六月十八日 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一七号)

同月十三日 不公平税制是正、大規模間接税導入反対に関する請願(伊藤茂君紹介)(第五五九五号)

同(伊藤茂君紹介)(第五七〇二号)
同(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案反対等)に関する請願(天野等君紹介)(第五五九六号)

同(井上一成君紹介)(第五五九七号)
同(井上普方君紹介)(第五五九八号)
同(石橋政嗣君紹介)(第五五九九号)
同(上田卓三君紹介)(第五六〇〇号)
同(遠藤和良君紹介)(第五六〇一)
同(岡田春夫君紹介)(第五六〇二)
同(角屋堅次郎君紹介)(第五六〇三)
同(川崎寛治君紹介)(第五六〇四)
同(河上民雄君紹介)(第五六〇五)
同(木間章君紹介)(第五六〇六)
同(小原義直君紹介)(第五六〇七)
同(小林恒人君紹介)(第五六〇八)
同(左近正男君紹介)(第五六〇九)
同(佐藤鶴樹君紹介)(第五六一〇)
同(佐藤敬治君紹介)(第五六一一)
同(佐藤雄雄君紹介)(第五六一二)
同(城地豊司君紹介)(第五六一三)
同(関晴正君紹介)(第五六一四)
同(関山信之君紹介)(第五六一五)
同(田中恒利君紹介)(第五六一六)
同(田中恒利君紹介)(第五六一七)
同(多賀谷貞徳君紹介)(第五六一八)
同(竹内猛君紹介)(第五六一九)
同(武部文君紹介)(第五六二〇)
同(辻一彦君紹介)(第五六二一)
同(中西績介君紹介)(第五六二二)
同(中村正男君紹介)(第五六二三)
同(馬場昇君紹介)(第五六二四)
同(藤田高敏君紹介)(第五六二五)
同(細谷治嘉君紹介)(第五六二六)
同(堀島雄君紹介)(第五六二七)

同(松沢俊昭君紹介)(第五六二八)
同(村山喜一君紹介)(第五六二九)
同(森中守義君紹介)(第五六三〇)
同(八木昇君紹介)(第五六三一)
同(安田修三君紹介)(第五六三二)
同(山中末治君紹介)(第五六三三)
同(横山利秋君紹介)(第五六三四)
同(和田貞夫君紹介)(第五六三五)
同(渡辺三郎君紹介)(第五六三六)
同(網岡雄君紹介)(第五六三七)
同(五十嵐広三君紹介)(第五六三八)
同(角屋堅次郎君紹介)(第五六三九)
同(川崎寛治君紹介)(第五六四〇)
同(河上民雄君紹介)(第五六四一)
同(木島喜兵衛君紹介)(第五六四二)
同(島田琢郎君紹介)(第五六四三)
同(関山信之君紹介)(第五六四四)
同(熊川次男君紹介)(第五六四五)
同(佐藤一郎君紹介)(第五六四六)
同月十四日 所得税の課税最低限度額引き上げ等に関する請願(加藤万吉君紹介)(第五八三三)
同(伊藤茂君紹介)(第五九〇二)
同(一件)(小沢和秋君紹介)(第五九〇三)
同(一件)(工藤免君紹介)(第五九〇四)
同(瀬崎博義君紹介)(第五九〇五)
同(六件)(津川武一君紹介)(第五九〇六)
同(林百郎君紹介)(第五九〇七)
同(不破哲三君紹介)(第五九〇八)
同(藤田スミ君紹介)(第五九〇九)
同(四件)(正森成二君紹介)(第五九一〇)
同(三浦久君紹介)(第五九一一)
同(毛皮製品に対する物品税の課税廃止に関する請願(船岡兵輔君紹介)(第五八三四)







首を縦に振っているということは、大蔵大臣、厚生年金は前にも言ったとおり雇用と掛金が基本原則なんでありませう。そこは職場でどうなるうとなるまいと、それが基本原則であります。だから、先ほども言ったように、刑務所に行っても雇用関係にあり掛金を掛けている、その期間は通算となつて年金支給されるということになるわけでありませう。ところが、共済年金は、今回は国鉄の例もありませうけれども、これは赤字だからということもあるかもしれませんが、いわゆる懲戒処分その他に該当する場合は職域年金部分を減額すると言われているわけですね。報酬比例部分は労使折半で負担をするものであって、国庫の補助もないわけですね。国家公務員といえどもこれは国からの援助は一切受けていないわけでありませう。基礎年金部分は三分の一ですからこれは別であります。少なくとも報酬比例部分は国から一切の補助も受けていない。それを公務員法に違反したから、あるいは刑事事件に關係したからといって減給の対象にするなんていうことを答弁するというのは、甚だけしからぬ話なんだ。厚生年金の方とは横並びにするといひながら、それは全然違つてゐるのです。だから今の答弁は話にならぬ、大蔵大臣。それまでもし公務員の遵守すべき要項であると仮定すれば、例えばお歳暮もらつちやいけないう、お中元もらつちやいけないう、あるいはごちそうになつてもいけないうといふ幾つかのそういう条件のもとに暮らしている人たちと、そうでない者との違いといふものは存在するわけですね。

然支給しないか、その辺は不明確でありますけれども、そういう措置まで講じようという意図があるかという回答であります。これはいわゆるさきに成立した厚生年金並みの法律ではない。異質のものなんです。完全に異質の性格を持つてゐるものと思はざるを得ない。

もしそういう方向でいくならば、来年の四月一日の施行も当然異質なものでなければならぬ、同じに並べるといふことは不適当だ、こういうことになるわけであつて、先ほど述べたように、もしそうならば第三階の職域年金の部分にだけ影響するということではあります、これはもうあなわざるを得ないのであります、これはもうあなたに聞いたつてだめだ。大臣からこれは第一条の法律解釈としてひとつお聞かせをいただきたい。

○門田政府委員 私の説明がちょっと不十分でございます。あるいは先生に誤解を与えておるかと存じます。

ただいま議論にございましたように、今回の共済年金制度の改正で、いわば二階は厚生年金並び、そして公務員の特長性というところでその上にプラスアルファとして、いわば三階に職域年金というものを設けるわけでございます。

ただいまお話のありました禁錮以上の刑に処せられたとき、ごういう場合の給付制限、これは職域年金部分だけでございませう。プラスアルファの三階部分だけでございませう。厚年見合ひの二階にはそれは適用しない、ごういうことでございませう。あるいは私の説明が悪かつたかと存じますか……。

○竹下國務大臣 私も今承つておりました、私の勉強した限りにおいては、沢田さんのおっしゃるのとおりだと思つておりました。

○沢田委員 そうすると、一階なり二階については、ごういう犯罪を犯しても、破産罪を犯しても影響ない、ごういうふうに解釈していいわけですね。——これは首を縦に振つておられますから、いわゆる厚生年金並みの支給である、ごういうふうに解釈していいわけですね。

○門田政府委員 大事な点でございませうので、そのとおりでございます。

○沢田委員 だから、法律第一条は直してもらわなければ困るということなんでありませう。法律第一条は、大臣、そこにお持ちになつてゐるのだからと思つてゐるのですが、全文にかかつてゐるわけですね。第三階だけだとは書いてないのではありません。先般自転車の方で、私たち自転車置き場法をつくるときに、相当の期間をたつた自転車は放置とすると、ごういう解釈で、そのときの申し合わせでは六カ月と、ごうう決めたのです。ところが、この間の内閣法制局は、時間になつてしまつてゐるのです。相当の期間という日本語が、何時間かそこにあつても放置である、ごういう解釈がこの間の答弁の中には出てきた。それを放置自転車と、ごう名稱づけてゐるのであります。だから、法律はひとつ歩き出すのです。あるいは時の権力によつてねじ曲げられることも、今のようにあるわけですね。相当の期間と言つたら、時間だなんだでも思はないのです。相当の期間という言葉が出てきて、これが三時間だなんて解釈する人は、もし答案にそう書いたらバツペンつけられるだらうと思つてゐるわけですね。それを内閣法制局はいけずうずうしく、それは時間も含むのだなんといふことを言つてゐるわけですね。総理府もそう、時間も含むのだなんといふことを言つてゐるくらいです。だから、法律の解釈といふものはそれぞれひとり歩きをしていく。

そこで、この第一条の業務の円満な運営、この条項は三階だけに限定するといふ今の解釈ならば、それは第一条の第二項を置いて、そして三階の職域年金のみにこの項目は該当すると書かないと、一階にまで影響するとは思ひませうが、二階には後で影響してくるおそれは多分にある。ごういう危険性がありますから、それを防止するためにも、これは不安の除去にも通ずるわけでありませうが、法改正は当然必要である。よつて、職域年金に該当する部分のみが公務員の業務の能率に影響する分である、ごういう分離を求めるわけであ

ります。これも回答はもらひませうけれども、次の正常な審議に入る以前において適切な対応を求めたいと思ひます。もしそれが不十分であれば、これまた審議に重大な支障のあることを申し添えておきたいと思ひます。

○門田政府委員 今先生おっしゃいました第一条でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、長期の給付、短期の給付、福祉の事業等々いろいろのものを総合して規定してございませう、第一条でごういうことを区分した規定を設けるといふのはなかなか難しいかと思つてございませうが、御心配の点は、決してごういうことがあつてはならないので、これは法律の中で明確に、特定の条項をもちまして三階部分だけであるといふことを明記いたしてございませう。ですから、その御懸念は要らないと思ひます。

○沢田委員 その対応を求めておきたいと思ひます。

統一でもう一つ要望しておきますが、懲戒処分にあつたのは職域年金のみが該当するといふことではあります、防衛庁、国鉄、それから厚生、この場合、いかなる罪を犯しても、これは本人の掛金分と、憲法で保障されたいわゆる最小限度の生活、健康にして文化的な生活を営む権利の保障、ごういうことであるから、一階、二階には影響を及ぼすものではない、ごういうふうな解釈してよろしいですか。これは防衛、国鉄、大蔵、厚生、簡単に一言ずつお答えいただきたいと思ひます。

○荻野説明員 自衛官につきましての一階と二階の取り扱ひについては、先生のお説のとおりでございます。

○小玉説明員 お答えいたします。

私どもも先生のおっしゃるとおりと理解しております。

○山口説明員 国民年金、厚生年金につきましては、刑に処せられた場合、あるいは懲戒処分を受けた場合に支給を停止するといふ規定は現在もございませうし、新法におきましてその考え方を踏襲してございませう。

○沢田委員 人事院においてをいたしておりましたが、職域年金を除くと仮定をすれば、その間においては公務員の専念の義務その他は当然なっている。兼業しても構わないし、あるいは職務専念の義務も外れる。該当するのは職域年金の分だけである、こういうふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○北村説明員 お答え申し上げます。

公務員としては、一般的に職務に専念する義務を負っているわけでございまして、在職中はいずれも職務に一生懸命従事しなければいかぬといふことになっております。一部、職務上の義務といたしまして、退職後も営利企業に就職してはいかぬというふうなことでございまして、けれども、そのことと年金が制限されるということとは全く別のお話でございますので、そのところは切り離してお考えいただいた方がよろしいかと思っております。

○沢田委員 これも次回までに、影響しないというのであるなら影響しないということも明らかにしていただくことを要望しておきます。

次に、雇用契約なわけですが、大臣、人を採用する場合に、就業規則もありませんか、あなたの場合給料を幾らにします、こういう給料表で給料を決めます、そして退職後についてはどれだけの退職金を払い、年金を払いますというものが普通の雇用条件であると思っております。

そこで、もしこの年金を変えていく場合、少なくとも雇用の過半数を代表するものあるいは雇用人の同意、それをいわゆる国家権力によって無視していきけるものかどうか。いわゆる既得権者の権利というものは、採用時において、あなたにはこれだけの年金を支払います、あるいはこれだけの退職金を払います、こういうことで期待を与えている、あるいはそのことを保証して採用している、そういうものだと思うのです。それが一方的に切り下げられたりすれば、当然労働争議の対象になるのが通常です。

金の従来の既得権、期待権、これは保護されなければならぬ。だから保護されない場合には特別の事情が必要になってくる、こういうふうに思いますが、今度、標準報酬切りかえ等においては、退職者の人々、それから現職の人々も、みずからやめるとききの年金が下がるわけでありまして、その期待権を裏切る行為ということになるわけでありませう。

その意味において、この法案が正常な審議に入る前に、それぞれ該当する職員の間で得る、あるいは理解を求めるといふ言葉が必要かもしれませんが、期待権の侵害である、あるいはOBの人には既得権の侵害になるわけでありませうから、当然同意を求める措置を講ずるべきであると思っております。法律でこれを律すれば断罪に処すと同じように減額することもあえて辞せずという姿勢は、許されるものではないと思っております。

よって、以上の点について大蔵、国鉄、厚生、特に国鉄の年金問題は重大な事態を迎えるわけでありませうけれども、それぞれそういう意味においての回答を求め、また、次の正常な審議前に適切な対応を求め、もしそれが不十分であった場合はこれまた大蔵委員会において正常な審議に重大な影響を与えることを予告し、労働、大蔵、国鉄、厚生のお答えをいただいで私の質問を終わりたいと思っております。

○門田政府委員 先生おっしゃいましたように、職員の間で働いている労働者のそういった勤務条件にかかわること、これは非常に大事なわけでございます。願わくは制度として安定して、余り改変はないというのが望ましいのだからと思っております。ただ、何分四囲の環境の変化といいますが、高齢化社会が非常に急ピッチで進んでおるものから、今のうちから手を打たなくてはならぬという非常に苦しい実情があるわけでございます。

制度としましても安定が望ましいとはいいたしても、やはり年金の歴史の上におきましても、昭和三十四年に恩給から共済年金の制度へ切りかわ

ったとか、あるいは昭和四十九年に、これはむしろ厚生年金とのバランスを考えまして、通年方式というふうなものを従来の一般方式に加えて設計して選択を認めたとか、そういった制度の改正もやっております。このたびも改正はやむを得ないというところでありますが、ただその場合にも、やはり今までの人に不安を与えてはいかぬということ、従前額をこれを保証していく、あるいは二十年かけてなだらかな着地を図る、こういった経過措置等に実はいろいろ心を砕いておるわけでございます。これが十分かどうかという点は非常に議論があるかと思っておりますが、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○菊地説明員 労働省は民間労働者の労働条件について所管しているわけですが、公的年金などの社会保障制度は政策決定にゆだねるといたしまして、それ以外の労使が自主的に定める労働条件につきましては、労働基準法あるいは最低賃金法などに違反しない限り、決定されたものは原則として維持されるべきもの、守られるべきものであるというところで指導をしております。一方的に不利益に変更するということについては、よほど厳格に判断し、合理的な理由がない限り適当でないというふうに対処しているところでございます。

○小玉説明員 お答えいたします。基本的な考え方につきましては、大蔵省のお答えなされたとおりに私も考えております。ただ国鉄につきましては、職域部分が財調期間中は停止とか幾つかの問題がございますが、これは私どもとしましては、財政調整で他の共済組合から御援助をいただくと、いふときにあります。これはやむを得ないものというふうに考えております。

○山口説明員 年金制度は、その性格からいたしまして連帯を基礎とした制度でございますので、先生おっしゃるように、その改革を進めるに当たっては関係者のコンセンサスを獲得することが非常に重要だというのは、御指摘のとおりだと思います。

そういう観点から、私どもも今回の改正を進めるに当たりましては、三者構成になっております審議会で相当長期にわたって御議論をいただいた上、改正案も諮問をいたしまして、基本的には今度の改正というのは長期的な展望に立った対応をするためには欠くことのできない措置なので、基本的に了承するから早くやれというふうな御答申もいただいているというところで、私どももいたしましては関係者のコンセンサスを獲得するための最大限の努力をさせていただいたつもりでございます。

○沢田委員 大蔵大臣からまとめてひとつお答えいただくことと、国鉄の共済年金が大変他年金のお世話になっていっているわけでありませうが、これもまた次の正常な審議に入る前に、その具体的な計画を提示されることを、これはそれぞれの担当であります。担当に求めておきたいと思っております。

大臣には、今言った雇用契約、期待権、それから同時に、それを受給されている既得権、これは最大限に確保されなければならないというふうな理解をするわけでありませうが、まさか年金切り下げ大臣の異名をもらいながらやめていくというところでもちょっと寂しい気がするわけでありませうから、せめて年金の最低限は確保して、大蔵大臣の任務を果たした、次は総理大臣だ、こういうふうな言われるような立場でお答えをいただきたいと思っております。

○竹下國務大臣 大要は門田審議官からお答え申し上げました筋だと思っておりますが、今の既得権というものは、これは一つの物の考え方としていろいろ法案を見ましても尊重された姿になっております。

そこで、期待権というものは、やはり法律的にもいろいろな議論があるところでございませうので、私も勉強してみたいと思っておりますが、例えば提案している法律を通していただきたいという、期待権という言葉をよく使いますので、私にもそういう期待権と、また今沢田さんのおっしゃった雇用契



約上における期待権というものは法律的にどのような性格を持つものかということについては、次回審議までに私も十分勉強してお答えをしたいと思っております。

○沼田委員 以上で終わります。

○堀之内委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、二、三重立ったところだけきょうはお聞きをさせていただきたいと思っております。

私も公明党といたしましては、年金一元化の方向というのは望ましいというふうに考えておりますし、今までも私も年金一元化ということを再三実は申し上げたところでございます。今回のこの定額相当部分、それから報酬比例部分、職域部分、こういう三部構成からこの共済年金は成り立っているわけでございますが、おおむねこの骨格につきましては、私たちがこれ以外に方法はないだらう、一つの妥当な結果ではないだらうか、こう思っているわけでありませう。しかし、細部に於いて見ますと、いろいろ実は問題を含んでいるわけでありまして、細部につきましてもいろいろ私たちが意見のあるところ、賛成しがたいところもあるわけでございます。きょうは、しかしその中細部につきましても質問をさせていただきたくだけゆとりがございませんので、きょうはそうして中々大枠の話だけ二、三ひとつお取り上げさせていただきます。お伺いをおきたいと思っております。

今回の国民年金、厚生年金、それから共済年金と、この一連の法案の中で、既にもう法案じやなしに法律として通ったものもございますが、この一連の法律の中で一番残念だと思つては、定額部分かもう少し何とかならなかつたのだらうか、この定額部分のところかもう少しこれは天井が高くできなかったのだらうか、これが我々の偽らざる心境でございます。

この定額部分の掛金につきましては、例えば国民年金のときにいろいろ議論がなされたが、国民年金の場合には五十九年度価格で六千八百円、

これでこれがだんだんと高くしていかないことにはもたないで二十年先には一万三千円になるだらう、こういう話でございました。

そうすると、例えば、わかりやすく仮に二十年間六千八百円、二十年間一万三千円というふうにいたしますと、その掛金の額は四百七十五万円にいたすと思うのです。そして六十五歳から五万円年金が支給されるわけでありまして、五万円の中には三分の一の国庫補助が含まれておりまして、年金としましては三分の二ということになります。そうしますと、三万三千三百円ということになるか。その三万三千三百円を一年分直しますと十七万七千六百円になるわけですが、平均寿命、女の方八十歳、男の方七十五歳としてその真ん中をとりましても六十五歳から十三年間あるかないかですね。この十三年間をこれに掛けますと二百三十万八千八百円になるわけでありまして、掛金の方が四百七十五万、そして受け取る方は二百三十万八千八百円。掛金の割に受取るどうもいかんともしがたい。額が少な過ぎる。この部分違つていますが、違つていたら御指摘をいただきたいと思つていますが、もう少し何とかならないだらうかという気がするわけでありませう。これは厚生年金、共済年金、合わせてこの定額部分があるわけでありまして、この定額部分にも少し工夫が必要ではないだらうかという気がして居るわけでありませう。

そこできょうは、これを何とかできないかというところにおいて二、三お聞きをしたいと思つて居る。国民年金の場合には五十九年度価格大体六千八百円、これはそう長くはもたないだらう、二十年したら少なくとも一万三千円にはなるだらう、こういう話であります。共済年金の方はその辺について余り触れられておりませんが、共済年金も定額部分については大体国民年金並みのお考えになつて居るのか、まずひとつお伺いしたい。○門田政府委員 ちよつと技術的でございますが、被用者年

金の各制度が基礎年金拠出金を出すわけでございませうが、その金額は、保険料拠出金算定対象額というものがございまして、それを基礎年金の被保険者総数に対して各制度が持つて居る被保険者の割合でもつて案分して出して行く、こういう仕組みでございます。

共済年金も厚生年金もそういう形で出して行くわけでございますが、そういう各制度を通じての全体的なものでございませうから、共済だけを取り出して一人当たりについての拠出額、今先生おっしゃいました国民年金の掛金に見合う額が幾らになるかということとはちよつと算出できないわけでございます。この点につきましても、もう少し突っ込んだことを厚生省の方がお答えできるかと思つて居る。

○坂口委員 質問は、実はまだそこまで行つていないのです。今聞いたのは、国民年金の方は五十九年度価格で掛金は六千八百円でスタートいたしまして、しかし、二十年後にはこれが一万三千円にはなつて居る、こう言つていらつしやるわけですね。共済年金の方も、掛金の方はそれと同じようにふえていくということですか、こういうことをまずお聞きをしておきます。

○門田政府委員 これは一種の賦課方式的な、つまり当年度に必要な給付額をみんな出しかつていこうということでございます。国民年金のそれがだんだんふえていくということは共済とか各制度の方の一人当たり出し分もやはりふえていく、同じような傾向にあるわけでございます。

○坂口委員 そういたしますと、定額部分につきましても掛金率はかなりなスピードで上昇していきと思つて居るわけですが、共済の方は半額は金額自己負担でございませうが、国民年金の方は使用者、半額は自己負担です。これを先ほどお答えいただいたわけですね、どれだけになるかわからないと思つて居る。しかし、厚生年金はたしか出ていたと思つて居る。厚生年金は、お一人分の額は二千八百円くらいだとお聞きしたと思つて居るが、違ひませうか。

○山口説明員 お答えいたします。

基礎年金の給付に要する費用、各制度から一人当たり幾らということを持ち寄ることにはいたして居るわけですが、その一人当たりの拠出額が、粗い計算でございますけれども、六十一年度で五千五百円程度と見込んで居ります。厚生年金の場合には労使折半ということになって居りますので、先生御指摘のように大体二千七、八百円ではなからうかと想定をいたしております。

○坂口委員 ですから、共済年金の方もそれと同じようなことであるのではないですか。一人大体幾らずつ出すということだから、これは出ないことではないのですか。

○門田政府委員 各制度の持ち寄りでございますから、全く同じ事情にあるわけでございます。実はその計算はもう厚生省の方にお願ひして居るといふことなでございます。

〔堀之内委員長代理退席、委員長着席〕  
○坂口委員 大蔵省にしては人任せでございます。そういふことで将来この部分は上がつていく可能性がある。そして、国鉄の話は今正面切つて出ていないわけでありませうけれども、国鉄の共済を初めいたしまして、どうしても共済年金は将来行き詰まってくる。先日ここで質問をさせていただきます。今から十五年ないし二十年先には全体に維持できなくなつてくるという話を聞いたわけでございます。全体に行き詰まってくる。

そういうことになりませうと、年金といたしましては官の方が民の方に助けてもらわなければならぬ、全体としてはそういう形にならざるを得ないと思つて居るわけですが、ほかの共済も含めまして共通部分をつくつてやつていくというこの姿は、一つは、国鉄だけではなく、全体から見まして官の方が民の方に手助けをしてもらわなければならぬという形になつていくだらうと思つて居る。逆に医療の方は今度は国保あたりが非常に行き詰まつてまいりまして、将来の問題として、民の方が官の方に手伝つてもらわなければならぬことになつて

くるだろうと思つたのです。この問題はもう少し後に回すといひまして、こういうふうな状態の中で、日本の社会保障制度はいよいよ一元化の方向に向かっていると云つても私は過言ではないと思つておる一人でありませう。

そこで、初めに申しましたように、この定額部分のところをもう少し何とかな上げていきたいと思います。一工夫も二工夫もここに必要になつてくる。一つは、共済年金を初めこれは厚生年金、国民年金全体で結構ですが、やはりこれを取り扱う事務的な経費を極力少なくしていく必要がある。そういう意味で、年金が一元化をされてまいりましたら、制度そのもの、そしてそれを取り扱います省庁そのものも本当は一元化をされて、厚生省なら厚生省が年金についてはすべてこれを担当する。先ほど、厚生省に計算は任せてあるというふうにおつしやいましたけれども、任せるだけではなくて、すべてもう窓口は一本化していくというふうにして、できる限り事務的な経費は少なくして、そこから浮いたものは極力年金受給者のためにその金は使つていく、こういう全体としての方向でなければならぬと私は考へておる一人であります。

しかし、今回の年金の一元化は、共済年金は共済年金、厚生年金は厚生年金、国民年金は国民年金と、今までの制度はそのままにいたしまして、そしてただ一番下の定額部分だけを共通部分としてつくつていくという、制度の上ではそういうふうになりましてけれども、事務的な面におきましては何らそこに変化が起つていない。行政改革の面からいきまして、ここに一元化が実行されるに当たりまして、やはりこれはもつと將來考へていくべき問題ではないかと思つておられます。このことにつきまして大臣に一言だけお聞きをして、そして次の自主運用の問題に進みたいと思つておられます。——答へにくいようでございますら、結構でございます。

○竹下国務大臣 基礎年金については厚生省の社会保険庁が一元的にやるといふ意味においては、

今坂口さんのおつしやつた方向ではないか、私はお話を聞きながらそういう認識を持ったわけでありませう。

○坂口委員 それはそのとおりなんです。そのことを私は言つておるわけではなくて、年金が一元化をされていくということになるのであれば、やはり制度そのものもできる限り一元化をして、事務的な経費は極力少なくしていく。例えば共済年金なら共済年金にいたしまして、大蔵省でも行つておる、文部省でも行つておる、農林省でも行つておる、あるいは自治省でも行つておる、こういうことではありますから、年金の一元化が進んでいくのであるならば、やはりその辺の行政改革もあわせて行われてしかるべきではないか。そうであるとも年金の資金は足らないわけですから、そういうところをぜひとも、少しずつでも年金の額をふやしていくことにやはり回すべきではないかというのが私の意見でございます。

○竹下国務大臣 今、實際問題を見ますと、国家公務員共済といふのは、国家公務員共済の連合会がありましてそれなりに機能しておる。農林年金、そして私学年金、今私どもが感じておられますのは、とりあえず給付の一元化、負担の一元化、それから制度の一元化。

制度の一元化につきましては、いわゆる今日の時点で大變議論のあるのは——私はおつしやる意味はわかりませう、そういう方向で今後努力しなければならぬ課題であります。地方公務員共済の方には、地方公務員共済関係者と言つた方がいかにもしれません、の方では大變異論の出ていることも私も承知しておりますが、これは行政改革の建前から、また一面給付の一元化、負担の一元化、制度の一元化が進む中で当然私どもとしてはそういう方向を目指して進めなければいかぬことだと思つておられます。

○坂口委員 自主運用の問題は再三私ここで取り上げさせていただきまして、大蔵大臣にももう既に理解をしておりますところだと思ひます。

最初に共済年金の方から聞いておきますが、共済年金の方は、資金のうちでどれくらい自主運用して、利回りはどれくらいになっておりますか。○門田政府委員 共済年金は、その積立金につきまして国家公務員共済組合法の規定によりまして厚生年金との実質的な均衡を図つていくということでございます。毎年三四％の比率のものを資金運用部に預託して運用する。したがって残り自主運用、こういうことになっております。

それから利回りの方でございますが、そうしますと、自主運用が多いから非常に高利回りで回つておるのではないかとよく言われるのでございませうが、実は約七割弱が自主運用ですが、そのうちの半分近くを組合員への福祉貸し付け、例えば住宅ローンとかそういうものに回しておりまして、職員のために福利貸し付けておる、こういうことでございますので、総体の利回りは高くございませう、七％ないし七・一％、こういう率でございます。

○坂口委員 これはことしの一月に聞きましたもので、あるいは若干最近もう数字が違つておるかもしれませんが、今御指摘のように、三四％が資金運用部に渡つておるわけですから、今おつしやいましたように、住宅あるいは福祉その他に利用されておるに、それが五・七六％とことしの一月にはお聞きをいたしました。そして資金運用部以外に有利にこれを運用しておりますものは八割くらいになっておる。五・七六と八％で、合計いたしまして七・一％、これくらいに最終的にはなつておるといふ話でございます。今確かに半分は福祉だとかそつちの方に回してあるので全体としてはそう高くないとおつしやいましたが、そちらの方は五・七六％、これが七・一に落ちつておりますのは八・〇％という、一部ではありまして自主運用されておりますから全体として七・一％になつておるわけですから、もしもこれができなければ、これは七・一％になかなかならないわけでございます。

そこで、これは何度も大蔵大臣に申し上げておるわけでございますけれども、これは今度は共済年金の審議でございますが、しかし、定額部分は厚生も国民年金もこれからは関係してくるわけでございます。関係してくるということになつてまいりますと、とりわけ厚生年金の今まで貯蓄された資金の運用をどうするかということ非常に大きなかかわりを持つてくるわけでありませう。それによつてこれからの定額部分の掛金を上げるか上げないかということも決まつてくるわけでありませうから、これは共済年金にも非常に大きな影響を与えてくるわけでありませう。

厚生年金、国民年金の今までの積立金残額は約五十二兆円と言われておりますが、現在のところ資金運用部資金にこれは使用されておるわけでありませう。これはなぜかここでも出ておるすうらに七・一％でありまして、そしてさらにそこから貸し出されておるものが七・〇九％とおつしやつたすかね、ほとんど変わらないような、むしろ資金運用部の方は損をしながら貸しているというふうな状態になつておる。金利の自由化の問題もこれありということ、どうしてもこの問題を避けて通れない。年金のために、それから資金運用部全体の問題といたしまして、これは今までのままではいかぬ状態になつてきた。少しづつでもここに風穴をあけて、そして少しづつでも年金の資金として国民に有利にそれが還元されるように考へていかなければ、定額部分一つをとりますしてもなかなかこれが上げられない。この運用をよりうまくすることができればもう少しこの定額部分をふやすこともできる、こういうことになつてくるわけ、再三私、この問題を取り上げさせていたしておりますが、大蔵省としては非常にかたくなに今までの方針を進めようといふふうには言われるわけでありませう。

ほかに法律の改正をしなければならぬことも十分に存じておられます。しかし、そうした法律改正等の問題は抜きにしまして、物の考え方としてその方向にどうしても一歩を踏み出さなければならぬ





の形で学者の方を集めたりしておる、その辺から徐々にごの議論が実っていくのではないかな、こんな感じを持っておりますが、ただ、財投のあり方そのものややはり並行して議論を進めていかなければならぬ課題だというふうには一面思っておりますことも事実でございます。

○坂口委員 今おっしゃいました総理府のその審議会、ここでひとつやろうじやないかということをおの春の予算委員会でもお答えをいただいたわけなんです、実際問題、後でいろいろとお聞きをいたしてみますと、今大蔵大臣がおっしゃったように、現実問題としてそれがうまく動くものなのかどうかどうも疑わしい、と申し上げるとそのメンバーの皆さん方に大変申しわけないわけでありませぬ、正直言つてもどうも疑わざるを得ない面もあるわけなんです。しかし、年金の問題はそれほど悠長な問題ではありませぬ、今この改革期にきちっとしておかなければならぬ。そういう意味で、もう少し別なものでおやりいただくのが一番いいんじゃないだろうか。総理府の方がそれで十分に機能を果たしていただければ、全体として財投の問題を含めてやっていたらいいよ、というわけですが、その辺が多少私に疑いの目をもつて見ているわけなんです。その辺のところをうまくいくものならそれでよし、いかないのなら別途の真剣に取り組んでいただくところをぜひ早急に決めていただいて、そしてこの問題にお取り組みをいただきたい、そういうふうに思います。

○竹下國務大臣 実際問題、理財局の勉強会がございますが、本来ならば厚年は厚年、それぞれの審議会とかそうしたたいのものがいろいろございまして、したがって、総合的に勘案するためには総理府というふうなもの一つの考え方が思われますけれども、今坂口さんもおっしゃいました

ように、僕も名簿を見て、この先輩たちが集まって本当にどんな議論ができるかなと思つて、思いつきやございませぬが、その方々に一人ずつ自分の好む人を特別委員として出して議論してみたらどうだ、これはほんの冗談みたいな話ですが、けれども、そんなことも考えてみましたので、今理財局の研究会の進みぐあいを見ながらどう取り上げ方をした方が一番いいか、大蔵省だけでやるのもいいかという感じもしいないわけでもございませぬので、政府部内でも少し勉強の時間をお与えいたしたいというふうに思います。

○委員長退席、中川(秀)委員長代理着席  
○坂口委員 それではこの問題はこのぐらゐにしておきますが、厚生大臣、お見えいただきましてありがとうございます。

厚生大臣にひとつお聞きをしたいと思いますのは、先ほどから議論をいたしておりますように、年金の問題は、国民年金、厚生年金の方が先にスタートし、今回共済年金がここにまた法案としてかけられたわけでありませぬ。少なくとも一元化の方向に進んでまいりまして、内容的には我々賛成したい面もいろいろあるわけでありませぬけれども、しかし、大枠としての行き方としては我々は実は賛成をしていくわけでございます。

その内容が、実は最初ごろ触れたわけでありませぬが、この年金といたしましては、どちらかと申しますと、国鉄共済に象徴されますように官の方が民の方に向かって少し手助けをしていただかなければならぬような形になっていくわけでありませぬ。この次その国鉄共済のこれをお助けする受け皿を一体どこに置くのかというのはこの法律の中には出てないわけでありませぬが、そうしたことも含めて考えますと、どうしましてもこれは厚生年金の方にも負担のかかってくる問題ではないかというふうな私自身は考えているわけでありませぬ。そういうふうになりませぬと、年金の方は官の方から民の方に手伝つてもらわなければならぬ形になる。片や医療の方は、今度は国保あたりを見ますと非常に行き詰まり、そして新しい制

度ができましてもなおかつまた行き詰まってきたり。こういつたことで、今度は民の方が官の方に手伝つてもらわなければならぬような形になりつつある。

そういうふうな意味で、年金の一元化がここに曲がりなりにもスタートをし、そしてこの後に続くものとして、やはり医療保険の方も一元化をどうしてもやらざるを得ない状況にきている。むしろ年金をどうした形で一元化をしていくという背景には、やはり医療保険の方もせざるを得ないというものがあつて、これはその後隠れて今は見えないけれども、その両方を完成して初めて日本の福祉というものの一つの基本的な姿ができてくるのではないかと、そういうふうには私に考えているわけでございますが、もう一つの医療の側の一元化の話というのは一体現在どこまで進んで、今後どのようなスケジュールで進もうと思つておられるのでしょうか、ひとつお聞きをしたいと思います。

○増岡國務大臣 年金も医療の方も、保険制度でありますからにはできるだけ多数の人でこれを支えるというのが原則であらうと思つて、したがって、医療保険につきましても、全国民が給付と負担の両面において公平であることがあつて、きざであることは、年金制度と同じであらうと御指摘のようには思つておる。

そこで、厚生省といたしましては、実は老人保健法あるいは退職者医療制度等である程度の保険間の財政調整をやつてきたつもりでおるわけでございます。したがって、それを一歩進めるためには計画的にやらなくてはならないわけでございます。まして、昭和六十年度の後半でできるだけ早い時期に、医療保険全体の給付と負担の公平化を図るという意味での一元化を図りたいというふうな考

があるわけでございますので、そういう幅広い観点から検討を進めながら、先ほど申し上げました昭和六十年度後半のできるだけ早い時期という目標で鋭意検討いたしておるところでございます。

○坂口委員 確かに医療保険の方にございましてはいろいろ格差がございませぬ、いろいろの御意見もございませぬ。それで、今までもこの一元化のお話を申し上げますと、これは年金も同じであつたわけでありませぬけれども、それぞれの制度、それぞれの歴史があるために一元化は難しゅうございませぬ、これはもう判つたような御答弁でございます。まして、年金の問題も、昭和五十一年、二十年ごろから私何度か一元化の問題を取り上げさせていたございましたが、なかなかこの方向には進んでこなかった。非常に行き詰まるところがたたくさん出てきて、ようやくにして腰を上げた。しかし、いささか遅きに失した感もあるわけでありませぬ。医療保険の方も、余りはつておきますとどうも遅きに失する感がある。

それで、六十年度後半、それもできるだけ早い時期に、こういうことでございますが、年金もこういうふうな方向に進んだことでございます。これはもう少し、できる限りテンポを速めなければならぬ時期にきているのではないだろうか。いろいろ議論をしなければならぬ問題、いろいろの意見のあることもわかりませぬが、私はそんな感じがしてございませぬ。それに対する御意見もお聞きをさせていただきます。それから、その一元化の方に進んでいきたいと思います。まず何を整理しなければならぬというふうにお考えになつておられるのか、その点もあわせてひとつお聞きをしたいと思います。

○増岡國務大臣 御指摘のようには、漫然と昭和六十年度後半というのを待つておつてはいけませんと思つて、したがって、これまでも、先ほど申し上げましたような老人保健法その他の制度をやつておるわけでございますから、その間におきましてでもできる限りの財政調整を行つていかなければならぬ。

最終的な目標についてのお尋ねでございますが、私は、そういう財政調整と、それから個人負担の割合、二割、三割というのがございますが、そういうものがある程度統一される、この兩者をやらなければならないというふうに考えておるわけでございます。

○坂口委員、この問題はなかなか限りがございますので、一応このくらいにさせていただきますが、最後にもう一問だけお聞きをしておきたいと思ひます。

これは大蔵大臣の方にお聞きをしたいと思ひますが、共済年金の方の既得権者ですね、もう既に卒業されて年金を受けておみえになるこの既得権者に対しては、今回のこの法改正は影響が及びまして、中には一部スライド等を停止をせざるを得ない人たちも含まれるわけでございます。しかし、考えてみますると、この年金制度というのは、将来に対してその保険者が、必ずこのことは守ります、したがって、これこれの掛金をしてくださいというのをお願いをして、お願ひを申しますから、約束をしておみえになっているわけでありまして、財政的に苦しくなつたからという理由でみだりにそれを変更するということは国民に非常に大きな疑惑を招くことになる、私は、年金制度全体に対してこれは大きなマイナスになると考へる一人でありませぬ。

だと思ひます。そういう意味で、このいわゆる既得権者に対してはこれからの人とかかなり明確に区別をして、多少そこにバランスが崩れたといたしましても、しかし、それはやはり約束は約束として守っていくというところが大事ではないだろうか、このことを最後にひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

したがって、既に年金を受給をしておみえになる方、それから、現在はまだ現役ではありますけれども間もなく年金生活に入られようとする皆さん方に対しては、やはり何らかの道を考へてあげなければならぬ。この現職の人、現役の人と、それから既に年金をもらつておみえになる皆さんとの間のバランスということだけでは済まされないのでないか。この人たちはそれだけのお約束をして今日を迎えたわけでありませぬから、このお約束をほごにするということになりませぬ、これから先の年金制度に対しまして、いつはここにされるかわからない、そういう年金にはついていけないという大きな反発の出ることもやはり必至

○竹下國務大臣、これは本会議でも申し述べましたが、いわゆる通常方式によって算定されておる年金については従前どおりである。退職時の俸給が高い人たちが選んでおるところの、一般方式によつて算定されたものにつきましては改定をいたします。しかし、この場合においても現に受けておる年金額は保障する。したがつて、年金額は下がらない。が、しかし、今おっしゃいましたように、追いつくまでのスライド停止、こういうものがあることは事実でございますが、この問題については、やはり掛金負担が大幅に増加せざるを得ない状況にあるということからいたしますと、私も当時審議会を見ておりました、つくづく感ずるのは、世代間バランスといひますか、世代間の不公平感というふうなものがある中で、相当に感じ取られるということになる、やはりそれらのバランスをとつた措置としてこれは適切な対応の仕方ではないかというふうな、まあそういう思つたから法律を出しているわけですが、そういうふうな印象を受けたことも事実でございます。

りませぬけれども、しかし、本会議でも議論があら

○坂口委員、最後に一言だけつけ加えさせていただきますが、確かに若い世代の皆さん方に負担をかけなければならないことはこれは事実であ

りませぬけれども、しかし、本会議でも議論があら

いようになつたというのが、労働者連帯、いい言葉で言へばそれを刺激して第一段階ができた。それで今第二段階、こういう感じがいたしますので、長い間腕をこまねいておつたと言われれば、その批判は甘んじて受けなきゃならぬ。しかし、やっぱり政策というものは国民の理解と協力が総合的に得られる環境にならぬとなかなかできないものだなという印象は、殊のほか私も強くしているところでありませぬ。

○中川(秀)委員、どうもありがとうございます。

○玉置(一)委員、ようやく年金制度の改定の最後が出そろつたという感じがございませぬけれども、いろいろ論議がある中で進められていくことは事実でございます。それから、これからかなりの十分な着目をやつていかなければ十分なものがない、こういう感じが受けておりました。昨日も本会議で質問させていただきましたけれども、やはり長期的な安定化を図るということでございます。我々が最も心配いたしますのは、将来どういうレベルでの給付が受けられるのか、そして負担がどこまで上がっていくのか、こういう心配がございませぬ。

○竹下國務大臣、いわゆる既得権者の中で高い人は、どちらかと言へば相当な給与を取つておやめになつた人。だから、一般の人、一般という表現が適切かどうかは別として、これには影響のないところであるということになりますと、この辺でやっぱり世代間バランス等を考へると我慢していただくかなきやならぬのかな、こういう印象を強くしたことは事実であります。

その中でも、昨日も申し上げましたように、税負担と社会保障負担、この辺のバランスの問題がございませぬ。いづれにしても国民負担という形になつて残るわけがございませぬ。総理の答弁では、欧米よりも低いところをいきたいというお話でございますけれども、低いところをいけば、向こうが上がれば、それに比べて上がつてしまふ。そして北欧の例のように、五〇%を超えますと、これまた社会の活力がなくなつてしまふ。こういう問題もございませぬ。給付は受けたけれども、まさにこれから負担していく者と給付を受ける者とのバランスの問題もございませぬ。十分先を見た制度改革にお願ひをしたいと思います。きょうは大筋の質問をいたしましたから、きょうは時間も短くしろというございませぬ。

た、おっしゃいますように大体こういう傾向になるというのは、それは二十五年前ですと今とは平均寿命が男女ともに十一歳違ひますからちよつと推定が難しかったかもしれませぬが、十五年

前、確かに私はある程度推定ができたと思ひます。結局、臨調というのできて年金の一元化という答申が出て、それともう一つは、やっぱりはしりになつたのは、これは余りいい例じゃございませぬが、国鉄共済がどうにもしようがな

大体三十五分間ぐらいで終わりたいと思っておりますけれども、ちょっと細かい内容についていろいろお伺いをしていきたいと思っております。

まず、今回の共済組合法の改定で、今まで官民格差のうちの一つというふうに見られておりました算出方法の違ひ、これが一応同一の算出方法によるいわゆる通年方式に改められてまいりました。そして今までの期間の合計のいわゆる支払い給与、そこから年金額を算出をする、こういう形になつたわけでございますけれども、その中身が基礎報酬、これは従来までの共済年金のいわゆる標準報酬というよりな形でございまして、今回からいろいろな手当が含まれるようになった。聞くところによりますと、期末手当、勤勉手当、調整手当、その他のいろいろな手当がございまして、いろいろ含まれておるといふことと

ございまして、まずどういふ手当が含まれてきたのか、そしてなぜ含まれたのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。大蔵省ですか、どうですか。

○門田政府委員 先生御指摘のように、今回、共済年金につきましても標準報酬でいくということをお考へしておるわけでございますが、本俸プラス諸手当というところでございまして、今おっしゃいました期末、勤勉手当、こういうものは入っております。恒常的な諸手当といふことでございまして、あくまで臨時的なものに入っていないといふことでございまして、内容的には、大体現在の厚生年金がとっておりまして、それと同じ考え方で臨んでおるわけでございます。

○玉置(一)委員 ちゃんとした名前でごつてはしるのですけれどもね。

○門田政府委員 ちよつと数が多くございまして恐縮でございますが、俸給のほかには俸給の調整額といふのがございまして、それから俸給の特別調整額、初任給調整手当、それから、これからのなじみの多いものでございまして、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、筑波研究学園都

市移転手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、教職調整額、医師暫定手当。

手当の中で含められていないものを申し上げますと、期末手当、勤勉手当、育児休業給、寒冷地手当、以上でございます。

○玉置(一)委員 今いろいろな手当が出てまいりましたけれども、人事院にお伺いしたいと思ひますが、来ておられますか。人事院では八月ごろに人事院勧告を出されるということとございまして、今まさにいろいろな調査をしておられるところだと思ひますけれども、我々の方でいつも感じますのは、地域によって賃金較差というものがあつたということ、そして企業の規模によつてまた賃金較差があるということとございまして、その辺で、現段階あるいはその前の資料になるかと思ひますけれども、大都市周辺とその他の地域においてどういふ較差があるのか、お調べでございまして、お答えをいただきたいと思ひます。

○鹿兒島政府委員 お答えいたします。

私も官民比較を現在実施している最中でございまして、御案内のように、基本的には企業の規模あるいは事業所の規模といふものを基本にいたしまして、全国一本で集計をいたしたまはす。そういう関係で、地域別による程度の較差があるか、そういう集計は行っていないわけでございますけれども、そういう地域の指標を示すものとして、私どもの民間調査の結果から幾つか拾つて申し上げてみたいと思ひます。

一つは、大都市地域におきまして民間企業における地域関連手当でも申しましようか、そういう手当の支給状況でございますが、民間企業におきましては、京浜地区につきましては手当として一〇・五％程度の手当を支給している。名古屋におきましては九・五％、京阪神におきましては九・八％、北九州が五・六％、それから福岡が六・九％、こういう結果を民間の中から私どもは拾ひ上げておるわけでございます。

○玉置(一)委員 これは今回手当ということでお取り上げたわけでございますけれども、現実的な総額からいふと賃金の較差ということになるわけですね。そういう意味で考えていきたいと思います。確かに報酬比例といふことで年金の受給額が決まらざるを得ないけれども、本人の努力にもかかわらず給与のレベルが違ひ、自分がどこに勤めておるかということと差がついてしまふ、こういうことがございまして、

今いろいろな手当が含まれたということと、その含まれた理由についていろいろ聞いてみますと、厚生年金と合わせたのだ、一口で言うところいうことらしいですけれども、よく考えてみたら厚生年金もちよつとおかしいのではないか、そういうような感じがします。

と申しますのは、例えば通勤手当あるいは住宅手当として扶養手当、こういうものがございまして、扶養手当がございまして、その第一被扶養者であります配偶者、こういう方々が今度は国民年金の基礎年金としてカウントされるということとになつておると、報酬比例部分の分といふのはダブルではないかといふ感じがするわけですね。それから通勤手当が出されておりますけれども、この通勤手当がそもそも税額控除の対象になつておるわけでございまして、やはり国も必要経費であるといふふうに認めておるわけでございます。必要経費をたくさん使えば年金がふえるのかといふことが考えられる。そして住宅手当でございまして、これはまさに住宅手当でございまして、ほとんどが埋められるほど出ているといふことは考えられないわけでございます。

そういうようなことを考えていきたいと思います。今現在ある手当がございまして、生活の補てんといふ意味では役立っておりますけれども、実質はそれ以上のいろいろな経費が発生している。そして場合によつてはダブルのようなものがある。先ほどもありましたように筑波の移転の手当、これは移転の一時期しか発生しないわけでございますから、こ

ういふものが年金の額にいわゆる標準額の中の通算の中に入つてしまふといふのはおかしいわけでございます。そういう意味でいいますと、かなりのいろいろな手当が、本当はもつと省かれていかなければいけないのではないかと、こういうふうにお考へを算出基準の中に入れたということに對して、おかしなように私は指摘をしたいと思います。お聞きを願ひいたします。

○竹下國務大臣 すべて厚年並みにしたといふ以上の知識の持ち合わせが私にありませんので、詳しくは事務当局からお答えをした方が適切かと思ひます。

○門田政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、このところは確かにいろいろ議論があるところだと思ひますが、本俸でいくか標準報酬でいくか、標準報酬でいくかとなりますと、その中で一つ一つの手当を吟味して、これは妥当である、これはいかぬといふことをやりまして、それをまた事務の上へ移していくといふのも非常に大変なことでございまして、非常に不合理なものだけを除いておいて、こういうことで処理したわけでございます。考へ方の基本は、ただいま大臣から申しましたように、これも厚生年金に合せていく、こういうことでございまして、

この内容は、今後政令の内容といふことで取り運んでいくわけでございまして、その辺よく考へながらやつていきたいといふふうに思つております。

○玉置(一)委員 では、先ほど申し上げましたように、筑波の移転の話とかそれから通勤手当、これは要するに遠くに住むほど年金が高くなる、こういうことになるわけですね。これでいいのかどうか、その辺についてどういふふうにお考へになるか、お聞きしたいと思います。

○門田政府委員 個別の議論、非常に難しいのでございまして、これは国共審、国家公務員等共済組合審議会でも議論を重ねた上でこういう結論的

なものになった、こういう事情も一つございませう。

○玉置(一)委員 審議会で決められたら、中身を十分に詰めないで全部そのまま採用するということですか。

○門田政府委員 なおよく考えてみたいと思ひます。

○玉置(一)委員 一つ考えられるのは、現在、例へば東京に勤めておられる方が将来ともに、老後東京に住むということはまだ確定的じゃないのですね。ところが九州におられる方が、たまには京都に住んでみたい、で、京都へ来る、あるいは東京へ来る、こういうことも考えられるわけですね。そういうふうにも考えていきますと、働いたところで給与レベルが当然違ひますけれども、いろいろな手当が違ひ、こういうこと。あるいは、今まで例へば八王子とか、あるいは場合によっては小田原とか、遠くから通っておられる方が、老後東京都内に住むというのはいま考えられないですね。逆に、八王子に近いところ、あるいは小田原に近いところにそのまま自分の家として維持される、こういうことになるわけです。今現在、通勤手当として含まれている、いわゆる所得の上乗せ分というふうな計算上は考えていいと思ひますけれども、この部分が、今年年金受給の標準額に本給にかなり上乗せされるわけですから、そういう面でも考えますと、要するに、働いた報酬としての部分じゃなくて、勤めるためのいわゆる経費になるわけですね。そういうふうな考えでいきますと、そういうものが将来どうなるかわからない状況の中で、基準の中に含まれるのはおかしいというふうな思ひます。

じゃ、通勤手当だけに限定してお聞きしますけれども、これについて、今私が申し上げましたけれども、こういう状況があるという予測をするわけですか。これについてどういふふうにお考えになりますか。

○門田政府委員 まず一般論をちょっと申し上げたいのですが、今の年金の仕組み、特に報酬比例

の方の仕組みは、収入に応じて掛金を負担していく、その負担した掛金に応じて年金給付が受けられる、こういう仕組みでございますので、一般的な場合ですが、やはり都会におきましてある程度稼ぎもよいというふうなことがありまして、場合には、やはりその収入に見合つて負担しているわけですから、給付額も大きくなる、こういう事情でございます。

また一方で、収入が多く見積もられた場合には、短期の掛金、いわゆる医療、健康保険等のあれでございますが、短期の掛金の方もそれに一定の掛金率でかかりますから、負担が大きくなるということ、一概にどちらがプラスかマイナスかということはない、こういう状況があるわけでございます。

それから通勤手当の問題につきましては、これはいろいろの議論がございましたが、厚生年金相の当部分というものは、計算方式あるいは標準報酬のとり方を厚生年金に合わせようというものが最後の結論でございまして、こういうことにしたというところでございませう。

○玉置(一)委員 余りあれすると、四十分で終われど、この掛金を払っている部分に、ある相当額が今度国からの補助という形で出ていますよね。そういうことも含めて、自分の負担が丸々通勤手当そのものに対する負担じゃないということですから、それ以上の部分が国——共済の場合でございますけれども、国または企業体から出ているというところになるわけでございます。その部分が将来不公平に結びついてくるというふうな感じがするわけでございます。

あと企業規模別にいろいろな格差があるわけでございますけれども、ちょっと時間がないので省略いたします。

そこで人事院にお伺いしたいのですが、今回の共済年金法の改正案につきまして、きのう御答弁が本会議でございました。何となく余り簡切れがよくないような感じを受けたのですけれども、今

回の共済法改正についての御見解をお伺いしたいと思ひます。

○鹿兒島政府委員 昨日総裁から本会議で御答弁申し上げているところでございませうけれども、御承知のように、現在の国家公務員の共済年金という制度は、社会保障制度の一環でありまして同時に、やはり公務員制度の一部としての機能を持っているわけでございます。私どももいたしましては、公務員制度としての機能が今回の改正によって果たされるかどうかということに重大な関心を持っております。内容的に見ますと、きのうも総裁が答弁申し上げたところでございませうが、公務員にとりまして厳しい側面を持っていることは事実でございます。しかしながら、今回の改正案の中には、いわゆる三階建ての部分の三階部分と申しますか、職域年金の部分等におきまして公務員としての特殊性が配慮されているということも、基本的には、今回の年金制度の改正というものが高齡化社会に向けての年金の一元化という基本的な立場に立っておりますことを前提としたしまして、やむを得ない措置である、かように考えておるわけでございます。

○玉置(一)委員 国家公務員法の百八条によりますと、意見の申し出をするというふうなことが決められておりますけれども、今もちょっとお話をございませうが、具体的な意見がまとまっておりますか、あるいはまた申し出をするかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○鹿兒島政府委員 御承知のように、沿革的には昭和二十八年に、国家公務員法に基づきまして意見の申し出をいたしました。それが三十四年の現在の共済制度をつくる際の基本になった、このように理解をしております。その後の、人事院として正式にいわゆる国家公務員法に基づきまして意見の申し出をしたことにはございませう。

で、今回の場合におきましても、過去数回そういう例がございませうけれども、口頭で大蔵省に対して、先ほど申し上げましたとおり、公務員

の特殊性に配慮した形の年金制度の改正にしたいと思ひます。

私ども、今後この共済制度の成り行きにつきましては、先ほど来申し上げておりますような理由で重大な関心を持っておりますので、その成り行きいかんによりましては、あるいは意見を申し上げる機会もあるのではなからうか、かように考えております。

○玉置(一)委員 それでは職域年金についてお伺いしたいと思います。

今の人事院のお話では、公務員制度の一環としての一つの目玉だというふうなことでございませう。今までのいわゆる格差問題を論議していく中で、かなり解消してきたという気持ちを持っておりましたけれども、どうもこの部分が考えてもわからない。確かに立派な仕事をしていたから、後の立派な保障ということには必要でございませうけれども、ただ何となく、公務員であるからついたというふうな感じであるとなかなか納得できないわけでございます。

聞いてみると、企業年金のようなものだという話でございます。企業年金の今の状況をいろいろ調べてみますと、そう必ずしもほとんどの企業で、民間で実施をされているわけじゃないということでございます。退職年金、企業年金の普及状況、これはちょっと古いのですけれども、昭和五十六年の状況で見ると、全産業で、年金制度と退職金の一時払いと両方ありますけれども、退職年金だけで見ますと一八・五％しかないという非常に少ない状況になっております。こういうことから見ると、なかなか、まだ二〇％前後しかない状況でございますから、それが大いに普及したから職域年金をくつつけたのだという理由にはならないと思ひます。

そして企業格差。まあ民間の中では企業格差がたくさんありまして、年金をつけられるほど余裕のある企業、そうでない企業、いろいろあるわけですので、ますます規模的な面での格差がついてく



るのではない。そういう状況でございますが、そこにもまた共済制度の方で職域年金というよりな形でやられてきたことについて、我々も若干疑問を感じるわけですが、ただ、悪い方向じゃないわけですから、何としても、今度は逆に、せつかく職域年金をつけていただいたんだから、これに民間のレベルを合わせていきたいという気持ちがございますので、そういう面でも若干御質問をしていきたいというふうに思います。

財源の話でございますけれども、企業年金の場合には、退職一時金のいわゆる延べ払いのような形で払われておりますけれども、共済制度の場合には国が負担をするというようになり、いわゆる保険の積立金の中にプールをされるということになるわけですから、財源がどうなるかというように思います。これについてどういふ判断をされておりますか。

○門田政府委員 共済年金としまして職域年金部分を設けたという場合の考え方は、やはり何といたしまして公務の特殊性とすることを中心に考えたわけでございます。民間における企業年金の実情でありまして、幾つかの要素も頭の中にはありますが、やはり公務の特殊性というものが中心になっておるわけでございます。職務専念義務でありますとか私企業からの隔離でありますとか信用失行の禁止でありますとか、やはり公務員個々にとりましてはなかなか厳しい状況があるわけでございます。そのために労使折半という形で財源を考えました。したがって、これは職員の掛金負担にもやはりはね返るわけでございまして、おのずからそこには限度があるであろうという感じがいたすわけでございます。

○玉置(一)委員 労使折半でおのずから限度があるだろうという感じですが、全体労使折半でございます。そういうふうに考えていきますと、上積

みされた部分も本体も変わらないのじゃないかというふうな感じがするわけですが、ただ、やはり片方が退職金の延べ払いであれば、当然同じようなことも考えていかなければいけないし、逆に厚生年金の方に、あるいは企業年金の方に問題があるということがあるれば、そちらの改善を図るといふのがいいんではないかと思っております。管轄が違いますね。大蔵省じゃないですね。

そこで、厚生省来ておられますね。今企業年金のお話を申し上げました。企業年金が普及されたという話を聞いておられますけれども、実態で見ると、まだそれは普及されてない。しかし、退職金と併用という形ではかなりの分野に広まってきているというの事実でございますし、今回のように職域年金が共済制度でできますと、また新たなかなりの企業年金の普及というものが考えられるわけでございます。

これについていろいろの問題点が従来言われておりますけれども、特に年金積立金のいわゆる受給権の確保、保全という面から見ると、積立金そのものがある程度守っていかねばならないだろう、こういう時期にきているんじゃないかというふうな考えられるわけですが、企業の中に準備金として置かれてある場合は外部に預け入れの場合あるいは預託、いろいろな方法をとられている場合がございまして、ほとんどの場合、企業のいわゆる資金の中に組み込まれてしまっているという状況であると思っております。余りにも普及してまいりまして、例の退職金の問題のように、企業が倒れてしまった場合に、自分たちの、いわゆる企業年金として退職金の全額を引き出さないで残しておいたものがなくなってしまう、こういう心配があるわけでございます。そこで我々の方は、この保全のために再保険の制度をつくったり、あるいは外部預託という形で基金を守るといふことをやるべきだというふうに考えますけれども、厚生省として何らかの検討をされているのか、またどういふふうな検討をいくのか、それについてお伺いしたいと思います。

○渡辺説明員 お尋ねの企業年金の積立金の保全の件でございますが、私ども厚生省として直接所管をしておりますのは厚生年金基金でございます。このほかに税制上の適格退職年金あるいは先

生おっしゃいました各企業が独自にやっております自社年金、大きく三種類あるかと思っております。私どもの厚生年金基金につきましては、適格退職年金の場合と同じように所要の費用をあらかじめ積み立てる事前積立方式、そして、先生御心配の加入者の受給権を確保する見地から、基金をつくりました企業から独立した外部に積み立てをする、こういう仕組みをとっております。

企業の倒産などによりまして基金が解散をいたしました場合、この基金の給付内容は、厚生年金の一部を代行する代行給付部分と、企業独自に上乗せする給付の部分と二通りございますが、前者につきましては、基金加入人への給付を保証するというようにしております。また、後者の企業独自の上乗せ給付部分につきましては、冒頭申し上げましたとおり、外部に事前に積み立てる方式をとっておりますので、基本的には受給権は保全されるわけでございます。中にも、過去勤務債務がなお未償却である、あるいは発足後給付改善をいたしまして、そのための費用の積み立てが不十分である、こういうケースがございまして、その場合には、倒産などによって基金が解散いたしますと、御心配の積み立て不足を生ずるケースがあるわけでございます。このような場合に、年金給付をどう確保していくかということにつきましては、自

社年金におきまして御懸念とあわせまして、再保険制度の創設等を含めて今後の検討課題だというふうにも私ども認識をしております。

○玉置(一)委員 約束した時間に一分しかありませんので終わりますけれども、今回の共済年金の改定はいろいろな問題が残っているわけですが、あと余り時間がございませぬのでまとめて申し上げますけれども、日本たばこ産業、国鉄それから日本電信電話株式会社、それぞれの職域年金の

決め方について、国鉄の場合は六十五年まではと

りあえず留保されておりますけれども、それ以降の問題も含めてやはり考えていかねばいけません。そして、ことし初めて昇給にかんじて、N T T とたばこについてはそれぞれが独自で決めてきたという経緯がございまして、その辺も踏まえて、これはきのうも若干申し上げましたけれども、職域年金の部分についても独自の設定ができるようにしていかなければいけないのではないかと。

それから、国鉄共済の職域部分については、六十五年までは、今の状況からいくとかなり苦しいからしようがないだろう、ほかの企業体あるいは国家公務員の方にかんじり負担を持っていていっていただくわけですから、多少の問題はあるとして、六十五年以降どうなるのかということがございました。この辺についての一応の方向を確認したいと思います。

○門田政府委員 お話しのごさいます。これは現在国共法の適用を受けておられますが、これは現在あるわけでございますが、民間企業としてなお自主的なものをつくりたいというお話もあるやに聞いております。それは結局は税制適格年金という制度がございまして、そういう税制上の要件を満たせるかどうかということで創設の自由度はあるんだ、こういうふうな思っています。それから国鉄でございますが、国鉄共済は残念ながら財政状態が非常に悪化しております。六十五年以降というお話でございますが、今の見通しではさらに悪化するということでございまして、そういう国鉄共済の状況あるいは国鉄そのものの状況から見まして、先行きとも非常に困難ではなからうか、こういうふうな考えております。



千の質問をさせていただきます。

国民年金について少し伺いたいと思っておりますが、現在保険料を払っておられない方が相当数に上ると思っております。私の方から申し上げますと、保険料の免除申請ということで、法定免除の方が四・七％で約八十七万人、申請による免除が二二・〇％で約二百二十万人、合わせて一六・七％というように言われておりますが、これは大体合っておりますでしょうか。

○植西説明員 お答え申し上げます。

ただいまおっしゃいましたとおりの数字になっております。

○正森委員 そのほかに公的年金を受けていない無年金者が、五十九年度で六十五歳以上の老人の七・七％に当たる九十二万人、新制度が行き渡る三十年後には百五十万人前後になるということが、参議院の社会労働委員会等で答弁されたようですが、それも間違いございませんか。

○古賀政府委員 先般成立をいたしました年金法の審議の過程におきまして、先生御指摘のような質疑がございまして、政府側よりそのような答弁をいたしております。

○正森委員 そこで伺いたのですが、いろいろ資料を見ますと、国民年金の積み立ては支給に要する金額の大体三％ぐらいであるというようにも言われておりますが、現在積立金がどうなつて、その将来の財政収支は、もし今回の改正がなければどうなる予定だったか、簡単に御説明願いたいと思ひます。

○古賀政府委員 お答え申し上げます。

五十八年度末現在におきまますところの国民年金の積立金は二兆九千億円でございまして、現行法のまま推移いたしますと、国民年金の保険料は昭和五十九年度価格で昭和六十一年度六千八百円から成熟時におきましては一万九千五百円まで段階的に引き上げざるを得ない、またそうすることによって制度を運営していくことができる、こういうふうな推定をいたしましたわけでございます。

○正森委員 それを聞いていまするんじやなしに、制

度改正がなければいつ積立金がなくなるのかと聞いているんです。

○古賀政府委員 現在の国民年金の保険料が六千七百四十円でございますので、これを据え置くといたした場合にはこの国民年金の積立金がどのくらいもつか、こういう御指摘かと思ひますけれども、六十七年度までということでございますから、ほぼ五、六年で積立金がなくなる、こういうことに相なるわけでございます。

○正森委員 そこで、いろいろ資料を見させて

いただきますと、伺いますが、今井一男さんという方がおられますが、この方はどういう役職をしておられる方ですか。

○門田政府委員 この一月末まで国家公務員等共済組合審議会の会長をされておりました。現在ではされておられません。

○正森委員 この方は共済組合連盟の会長もされておられる方ではありませんか。

○門田政府委員 そのとおりでございます。

○正森委員 その方がある座談会でこういうことを言っておられるんですね。前の方は省略いたしますが、

国年は何とかして追いつけというんで、人為的成熟化を図つた。ですから、国年の方は一番最初にパンクする。今の任意加入の問題もどうにもうまいこと解決できない。妻の任意加入はどうしても強制でいくしかない。また事業主の負担がなければ損だということで、被用者の妻は全部ごちらの方に強制加入しちゃうという手を使って、婦人の年金権の名のもとに、ああいふ制度を考えた。一人ずつが年金持ちというの、どこの国でも生活はすべて世帯単位で行われるという原則の無視です。名前を基礎年金とかえて、社会保障制度審議の基本年金とマギらわしい名前を活用したわけですね。今度の改正は国民年金救済法といつていいと思う。基礎年金との改名で世間をごまかしている点にむしろ国民的反感を感ずる。

こう言っておられます。つまり、こういうように専門家、国民年金は今のままだと遅かれ早かれパンクせざるを得ない。そこで基礎年金という名前前で今度の制度を導入して、サラリーマンの妻などは全部強制加入にして、そしてその保険料は御主人の方から払わせるという格好で基礎を広げることによって、国民年金の破綻を救つたものであるというのがこういう方々の指摘であります。

現在、年金の中で一番財政規模が弱いのは言うまでもなく国鉄であります。その次が国民年金だ。この国民年金を救うためにこういう制度をつくつただけでも、それを政府は余り言わないで、国民共通の基礎年金ということをやっておるが、そういう言い方には「国民的反感を感ずる」というのを、これは今井一男という相当責任のある人が言っているんですね。これはある意味では当たっているのではないですか。そして、救うために、先ほど坂口委員からも指摘がございまして、非常に高い保険料を払わせて、国の負担というのが非常に少なくしているということが言えると思ひます。

委員部、資料を配っていただきましたか。大臣、関係の方、その資料を見てください。この資料は、我々が一定の前提のもとにインプットしたものでありますが、まず、数字の方を見ていただきますと、これは左側のは、月の保険料が六千八百円で、毎年三百円ずつ上げていくという政府の考えで、それがどれくらいたまっていくかというのを見たものであります。年齢は二十一歳から始めて六十歳までずつと積み立てる。六十五歳までは据え置きということでございますから、それを見ていただきますと、単純積み立てで国庫負担がゼロという場合は五百四十三万三千六百円、六十歳になったときには積み立てておる。これは単純な数字であります。それが右の方にいきますと三％の複利計算。これはただで遊ばしていくわけではございませんで、財投の場合には現在七・一％であります。物価上昇がございしますから、実質金利が三％といたしますと、これは金利がつき

ますから、六十歳のときに九百六十三万六千七百三十円になります。さらに、据え置き期間も金利はふえてまいります。六十四歳を見ていただきますと、これが一番高くて、複利計算で千八十四万円になります。

右側を見て下さい。これは制度が成熟したときに、月に一万三千円納めていくという場合であります。これは初年度は一万三千円掛ける十二で、すから十五万六千円。それをずつと下へ行っていただきますと、六十歳のときには六百二十四万円、三％の複利計算をいたしますと、千七百七十六万円になります。それをさらに下へ下へ行っていただきますと、六十四歳というのがピークになります。千三百二十三万八千九百六十六円あります。これから六十五歳は月五万円ですから、六十万円ずつもらっていくわけでありまして。

〔中川（委）委員長代理退席、熊川委員長代理着席〕

ここから減り始めるわけですね。しかし、減り始めますけれども、三％の複利計算で見ると、一番最後のところですね。八十歳まで長生きするということ、一万三千円の場合には、十五年余り六十万円ずつもらいまして八百七十八万七千六百五円残ることになります。六千八百円から始める場合には四百九十四万八千五百三十三円残ることになります。

これは私が昨日日本会議で、これはとんでもないことではないか——いいですか、来年から六千八百円ずつ納めて、毎年三百円ずつ上がり、一万三千円まで上がるということになれば、三分の一の国庫負担をいただくどころか、そんなものももらわなくても、三％の複利計算で運用するとすれば、約四百九十五万円払い過ぎということになる。一万三千円の制度が成熟したときには、八百七十九万円近くも国に寄附したまま死んでいくということになる。これでは三分の一の国庫負担ということ、成熟した段階等で、保険料を納めていく人には少しも還元されないではないかという理屈になるわけでありまして。私の質問に対して、

本會議では、厚生大臣はそういうことにはなりませんという簡単な答弁がございましたが、コンピュータで数字を入れてみるとどういう結果が出てくるのですか。これについてどういふあいに御説明いただけますか。お願いいたします。

○古賀政府委員 答へ申し上げます。

先生の今おっしゃいました実質利回り三％という問題でございますけれども、年金の長期的な数理計算をいたします場合には、この実質利回りをどう見るかということがいろいろあるかと思えます。物価上昇率とそれから運用利回り、この差が実質利回りになるかと思えますけれども、この物価上昇率それ自体、それからさらには運用利回りそれ自体がどのくらいになるのか。その差が同じ三％でありまして、年金の数理計算では非常に大きな差が出てくるわけでございますので、実質利回り三％と置いて計算することも一つの仮定でございますけれども、それはそれで一つのケースとしての試算があらうかと思えます。

しかしながら、過去の実績を申し上げますと、これは既に御承知かと思えますけれども、国民皆年金体制をとります直前の昭和三十五年以来の実績でございますが、年度平均で消費者上昇率が七％弱、賃金上昇率が一％弱となっているのに対して、金利については、例えば民間の生命保険の場合でも八％弱、こういうことでございますので、その差が一％というふうな実績になっておるわけでございます。そういうふうなことから見ましても、この年金の計算というのは長期にわたった見通しでございますので、その仮定の置き方にいろいろなケースが出てくるということが第一点でございます。

それから、大臣が答弁をいたしました趣旨と申しますのは、やはり何と申しましても公的年金と申しますのは、これは世代間の社会的な扶養のシステムであるということでございます。やはり年金受給者の年金というものを後世代の方が拠出をする、そういうことになって成り立つわけでございます。

ざいすから、その個人にとつての損得ということとはあつたといつたしましても、制度それ自体としては世代間の扶養ということで成り立つておるといふことでございます。のみならず、基礎年金につきましては、今度の新制度では三分の一の国庫負担がつけられておるといふことでございます。

○正森委員 そうすると、三％の実質金利であればこういう結果になるということとは認めた上で御答弁ですね。三％の実質金利になるかどうかからぬ、過去の例では一％ぐらいであるということと、それから世代間の負担だから、個人としてはまさに正森委員の言うとおりでございども、全体のために辛抱しろ、こういうことですか。今の答弁をちゃんと正当に日本語として聞けばそういうことになる。

○古賀政府委員 先生のお示しになりました数字は、物価上昇率がゼロで実質利回りが三％という場合には、これは当てはまるかと思えます。

○正森委員 あなた世間を感ずるようなことばかり言っているね。物価上昇率がゼロで実質金利が三％なんて言え、世間の人は物価上昇率がゼロなんじゃないか。正森委員はいかにも無理なことを言っておるな、こうなるけれども、物価上昇率が仮に三％で、そして金利が六％であれば実質金利は三％、こうなるわけでしょう。同じことでしょう。今うなずきましたけれども、それは今の経済状態として大いにあり得ることじゃないですか。

大蔵省に伺いますが、今財投の運用金利は七・一％ですけれども、これは去年は実質金利にしたら幾らになるのですか。——物価上昇率がゼロならんておかしなことを言うから、そこで聞かざるを得ない。

○古賀政府委員 専門家の数理課長に答弁をさせたいと思ひます。

○坪野説明員 ただいまの御質問の件でございますけれども、この資料は今見て御説明を受けたわけでございます。この計算によりまして実質金利

三％というふうになっておりますけれども、この計算の仮定といひますのは、先ほど古賀審議官から御答弁ありましたように金利が三％、物価がゼロという場合につきましてはこの計算のとおりになることは私も同感でございます。

○正森委員 だから、それは金利が六％で物価上昇が三％でもほぼ同じことではしょう。

○坪野説明員 ここに計算されております例えは物価が三％で金利が六％というのは実質金利三％であることには間違いございませんけれども、この計算ではこのようにはなりません。あくまでここに計算されているのは金利が三％、物価がゼロという、そういう場合の実質金利の三％で計算されていることでございます。

○正森委員 財投が七・一％ということはわかっているのです。その場合に、去年のと同じように特定して実質金利何％かという非常に単純なことなんですけれども、大蔵省それのお答えがないようです。きょうは質問の頭を出さず、厚生省の答弁も非常に何か含みのある、わけのわからぬような答弁ですから、この問題については次回に継続で何うことにしたいと思ひます。

しかし、いずれにせよともかく運用益を生み出すということであれば、少なくともその個人にとつては、払ったものだけもらえないという結果になることは非常につきりしているのです。ですから、それは決して国民すべてに対する基礎年金ではなしに、私が言いましたように国民すべての基礎収奪であるということ、当然ならずといへども遠からずということをおききたいと思ひます。

次に、終わる時間が参りましたので伺ひます。国庫負担、これは国民年金と厚生年金の場合には、厚生省が四月九日でございますが参議院で答弁をいたしました。国庫負担が非常に低くなる、二〇二五年には旧制度だと八兆三千億円のものが五兆六千億円で二兆七千億円減少する、そのほかにも二〇五〇年までの資料を出しております。こういうものが出るのなら、共済年金の場合にも

どのくらい国庫負担が削減になるのか、大蔵大臣にお答え願ひますと申しましたが、残念ながら大蔵大臣は答へになりませんでした。私はこの法案の審議の前提として極めて重要なことだと思ひますので、きょうは委員会の質問でございますからぜひお答え願ひたいと思ひます。厚生年金と国民年金で厚生省に出せたことが、共済年金について大蔵省に出せないはずはない。

〔熊川委員代理退席、委員長着席〕

○門田政府委員 御承知のように、今回の改正で国庫負担は基礎年金に集中する、こういう形をとつておるわけでございます。従来の国庫負担は年金額全体に対してかかっておつた、そのところが違うわけでございます。したがって、簡単に比較ができるというわけにもまいらないわけでございますが、さしあたっては経過措置等が講ぜられておりますので、例えば六十一年度、六十二年年度と、その辺につきましては大幅な変更は生じないというところは言えるわけでございます。その後、将来的に六十五年、七十年あたりは八十年、この辺をぜひ出すようにとお話だと思ひますが、その辺は鋭意準備いたしまして、御趣旨に沿うようにしたいと思ひます。

○正森委員 厚生年金と国民年金につきまして、衆議院段階では似たようなことをおっしゃつてお答えにならなかつたわけですね。参議院段階で非常に強く要求されて、当然のことながら数字が出てきたわけでありまして、やはり、審議をするときに、第一院である衆議院での審議の中でそういう結論を出すのがフェアであつて、厚生年金、国民年金で計算できたものが、共済年金については、数年先は出せなければ二十年先、三十年先、五十年先は出せないなというところは、国会審議に対する軽視である。大体、三十年先、五十年先、二十一世紀を見込んで、これではやれないからといって改正するのでしょう。それなのに、そのときにはどういふ姿になるんだと言へば、それは計算中であるというふうなことで、まじめに衆議院を通過させおるのかと言つてもいいと思

うのです。

ちょうどいい切りがございましたから、質問を留保して、これで私の本日の質問は終わります。

○越智委員長 塩島大君。

○塩島委員 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案外三案につきまして、その概要を本会議におきまして大蔵大臣にお尋ねしたわけでありまして、本日はさらに具体的に伺いたいと思っております。

そこでまず初めに、共済年金の現状及び将来の見通しにつきまして、幾つかの点をお伺いしたいと思います。

第一は、組合員と退職年金受給者の割合、いわゆる共済年金制度の成熟度の現在と将来、昭和九十年程度までの状況は、国共済の場合についてどうなっているか。

第二は、年金額につきまして、新規退職者の最近の平均退職年金額は国共済の場合どうなっているか。また、この年金額が保険料を負担する現役組合員の月収に対する比率、いわゆる給付水準はおおむねどの程度となっているか。また、現行制度のままですと将来この給付水準がどの程度になるか。

第三は、国共済につきまして、年金財政の将来見通しはどうなっているか。また、現在の保険料率及び将来の保険料率がどうなるか。以上の諸点につきまして伺いたいと思っております。

○門田政府委員 お答えいたします。

国共済のいわゆる成熟度、組合員数に対しますところの年金受給者の割合でございますが、五十八年度決算で三二・一％でございますが、漸次比率が上がってまいりまして六十年三三・四％、七十年四九・九％、八十年五三・八％、九十年五二・四％、こういう数値が見込まれております。

年金額でございますが、五十八年度末現在における平均退職年金額、月額約十五万九千円でございます。新規裁定者の年金額は、三十五年勤続が平均になっておりますが、五十八年度退職者で月

額十九万二千円とふえてまいっております。それから、現役組合員の月収に対して年金額がどういう比率になるかということでございますが、五十八年度末における現役組合員の平均月収は約二十万八千円でございます。これに對しまして十九万二千円の年金額でございますから、六九％という比率になっております。それから、今後加入期間が徐々に伸長して、今の三十五年が四十年ぐらになるであろうということでございますが、その場合には、現行制度のままですと二十二年六千円という年金額になりまして、八一％という比率になります。このままではバランスが崩れるということでございます。

国共済の年金財政の将来見通しでございますが、これは昨年十月の財政再計算のときに推計いたしましたわけでございますが、昭和七十六年ごろ単年度収支で赤字になる、昭和八十六年ごろ積立金も食いつぶしてしまふ、その年の給付をその年の拠出で賄わなければいけぬ、賦課方式になってしまふ、こういうことでございます。

それから保険料率でございますが、現在の掛金、組合員の掛金は今は対本俸でやっておりますので七・二％ということになっておりますが、これは月収に対する割合に直しますと約五・七％でございます。ただし、これは国鉄に対する拠出を含めておりませんので、このための掛金負担を含めると本俸に対して七・六五％、月収に対しては六・一％ということになります。これに對しまして厚生年金男子の場合は、現在が五・三％で、ことしの十月に引き上げまして六・二％というところで、若干公務員より高い、こういうことになろうかという感じでございます。現行制度のままですと、将来の保険料率は、月収に對して労使で約三九％ということになるわけでございます。厚生年金も、今のままですとそういう感じになるということがあったわけでございます。それで成り立たないということございまして、この改正をお願いしております。

額十九万二千円とふえてまいっております。それから、現役組合員の月収に対して年金額がどういう比率になるかということでございますが、五十八年度末における現役組合員の平均月収は約二十万八千円でございます。これに對しまして十九万二千円の年金額でございますから、六九％という比率になっております。それから、今後加入期間が徐々に伸長して、今の三十五年が四十年ぐらになるであろうということでございますが、その場合には、現行制度のままですと二十二年六千円という年金額になりまして、八一％という比率になります。このままではバランスが崩れるということでございます。

○塩島委員 五十七年七月に出されました共済年金基本問題研究会の意見によりますと、保険料の負担の限界は千分の二百ないし二百五十とされております。ただいま伺いました将来の見通しによれば、この領域をはるかに超えており、制度の安定的な運営は困難なものにならざるを得ないと言ふことができます。

将来の給付水準は、現役組合員の月収の八〇％を超えるというところであります。現役組合員は、平均的には夫婦子供二人の四人世帯であり、教育費や住宅投資等が必要であることを考えれば、老婦二人の受給者世帯に比した場合、均衡を失していると思われまふ。

このように考えてまいりますと、老齢世代の受け取る年金は、現在の制度のままですと、現役世代の生活水準や負担とのバランスを損なうほど高いものになると考えられます。共済年金制度を長期的に健全で安定したものとしていくためには、給付水準の適正化を図ることが必要不可欠と考えられます。共済年金制度の改革に当たっては、負担と給付の水準について将来を十分に展望し、適正な給付水準とすべく努力すべきであると考えますが、この点についての御見解を賜りたいと思ひます。

さらにまた、長期的に安定した制度運営を行うためには、公平性のもう一つの側面、すなわち世代内の公平を図る必要があり、そのためには制度間の不均衡や過剰給付、重複給付の調整を行っていく必要があると思ひますが、あわせてお考えをお伺いしたいと思います。

○門田政府委員 ただいま先生からお話がございます。高齡化のピッチが非常に急でございますので、私どもやはり今から備えていかないとけないというふうにお考えしております。

それから、世代内の公平のために制度間の不均衡、過剰給付、重複給付の調整を行う必要があるのではないかと御指摘があったわけでございますが、まさにそういうことも考えまして、国民

共通の基礎年金制度というものを導入いたしました。そうしてその上の報酬比例部分も調整を図っていく、こういう設計を考えているわけでございます。

○塩島委員 次に、今回の共済年金の改正案の概要についてお伺いしたいと思います。

厚生年金、国民年金等の民間の年金制度については、昨年二月の閣議決定に沿って、既に国民年金の適用を厚生年金の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度に改正し、厚生年金は基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度に改正されております。また、これらの年金制度におきまして給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図り、婦人の年金権の確立、障害年金の充実等が図られたところであります。

共済年金につきましても、同じ閣議決定の中で、厚生年金、国民年金の改正の趣旨に沿いました改正を行うこととされておりますが、しかし、共済年金制度は、公的年金制度としての性格の他に、公務員制度等の一環としての性格を持っており、公務員には、争議行為の禁止や政治的行為の制限等さまざまな身分上の制約が課されているという公務の特殊性を考へるならば、制度の設計に当たり何らかの配慮も必要であらうと思ひますが、今回の共済年金の改正に当たっての基本的な考え方、その概要につきまして大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○竹下國務大臣 今回のこの改正というのは、高齡化社会の到来に備えて、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図ることとする公的年金制度改革の一環である、こういうことであります。このような公的年金制度改革の方向に沿って、今回の改正は、今も御意見にもございましたが、公的年金制度の一元化を将来展望しながら、公務員制度等の一環としての側面から一方で留意しつつ、給付と負担の均衡を確保するための給付水準の適正化を図る等の措置を講ずるものであります。

このような考え方のもとで、今回の改正では、共済組合の組合員等に対しても、全國民共通の基礎年金制度を適用しますとともに、共済年金を基礎年金に上乗せするところの報酬比例年金としてこれを設計し、その内容は、大体厚年相当部分に職域年金相当部分を加えたもの、こういうのが概要というところになるかと思っております。

いづれにせよ、高齢化社会は確かに急速に参りましたし、仮に一・七人ずつこれから二人で子供を産みますと、この間ある統計で、八百年すると日本人が全部なくなる、こういうことのようにございませぬ。その八百年先まで展望したわけじゃございませぬけれども、二十一世紀、そしてその後を展望して負担と給付というものを考えていって、そこに従来からの生い立ちに基づく公務員制度の側面を加味するということ、現状において妥当なものとして御審議をお願いしておるということにならうかと思っております。

○塩島委員 先ほど、現行制度における給付水準がどうなっているかをお伺いしたわけでございますが、改正案ではこれらがどうなるのか、改正によつて年金受給者の生活レベルが落ちることにはならないのかどうか。また、現行制度におきましていわゆる官格差が指摘されているわけでございますが、今回の改正でこの点どのようになつたのか。また、年金を世帯全体として見れば、基礎年金すなわち定額部分のウェイトが高まりまして、さらには全期間の平均標準報酬を算定基礎とするということ、人によつては改正前後で給付水準がそんなに変わらない者もいると考えられるのでありますが、その点どうなるのか、お伺いしたい。

また、遺族年金につきまして、今回のような改正が行われたか、改正前後で給付水準がどうなつたかもお伺いしたいと思います。さらにはまた、今回の改正案によりまして、将来の保険料負担がどうなるのか等についてお伺いしたいと思います。

○門田政府委員 今回の改正によつて給付水準が

どうなるかという御質問でございますが、現在の組合員の月収に対する年金額の比率が三十五年勤続で約六九%、こう申し上げましたが、今回の改正案によれば、四十年勤続で十九万四千円ということ、四十年勤続で約六九%ではほぼ同水準、こういう給付水準になるわけでございます。

それから、官格差というお話がございました。これは公務員グループの中の年金額の多い、少ないという問題でございますが、今回の改正は、一階部分が基礎年金、二階部分が厚生年金並み、それから三階の職域年金も、所得の違いによつて比率が違ふというふうなことはございませぬ、ある一定の比率、こういうことでやっておりますから、いわばこの改正は上薄下厚の改正というところでございます。そういうた官格差というものは大いに是正されるということでございます。

それから、給付水準をモデルで示すようにというお話がございましたが、これもいろいろなケースがございませぬ。ごく簡単に二つの場合を申し上げますと、退職時本俸二十五万円、加入期間四十年の者について見ますと、年金額は現行法では七万五千円ですが、改正案では十八万六千円、逆に現行を上回ります。完成時では十七万四千円と、ほぼ変わらないわけでございます。これに對しまして、退職時本俸例えは四十五万円、加入期間三十年、少し短い方、こういう人を取りますと、現在では二十四万八千円という金額になります。改正案では、改正直後で二十万三千円、完成時で十七万五千円、約二割から三割の減になります。こういうことでございます。今回の改正は、一般的に俸給の低い人、そうして加入期間の長い人、こういう人が水準の落ち込みが少なくない。逆の方には、逆に厳しい。先ほど上薄下厚と申し上げましたが、そういう傾向が出てございます。それから、遺族年金についてお尋ねがございました。どういふふうに変わるのかということでございますが、これもいろいろ内容複雑でございます。

○門田政府委員 今回の改正によつて給付水準が

ポイントだけ申し上げますと、基礎年金の導入ということ、共済年金の遺族年金を定額の遺族基礎年金と報酬比例の遺族共済年金、こういう二つに構成することになります。それから、遺族共済年金の支給率、現在の二分の一から四分の三というふうになります。

それから、中高齢の寡婦に對しましては、退職共済年金の四分の三に相当する基本的な年金額に、六十五歳に達するまでの間、月額三万七千五百円という加算を行います。それから短期組合員、いわゆる加入期間の短い組合員でございますが、短期組合員につきましても、いわゆる組合員期間のみなしというところで、期間が短くてもある年数を与えまして、それで計算していくというところで、現在は原則十年、公務上は二十年と、こうなっておりますが、今度は公務上、公務外にかかわらず二十五歳ということ、有利な計算をすることになっております。

それから、今回の改正案で将来の保険料負担はどうなるかというところでございますが、保険料率はその増大を極力抑えていこうというところでございます。昭和九十年に保険料率で二九%強といふ数字が予測されておるわけでございます。現行のままいきますと四倍ぐらゐるというところを三倍程度に抑制しよう、こういうことでございます。

○塩島委員 改正案では、共済年金制度について

ます。この公的年金部分については、給付が同じであるならばその負担も同じというのが、全被用者を通じて見た場合公平な扱いであると思ひますが、今回の改正によりまして給付の一元化が図られるわけでありまして、今後、負担面についてはどうするか、お考えをお伺いしたいと思います。

○門田政府委員 御指摘のように、今度の改正案が成立いたしますれば、公的年金制度間における給付水準の調整というのにはほぼ完了するのではないかとお伺いいたします。したがって、今後は、負担面における制度間の調整ということを進めてまいりまして、公的年金の一元化を図っていく必要がある、こういうふうにお考えをしております。

また、特に国共済の事情といたしましては、国鉄共済に對して財政調整を実施しておりますが、これが昭和六十五年以降非常にきつたというところでございます。その後は、公的年金全体でこれも調整を図っていく必要があるであらう、こういうふうにお考えをしております。

○委員長退席、熊谷委員長代理着席

申においても、「国家公務員・電電・専売の三共済による国鉄共済年金に対する財政調整事業は、拠出側組合員の負担増等から判断すれば、今回の計画が限度であり、速やかに年金制度の一元化を展望しつつ公的年金全般による調整方を確立すべきである。」と書かれていたわけであり、昭和六十五年以降の国鉄共済年金の状況はどうか、また、それに対してどう対応していくのか、国鉄及び国鉄問題に精通していらっしゃる大蔵大臣にお答えをお伺いしたいと思います。

○小玉説明員 お答え申し上げます。  
ただいま先生御指摘のとおり、六十四年度までは財政調整というふうなことで何らか当面的にいでいけるという感じでございますが、六十五年以降は降はいかんともしたいという事情でございます。六十四年度までですと、年平均約九百数十億の収支が合わないというところでございまして、六十五年以降は、年平均三千億を超えるというふうなことになっております。

やはり一番大きな問題は、退職者の急増ということがございまして、戦中戦後採用しました職員が大量に退職するという時代を迎えておる。しかし、一方において掛金を負担する職員は国鉄経営の合理化というふうなことでどんどん減つてまいり、これが一番大きな原因でございます。私ども、今後とも経営改善、職員の合理化というのを進めていく所存でございますが、そういう過程におきましては、先生御指摘の年金の問題がまさに問題になってくるわけでございます。私どもとしましては、やはり年金全体の中で大きい場と申しますか、より大きい単位の中で調整とかあるいは統合とか、こういうことを図っていただく、そういう中で国鉄の年金問題をぜひ解決していただきたいと思います、かように考えている次第でございます。

○竹下國務大臣 いささか感想を含めて申し述べますならば、私はとにかく五年間はゆるゆる国共済で国鉄を抱えようやということが合意に達しましたのは、国共等との懇談会等に出ております

と、まさに労働者連帯、そういう連帯意識というものがそのようなことを許容したというふうな考えられませんでした。しかしながら、さはさりながら、それから先ということになるとこれは大変でございますので、当然の帰結、どうなりますか、これからそれこそ分割・民営、それから要員がどうなるのか、それからベア率がどうなるのかというふうなこと、具体的な見通しを必ずしも立てるわけにはまいりませんけれども、総合的に申しますと、公的年金全体を通じてこれは対応していかなきゃならぬ課題だ、また、それはしなければならぬことではないかというふうに思っております。

実際、ちょうど我々級の、年齢が大体満鉄から降りましてたりした者でございますが、帰ったときわがわが国における大変な雇用の場が国鉄であったと私は思います。そして、それがちょうど我々級の年齢になりますと、本当に当時あこひもを締めまして、ちゃんと軍手をはめて、体で押すようにして乗客を運んでおられた国鉄の姿というのは、私も脳裏にまだ焼きついております。昭和三十九年までは国鉄は赤字じゃございませんでした。ちょうど佐藤内閣がございまして、佐藤さんが総理大臣になられて私、官房副長官のときに、鉄道出身の人が総理大臣になられたが赤字になりましたがねということを言ったことを記憶しております。

が、少なくともそうして体を張ってあの戦後の輸送力の増強に挺身された方々が、年金に対して大変な不安を持たれるという状態は正常でないと思えます。それが労働者連帯意識の中で少なくとも今六十四年までは支えられたというときに、そういう方々から、あの法律が通ってよかったですということを言われたときに、私も何だかささか感傷めいた気持ちになったこともございました。したがって、あと五年すればその方々も私ぐらいでございまして、かなりお年をお召しになるわけでございますが、全体の中でこれに何とか対応していくということに、国民世論全体も醸成されて

いかなきゃならぬというふうに考えます。

○堀島委員 これに関連しまして、昨年二月の閣議決定の中にある、昭和七十年を目途に公的年金制度の一元化を完了させるということにつきまして、一元化の目的は何か、また、今後どのような七十一年に向けて公的年金の一元化を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

今回の共済年金の改正は、給付と負担の均衡という観点から見直しを行い、制度を長期的に健全かつ安定したものとするためにはぜひとも必要であるというふうに考えているわけでありまして、この改正は閣議決定にある公的年金一元化の過程でどのような位置づけとなるのか、お伺いしたいと思っております。

○山口説明員 先生ただいま御指摘がございまして、我が国の年金制度が分立をしておりますことに伴いまして制度間に格差がある、あるいは国鉄の問題に象徴されますように制度の基盤が非常に不安定になる制度が出てくる、あるいは重複給付というふうなものも問題点として指摘されているわけですが、これを解決していくためには、今の分立をしている年金制度をやはり何らかの形で大きな保険集団にするということも含めて、公平な制度にしていく必要があるだろうというところが、私も今回ねらいにいたしました一番大きなところでございます。そのために、国民共済の基礎年金という考え方を導入いたしました。基礎年金という共通の給付をつくることによりて保険集団も大きくしていく、また共通のルールで併給等の調整もしていくということで、より安定した公平な年金制度が将来に向かって確立できるんじゃないかというものが、今回の改正の非常に大きなポイントでございます。また、政府全体として年金制度を一元化していくという目的も、その辺にあるかと思っております。

今後どうこの一元化を進めていくかということにつきましましては、御指摘がありましたように、政府といたしまして閣議決定をいたしております

て、まず厚生年金、国民年金にそういう改正をいたしまして、この趣旨に沿った共済年金の改正を六十一年にぜひ実現をいたしまして、六十一年の四月には同時実施をするというスケジュールを決めております。そういう観点からも、ぜひ今回の共済年金の改正というものを早期に成立をさしていただきたいと思います。お伺いしますが、その後につきましまして、今回の改正で相当一元化に向かって前進が図られると思っておりますので、その成果を踏まえて、政府といたしましては何か昭和七十年には一応公的年金制度全体が安定したものになる、全体として整合性のとれた姿になる、そういう年金制度の確立を目指したいということで努力をしている最中でございます。

○門田政府委員 私どもも基本的に全く同じでございます。大変困難もありませんけれども、七十一年一元化に向かって努力をしてみたい、かように思っております。

○堀島委員 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○越智委員長 金融に関する件について調査を進めます。

この際、堀之内久男君外四名より、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同五派共同提案による、金融機関の週休二日制に関する件について本委員会の決議を行うべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。堀之内久男君。

○堀之内委員 ただいま議題となりました金融機関の週休二日制に関する件についての決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を御説



明申し上げます。

金融機関の週休二日制につきましては、昭和五十八年八月以来、郵便局を含めました全金融機関が一斉に第二土曜日の閉店制による週休二日制を実施してきており、現在までのところおおむね順調に定着しているものと考えられます。

さらに、本年二月から郵政省は三連休時の機械稼働を実施いたしております。また、民間金融機関の一部では、週休二日制を月二回に拡大しようという機運も出てきているところであります。すなわち、全国銀行協会連合会は、毎土曜休業日の機械稼働と週休二日制の拡大について、月一回週休二日制の実施後三年目に当たる六十二年八月ごろを目途に、あわせて実施する方針であると聞いております。その具体的時期と方法については、機械稼働が試行的に行われる本年九月ごろまでに、関係各方面との協議、調整を行って結論を得たいとのことと決めているということでありま

す。このような情勢を踏まえ、去る五月三十日、当委員会の金融機関の週休二日制に関する小委員会を閉会し、関係各省から金融機関の週休二日制実施の現状及びその拡大についての問題の所在、労働時間の短縮についての必要性と政府の考え方等について説明を聴取し、調査を行ったところであります。

金融機関が週休二日制を拡大することは、我が国全体の週休二日制を普及、促進する上で寄与する面が極めて大きいものがあります。そのためには、まずもって中小企業、消費者等金融機関利用者の理解を得るとともに、預貯金業務を行う全金融機関の週休二日制が円滑に実施されること等が必要と考えるものであります。

よって、当委員会といたしまして、金融機関の週休二日制に関し、政府に対し、業界における調整等を積極的に支援するよう要請する必要があります。と考へ、この決議案を提出した次第であります。以下、案文の朗読により、内容の説明にかえさ

せていただきます。

金融機関の週休二日制に関する件(案)

労働時間の短縮は、世界の趨勢であるばかりでなく、貿易摩擦の軽減にも資するものであり、現在、実施の気運が出てきている金融機関の週休二日制の当面一日の増加について、円滑かつ速やかに実施できるよう、政府は最善の努力を行うべきである。

右決議する。  
以上であります。  
何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本決議のごとく、金融機関の週休二日制に関する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、本件を委員会の決議とすることに決しました。

本決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 ただいまの御決議につきまして、政府といたしましてもその趣旨に沿って努力してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○越智委員長 お諮りいたします。

本決議に関する議長に対する報告及び関係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る二十一日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案  
国家公務員等共済組合法等の一部を改正す

目次  
第一条 退職給付(第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十七條の二)を「  
第三款 障害共済年金及び障害一  
遺族共済年金(第八十八條、第九十三條)  
第九十三條の三)に改める。

第一条の二を次のように改める。  
(年金額の改定)  
第一条の二 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に

応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。  
第二条第一項第三号を次のように改める。  
三 遺族 組合員又は組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であった者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた組合員であった者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ)その者によつて生計を維持していたものをいう。

第二条第一項第五号を次のように改める。  
五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤続手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

第二条第二項中「又は第三号」を削り、「適用上」を「適用上」に改め、「認定」の下に「及び同

る法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)  
第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

「  
第三款 退職共済年金(第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十七條の二)を「  
第三款 障害共済年金及び障害一  
遺族共済年金(第八十八條、第九十三條)  
第九十三條の三)に改める。

項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であった者によつて生計を維持することの認定」を加え、同条第三項中「別表第三の上欄に掲げる程度の」を「第八十一條第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する」と、「主としてその収入によつて」を「その者によつて」に改める。  
第三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 組合は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三條第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一條の二第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四條の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という)の納付に関する業務を行う。

第二十一条第二項第一号中「関する業務」の下に「基礎年金拠出金の納付に関する業務を含む。」を、「費用」の下に「基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。」を加え、「責任準備金」を「積立金」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 基礎年金拠出金の納付



第二十四条第一項第五号中「評議員会」を「運営審議会」に改め、同項第七号中長期給付の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「俸給」を「標準報酬の月額」に改める。  
第二十九条第三項中、「評議員会の議を経て」を削る。

第三十五条の見出しを「(運営審議会)」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

1 連合会の業務の適正な運営に資するため、連合会に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員二十二人以内で組織する。

3 委員は、理事長が組合員のうちから任命する。

第三十五条第五項中「評議員会」を「運営審議会」に、「意見を述べる」を「建議する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「評議員会」を「運営審議会」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 理事長は、前項の規定により委員を任命する場合に、組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならぬ。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。  
7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に必要なる事項は、大蔵省令で定める。

第三十五条の二の見出し中「責任準備金」を「長期給付に充てるべき積立金」に改め、同条第一項中「長期給付」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「(以下「責任準備金」という。)」を削り、同条第二項中「責任準備金」を「前項の規定により積み立てた積立金」に改め、「厚生年金

保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を、「積立金」の下に「(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」を加える。

第三十八条第一項中「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同条第四項を削り、同条第三項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

第四十一条第一項中「その権利を有する者」の下に「(以下「受給権者」という。)」を加え、「(第百条第二項を削り、同条第二項中「以下同じ。)」により」を「以下同じ。)」又は通動(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通動をいう。以下同じ。))により、「(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「同法」に改め、「(災害」の下に「又は通動による災害」を加える。

第四十二条を次のように改める。

(標準報酬)  
第四十二条 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十五分の一に相当する金額とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬	月額額
第一級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満	七四、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第一一級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第一二級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一三級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一四級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二一級	二四〇、〇〇〇円	二二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二二級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二三級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二四級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第二五級	三三〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二六級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満

第二七級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二八級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二九級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第三〇級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第三一級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	

- 2 組合は、毎年八月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 3 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月一日から翌年の九月三十日までまでの標準報酬とする。
- 4 第二項の規定は、七月一日から八月一日までの間に組合員の資格を取得した者及び第七項の規定により八月から十月までのいづれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 5 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 6 前項の規定によつて決定された標準報酬が、組合員の資格を取得した日からその年の九月三十日（七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の九月三十日）までの標準報酬とする。
- 7 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、大蔵省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 8 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月三十日（八月から十二月までのいづれかの月から改定されたものについては、翌年の九月三十日）までの標準報酬とする。
- 9 組合員の報酬月額が第二項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

- 10 第四十三条第一項を次のように改める。  
 一 配偶者及び子  
 二 父母  
 三 孫  
 四 祖父母  
 第四十五条中「この法律に基く給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に、「遺族年金又は通算遺族年金」を「又は遺族共済年金」に改める。
- 第四十七條第一項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項又は第三項」に改める。
- 第四十八條第一項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、「以下次項において同じ。」を削り、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む）」に改める。
- 第四十九條中「基く」を「基づく」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に、「退職給付」を「退職共済年金」に改める。
- 第五十条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。
- 第五十二条の次に次の一条を加える。  
 （短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬）  
 第五十二条の二 短期給付（前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下標準報酬の月額という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下標準報酬の日額という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。
- 第五十四条第一項中「昭和五十七年法律第八十号」を削る。
- 第五十五条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その費用を」その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額の一部負担金として支払わせることができる。
- 第五十五条の二第一項中「組合員」の下に「公務によらない病気又は負傷により、」を加え、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。
- 第五十六条第三項中「算定した費用の額の下に」に「その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額」を加え、同項ただし書を削り、同条第四項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第六項」に改める。
- 第五十七条第三項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第六項」に改め、同条第七項後段を次のように改める。  
 この場合において、同条第三項中「当該療養に要した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に健康保険法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額」とあるのは、「第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める金額（その金額が現に療養に要した費用の額の百分の七十（同項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額）と読み替えるものとする。
- 第五十七條第八項中「第五十五条第七項」を「第五十五条第八項」に改める。
- 第六十条の二第一項中「若しくは第六項」を「第三項若しくは第七項」に改める。
- 第六十一条第一項及び第六十三条第一項中「俸給の一分分を標準報酬の月額」に改める。
- 第六十六条第一項中「俸給日額の百分の八十」

を「標準報酬の月額」の百分の六十五に改め、同条第二項中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改め、同条第五項中「障害年金」を「障害共済年金」に、「受けること」となつたとき以後は「受けることができる」ときは「額を基準として」を「額(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を基準として」に、「受けること」となつたとき以後においても傷病手当金の支給を受ける」を「受けることができる」に改める。

第六十七條第一項中「俸給日額の百分の八十」を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改める。

第六十八條中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改める。

第六十九條(見出しを含む)中「俸給」を「報酬」に改める。

第七十條中「俸給の一月分」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十一條中「別表第一」を「別表」に、「俸給」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十二條第一項各号を次のように改める。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

第七十二條の次に次の一条を加える。

第七十二條の二 この法律による年金である給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という)が昭和六十年(この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比

率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第七十三條第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。

第七十四條を次のように改める。

(併給の調整)

第七十四條 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く)、厚生年金保険法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付を除く)又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付を除く)を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く)を受け

ることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付(第八十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもの

のうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く)又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付に限る)及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く)を受けることができるとき。

2 前項の規定により、他の法律に基づく共済組合(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という)を除く)が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合(当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く)に該当することにより、この法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十七條第二項の規定により加算する金額(以下「退職共済年金の職域加算額」という)に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十二條第一項第二号に掲げる金額(同条第二項又は第八十五條第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定により算定する金額(当該障害共済年金の額が第八十二條第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額)を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という)に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第八十九條第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額(同条第二項の規定により算定する金額(当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額)を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という)に相当する

金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付又は国民年金法による年金である給付については、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされるときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請(前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む)は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十四條の次に次の一条を加える。

(死亡の推定)

第七十四條の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十一号 昭和六十年六月十九日

一三三

又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月以内に行方不明となつた日又は三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第二款 退職共済年金

(退職共済年金の受給権者)  
第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者が、退職した後組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。
- 二 退職した後六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。
- 三 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)が六十五歳に達した日以後において、その者の第四十二条第一項に規定する標準報酬の等級(以下「標準報酬の等級」という。)が政令で定める等級以下の等級に該当するときは、又は六十五歳以上の組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるもののその組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

た日以後において、その者の第四十二条第一項に規定する標準報酬の等級(以下「標準報酬の等級」という。)が政令で定める等級以下の等級に該当するときは、又は六十五歳以上の組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る。)であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるもののその組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 二 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準報酬月額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
- 3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
- 4 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎とする。

して、当該退職共済年金の額を改定する。  
第七十八条 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)の者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級(以下この条において「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円(そのうち二人までについては、それぞれ十八万円)とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態がなくなつたとき。  
三 配偶者が、離婚をしたとき。  
四 配偶者が、六十五歳に達したとき。  
五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。  
六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。  
七 子が、婚姻をしたとき。  
八 子(障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く)が、十八歳に達したとき。  
九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子(十八歳未満の子を除く。)について、その事情がなくなつたとき。  
十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)  
第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員である時は、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。  
2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額(退職共済年金の職域加算額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く)の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われていた配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く）の支給を受けることができること、又は他の法律に基づき共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができること、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

4 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

(他の共済組合の組合員等である間の退職共済年金の支給の停止)

第八十条 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）又は国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者（以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が政令で定める金額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間は、当該他の共済組合の組合員等としての資格を失ふ。

第三款 障害共済年金及び障害一時金

(障害共済年金の受給権者)

きは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額（退職共済年金の職域加算額及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する政令で定める金額は、国家公務員の標準的な給与の年額から国家公務員であつた者が受ける標準的な年金の額を控除した金額を勘案して定めるものとし、同項に規定する政令で定める率は、同項に規定する所得金額の増加に応じて、当該所得金額が、同項に規定する政令で定める金額を超え当該標準的な給与の年額に相当する額以下である場合には百分の一から百分の五十までの間を通過するように、当該標準的な給与の年額に百分の九十までの間を通過するようにすることを基準として定めるものとする。

3 第一項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。）から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に必要事項は、政令で定める。

(退職共済年金の失権)

第八十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第八十一条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じ、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、障害認定日において前項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

6 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

二 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級の百二十五に相当する金額）

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるときは、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。

という。額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十（障害の程度が障害等級の一級に該当する者については、百分の三十）に相当する金額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬月額千分の一・五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者については、千分の一・八七五）に相当する金額を加えた金額）とする。

3 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

- 一 障害等級一級 三百四十万円
- 二 障害等級二級 二百十万円
- 三 障害等級三級 百九十万円

4 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条第五項の規定による障害共済年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第八十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれその障害に係る障害認定日（同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

るときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

4 第七十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。

第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じ、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

第八十五条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由

が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合した障害共済年金の給付事由となつた国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にか

かわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十六条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じ、当該障害共済年金の額を改定する。

（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）  
第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行われない。



3 第七十九条第三項の規定は、第八十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第七十九条第三項中「前条第一項」とあるのは、「第八十三条第一項」と読み替えるものとする。

4 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。  
(厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止)

第八十七条の二 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く)又は第八十条第一項に規定する他の共済組合の組合員等(以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)となつた場合において、当該受給権者の各年(当該受給権者が退職した日の属する年を除く)における同条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額(障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く)に第八十条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。  
(障害共済年金の失権)

第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の

程度が障害等級に該当しなくなつた場合において、その該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したときは、消滅する。  
(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

第八十七条の四 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む)については、国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十(その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の三十)に相当する金額(第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額)(当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合は、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額)の支給を停止する。  
(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日(療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第五十九条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にそ

の傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ)に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。  
2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第八十七条の六 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。  
一 この法律による年金である給付の受給権者

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者  
三 当該傷病について国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者  
(障害一時金の額)

第八十七条の七 障害一時金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算して得た金額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額  
二 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額

第四款 遺族共済年金

(遺族共済年金の受給権者)

第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む)が、死亡したとき。  
二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。  
三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。  
2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。  
(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものの次にイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額  
イ 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額

(1) 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(2) 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準報酬月額額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額の算定については、前項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額とする。

3 公務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満

の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に四十五万円を加算した金額とする。

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十一条 夫、父母又は祖父父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、その所在不明である

間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十三条 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第九十三条の二 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）が、十八歳に達したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳未満の子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

（遺族共済年金と遺族補償年金との調整）

第九十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止する。

第九十四条第一項中「行わず、また、当該障害については、第七十七条第三項の規定は、適用しない。」を「行わない」に改め、同条第二項中「第三節第四款の規定による遺族給付」を「第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。」以下この項及び第百二十二条第三項において同じ。」を「遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百二十二条第三項において「遺族給付」という。）に改め、同条第三項中「第八十三条第一項」を「第八十四条第一項」に、「級」を「障害等級」に、「障害年金」を「障害共済年金」に改める。

第九十七条第一項中「場合又は」を「とき又は」に、「場合には」を「ときは」に、「長期給付」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に、「一部

第九十七条第一項中「場合又は」を「とき又は」に、「場合には」を「ときは」に、「長期給付」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に、「一部

第九十七条第一項中「場合又は」を「とき又は」に、「場合には」を「ときは」に、「長期給付」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に、「一部

は、行わない」を「一部を支給しない」に改め、同条第二項中「遺族給付を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に改め、「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「遺族給付」を「遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の」に、「行わない」を「支給しない」に改め、同条第三項中「年金である給付（通算退職年金を除く。）を」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に改める。

第九十九条第一項各号列記以外の部分中「要する費用」の下に「（老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。）」を加え、同項第一号中「要する費用」の下に「（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。）」次項第一号において同じ。）」を加え、「短期給付に係る次項」を「同号」に改め、同項第二号中「第三項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。）を含む、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ）」に、「長期給付に係る次項」を「同号」に改め、同条第二項第一号中「（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）」を削り、同項第二号中「（次号に掲げるもの及び次項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。）」を削り、同項第三号中「公務による障害年金又は第八十八条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金」を「公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金」に改め、同条第三項中「長期

給付に要する費用（前項第三号に掲げるものを除く。）のうち」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用のうち」に、「支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く。）の金額の百分の十五」を「納付される基礎年金拠出金の額の三分の一」に、「長期給付」を「基礎年金拠出金の額の納付に要する費用」に改め、同条第五項中「職員である組合員」を「職員」に改める。

第百条第一項前段中「掛金は」の下に、「組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き」を加え、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第三項を削り、同条第二項中、「大蔵省令で定めるところにより」を削り、「俸給」を「標準報酬の月額」に、「組合の」を「組合（前条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

第百一条第一項中「俸給を」報酬に、「代つて」を代わつてに改め、同条第二項中「者を含む。」以下この項及び次項を「者を含む。以下この条に、「俸給」を「報酬」に、「基く」を「基づく」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第三項中「俸給を」報酬に、「払込」を「払込み」に改め、同条第四項中「長期給付に充てるべき」を「第九十九条第二項第二号に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定により組合に

払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛金が連合会に払い込まれてゐる場合には、連合会）は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

第百二条第四項中「第九十九条に規定する長期給付及びその事務に要する費用並びに福祉事業に要する費用を」第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用（同号に掲げる費用にあつては、第二十四條第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に改める。

第百三条第一項中「又は旧通則法第七條第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認を」、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に改め、「国家公務員等共済組合審査会」の下に「（以下「審査会」という。）」を加え、同条第二項中「又は確認を」、確認又は診査に改める。

第百四条第一項中「国家公務員等共済組合審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に改める。

第百十三條の次に次の一条を加える。

（組合員期間以外の期間の確認）

第百十三條の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の確認を受けるところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分について不服を、当該期間に基づく退職共済年

金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第百十四條中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提供）

第百十四條の二 連合会は、年金である給付に關する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第七十九條第三項（第八十七條第三項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第七十九條第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百十五條第一項中「決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額」を「長期給付の額（第七十八條第一項、第八十三條第一項又は第九十條の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」に改め、「又はその全額が五十円未満であるとき」及び「又はその全額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。

第百二十條第一項中「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくはこれに相当する通勤」を「又は通勤」に改め、同条第二項を削る。

第百二十一條から第百二十三條までを次のように改める。

（船員組合員の療養以外の短期給付の特例）

第百二十一條 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一條第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げ

るものうちこれらの者が選択するいづれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に関する給付を除く。)

(船員組合員についての負担金の特例)

第二百二十二条 国又は公共企業体等(指定法人を含む。)は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

第二百二十三条 削除

第二百二十四条の二第二項中「同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」とを削る。

第二百二十五条中「使用され、かつ、組合から給受を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。)」を「使用される者」に改め、「同章及び第六章中「俸給」とあるのは「運営規則で定める仮定俸給」とを削る。

第二百二十六条第一項中「使用され、かつ、連合会から給受を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。)」を「使用される者」に改める。

第二百二十六条の二第二項中「地方公務員等共済組合法第三項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。)」を「地方の組合」に、「同法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第三項中「(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に

限る。)」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第三十五条の二第一項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

第二百二十六条の五第二項中「公共企業体等の負担金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体等の負担金を含む。)」を「公共企業体等(指定法人を含む。))の負担金」に改め、同条第五項第一号の二中「五十五歳」の下に「(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五条第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年)」を加える。

第二百二十六条の六次に次の一条を加える。(経過措置)

第二百二十六条の七 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第二百三十条中「役員」の下に「又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の代表者」を、「第二十五条の下に」又は「第一百一十一条の二」を加える。

附則第三条の二第二項中「以下第九十二条の二」を「以下第七十五条」に、「第三十一条第一項及び第三十五条第二項」を「及び第三十二条第一項」に、「同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会を組織する組合の代表者」を「第三十五条第二項中「二十一人」とあるのは「十六人」と、同条第三項及び第四項後段中「組合員」とあるのは「連合会を組織する組合の組合員」に改め、「及び第七十九条第一項」を削り、「第七十九条の二第五項及び第八十条第四項中「額は」とあるのは「額は、連合会又は各公共企業体等の組合」とに、「第八十一条第三項及び第九十二条

条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体等の組合」を「第百条第三項中「前条第二項第二号」とあるのは「連合会を組織する組合の前条第二項第二号」に、「第百二十六条の二第三項」を「第百四十四条の二及び第百二十六条の二第三項」に改め、同条第三項中「責任準備金」を「長期給付(基礎年金拠出金を含む。))に充てるべき積立金」に改め、同条第四項中「責任準備金」を「前項の規定により積み立てた積立金」に改め、「積立金」の下に「(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」を加え、同条第六項中「退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。以下この項において同じ。)」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第三項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

附則第三条の三(見出しを含む。))中「運営審議会の委員の任命を「組合の運営審議会の委員の任命」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。(連合会の運営審議会の委員の任命の特例)

第四条の二 連合会の運営審議会の委員の任命については、附則第三条の三に規定する政令で定める日までの間、附則第三条の二第二項において読み替えて適用される第三十五条第三項及び第四項後段中「組合員」とあるのは、「組合員又は当該組合員であつた者(連合会を組織する組合の運営審議会の委員であつた者に限る。))として、これらの規定を適用する。

附則第六条の二を削る。

附則第八条中「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項又は第三項」に、「同項に規定する」を「当該」に改める。

附則第十二条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項前段中「公共企業体の負担金(老人保健法の規定による拠出金及び国民

健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金を含む。))を「公共企業体等の負担金」に改め、同項後段を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特例退職組合員の標準報酬の月額は、毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員(特例退職組合員を除く。))の標準報酬の月額(合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する金額の範囲内で定款で定める金額とする。

附則第十二条の二中「公務傷病」を「公務による傷病」に改める。

附則第十二条の三から附則第十二条の七までを次のように改める。(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることな

に限る。であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものその組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第十二条の四 前条の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 千二百五十円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月)を乗じて得た金額
- 二 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する前条の規定による退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

3 前条の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四第二項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の四第一項及び第二項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

4 前条の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金(同

法附則第九条の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。)の支給を受けることとなるときは、その間、その支給を停止する。

第十二条の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十条の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十二条の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項及び第三項中「その権利」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」とする。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例)  
第十二条の七 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者(六十歳以上である者に限る。）」とする。

附則第十二条の七の次に次の六条を加える。  
(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)  
第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けようとする旨を連合会又は公共企業体等の組合に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けようとする旨を連合会又は公共企業体等の組合に申し出たときは、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

第二項の規定により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢(以下「特例支給開始年齢」という。)当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条から第八十条までの規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の四第二項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者(六十歳以上である者に限る。）」と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

5 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 附則第十二条の四第四項、附則第十二条の五及び附則第十二条の六の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、附則第十二条の六中「附則第十二条の三」とあるのは、







3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合において、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有している場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。）を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日

の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金を支給した組合又は連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

附則第十三条を削る。  
附則第十三条の二の前の見出しを「(衛視等に對する退職共済年金の特例)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。  
前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である組合員（以下「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

附則第十三条の二の二第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
特定衛視等に對する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十三条第一項に規定する特定衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等

第七十六条第一項	組合員期間等（組合期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十六条第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員であるもののその組合員期間等が二十五年以上となつたとき	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十七条第二項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号

第七十八条第一項 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）

その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）

第七十九条第三項 二十年以上であるもの

第八十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）

第八十一条第一項 組合員期間等が二十五年以上である者

第九十条 遺族共済年金

附則第十二条の三第二項 組合員期間等が二十五年以上である者

附則第十二条の四第一項第一号 当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月

附則第十二条の四第二項 第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号



附則別表第一(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又昭和五十七年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者又昭和五十七年七月一日以前に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者又昭和五十八年七月一日から昭和六十九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職した者又昭和五十九年七月一日から昭和七十二年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置(第五条―第九条)

第三章 退職共済年金等に関する経過措置(第十条―第十九条)

第四章 特殊の資格を有する組合員の特例(第二十条―第二十一条)

第五章 再就職者に関する経過措置(第二十一条)

第六章 恩給更新組合員に関する経過措置(第二十一条)

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十一号 昭和六十年六月十九日

(第二十三条―第二十七条)

第七章 特殊の組合員に関する経過措置(第二十八条―第二十九条)

第八章 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第三十条―第三十二条)

第九章 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等(第三十三条―第三十九条)

第十章 移行組合員等に関する経過措置等

第一節 移行組合員等に関する一般的経過措置(第四十条―第四十四条)

第二節 移行更新組合員等に関する経過措置(第四十五条―第五十二条)

第十一章 雑則(第五十三条―第五十七条)

附則 第二条第一項第三号中「、傷病、公務傷病、公務による障害年金、公務によらない障害年金」及び「、衛視等の俸給年額」を削り、「第三

条」を「第三条第一項」に改め、「新法第六十六条第三項、新法第八十一条第一項第一号若しくは第二項を削り、「新法附則第十三条、新法附則第十三条の二第二項又は新法附則第十三条の九」を「新法附則第十三条第二項又は新法附則第十三条の二」に改め、同項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを削り、同条第一項を削る。

第三条の二を次のように改める。  
(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参照して、政令で定めるところにより改定する。

2 前条に規定する給付のうち年金である給付の支給期月については、新法第七十三条第四項の規定を準用する。

第七条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない。

第七条第一項第一号中「法律第五百五十五号附則第四十六条」を「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五百五十五号。以下「法律第五百五十五号」という。)附則第四十六条」に、「年金たる給付」を「年金である給付」に、「年金たる恩給」を「年金である恩給」に改め、「(第一条第四項において「職務加算等の期間」という。)」を削り、同項第二号中「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という。)第三条の規定による改正前の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に改め、同項第六号中「第五十一条の二第四項第三号」を「第三十一条第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 更新組合員で新法附則第十三条第一項に規定する特定監視等である者に対する第一項の規定の適用については、同項中「算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない」とあるのは、「算入する」と読み替えるものとする。

「第三章 退職給付に関する経過措置」及び「第一節 退職年金の受給資格に関する経過措置」を削る。

第八条を次のように改める。  
(恩給公務員であつた更新組合員の特例)

第八条 更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものうち、次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 一 次のイからハまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ施行日前の在職年の年数と施行日以後の新法第三十八条第一項に規定する組合員期間の年数とを合算した年数数がそれぞれイからハまでに掲げる年数以上であるもの
- イ 施行日前の在職年が十一年以上である者
- ロ 施行日前の在職年が五年以上十一年未満である者
- ハ 施行日前の在職年が五年未満である者

二 第五条第二項本文の規定を適用しないと

したならば、普通恩給を受ける権利を有することとなるもの（前号の規定の適用を受ける者を除く。）  
第九条各号列記以外の部分を次のように改める。

第七条第一項本文の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に次の期間を算入としたならば、その期間が二十年以上となる更新組合員に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。  
第九条第三号中「第五十一条の二第四項」を「第三十一条第四項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

第十条を次のように改める。  
（恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）

第十条 次の各号のいずれかに該当する更新組合員（組合員期間（第七条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職（新法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）した場合における新法附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることとなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。  
一 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上であるもの

二 第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上であるもの

2 前項に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項及び次項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。  
3 第一項第一号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第七條第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、当該金額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達した日以後五十五歳に達するまではその百分の七十に相当する金額、五十五歳に達した日以後はその百分の百に相当する金額をそれぞれ支給する。  
4 第一項第二号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（新法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第七條第一項第二号から第四号までの期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、第二項の規定にかかわらず、五十歳に達した日以後、当該金額を支給する。

「第二節 退職年金の額に関する経過措置」を削る。  
第十一條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。  
（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）  
第十一條 組合員期間のうち控除期間並びに第七條第一項第五号及び第六号の期間（以下第十三条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金（新法第七十六條、新法附則第十二條の三又は新法附則第十二條の八の規定による退職共済年金をいう。以下同じ。）の額は、新法第七十七條第一項及び第二項、新法附則第十二條の四第一項及び第二項又は新法附則第十二條の八第三項並びに新法第七十八條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した金額とする。  
一 組合員期間が三十五年以下の者 退職共済年金の額（新法第七十八條第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額  
二 控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年を超える者 退職共済年金の額（新法第七十八條第一項に規定する加給年金額を除き、六十五歳に達するまでは、新法附則第十二條の四第一項第一号の規定により算定した額又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二條の八第三項の規定による減額後の額を除く。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額  
三 組合員期間が三十五年を超え、かつ、控

除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額  
イ 控除期間等の期間のうち三十五年から控除期間等の期間以外の組合員期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額  
ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された新法附則第十二條の三又は新法附則第十二條の八の規定による退職共済年金の額のうち、新法附則第十二條の四第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二條の八第三項の規定による減額後の金額に相当する額が、組合員期間が二十四月であるものとして算定した新法附則第十二條の四第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二條の八第三項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。  
第十一條の二を削る。  
第十二條を次のように改める。  
（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の額の特例）  
第十二條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十一條に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）の額は、当該障害共済年金の額から、その額（新法第八十三條第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三ヶ月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額と

する。

する。  
第十三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。  
(控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の特例)

第十三条 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族

(新法第一条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)に対する遺族共済年金(新法第八十八条に規定する遺族共済年金をいう。以下同じ。)の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(新法第九十条の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

第十三条の二を削る。

第十四条を次のように改める。

(一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還)

第十四条 一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者が、退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。)又は障害共済年金を受け権利を有することとなつたときは、それぞれ第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額(次項において「支給額」とい

う。)を当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなればならない。

2 支給額に相当する金額の返還は、前項の退職共済年金又は障害共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員が第一項に規定する退職共済年金又は障害共済年金を受け権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十二の規定を準用する。

「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受け権利を有することとなつたときは、同条第一項に規定する支給額に相当する金額(同項又は同条第二項の規定により既に返還された金額を除く。)を当該遺族共済年金を受け権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなればならない。

2 前項の支給額に相当する金額の返還は、同項の遺族共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員の遺族が遺族共済年金を受け権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十三の規定を準用する。  
(公務等による障害共済年金に関する規定の

適用)

第十六条 新法第四章第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務による病気により障害の状態となつた場合について適用する。  
(公務等傷病による死亡に係る遺族共済年金の規定の適用)

第十七条 新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務による病気により死亡した場合について適用する。

「第四節 減額退職年金に関する経過措置」を削る。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(旧法の規定による障害年金の額の改定の特例)

第十八条 新法第八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により障害年金を受け権利を有する者について準用する。この場合において、新法第八十四条第一項中「障害の程度に依つて」とあるのは、「旧法別表第一の上欄に掲げる障害の程度に依つて」とする。

(旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置)

第十九条 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受け権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の新法以下昭和六十年改正前の新法(という)第九十一条第三号の規定の例による。第四章及び第五章を削る。

第六章の章名中「期間又は資格」を「資格」に改

める。

第三十六条及び第三十七条を削る。  
第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。  
第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く)、第三章(第十八条及び第十九条を除き、第二号に掲げる者にあつては第七條第一項第六号及び第九條を除く。)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に規定する移行組合員及び第五十条第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第五条第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受け権利を有する者で、第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、「同項第三号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、同条第四項中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第六條第三項中「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受け権利を有する者で第二十二條第一項各号に規定する長期組合員とな





含む。となつた日」に改め、「第四十五條の第三項中「施行日の前日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む。）」となつた日の前日」とを削り、第九章の二中同條を第三十二條とする。

第九章の二を第八章とする。  
第九章の三中第五十一條の四を第三十三條とする。

第五十一條の五第二項中「による通算退職年金」による退職共済年金又は昭和六十年改正前の新法の規定による通算退職年金」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第三十四條とする。

3 復歸更新組合員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により連合会が支給すべき年金である給付の額は、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

第五十一條の六第二項中「第五十一條の二十四」を「第五十一條」に改め、同條を第三十五條とする。

第五十一條の七第一項及び第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同條を第三十六條とする。

第五十一條の八第一項中「沖繩の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付」とを削り、同條第二項中「第二十二條及び第二十七條」を「第十六條及び第十七條」に改め、「第二十八條中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とを削り、同條第四項中「第一條第一項第七号」を「第二條第七号」に改め、同條第六項中「第五十一條の五第二項又は第六項」を「第三十一條第五項又は第六項」に、「退職年金、減額退職年金若しくは障害年金又は遺族年金を、退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金」

に改め、同項第一号中「第五十一條の六第二項第二号ただし書」を「第三十五條第二項第二号ただし書」に改め、同條を第三十七條とする。

第五十一條の九第一項中「監視等となつたものが退職した場合において」を「監視等となつたものは」に、「適用する」としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」と適用する」に改め、同條第二項中「復歸更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に關し」を「復歸更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用について」に改め、同條を第三十八條とする。

第五十一條の十中「退職年金の受給資格及び退職年金の額」を「退職共済年金の受給資格」に改め、第九章の三中同條を第三十九條とする。

第九章の三を第九章とする。  
第五十三條を削る。

第五十二條第一項中「基く」を「おける」に、「この法律」を「新法又はこの法律」に、「終る」を「終れる」に改め、同項に次のただし書を加え、同條を第五十三條とする。

ただし、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間の計算は、それぞれ恩給法又は旧法の期間計算の例による。

第五十四條を削る。

第五十五條第一項中「第八章まで、第四十九條及び第四十九條の二」を「第六章まで及び第二十八條」に改め、同條第三項中「第四十一條第一項又は第四十二條第一項」を「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に改め、同條を第五十四條とする。

第五十六條を第五十五條とする。

第五十七條中「第五十一條の五第一項」を「第三十四條第一項」に、「次項及び第五十五條第三項」を「次項、第三項及び第五十四條第三項」に、「同條第二項」を「同條第二項及び第三項」に、

「第五十五條第三項」を「第五十四條第三項」に改め、同條を第五十六條とする。  
第五十八條を第五十七條とする。  
第十章を第十一章とする。  
第五十一條の十一第二号中「第五十一條の十五」において「昭和五十四年改正前の旧公営共済法」というのを削り、第九章の四第一節中同條を第四十條とする。

第五十一條の十二第三項中「退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給を受ける」を「退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有する」に改め、同條第六項中「遺族年金又は通算遺族年金の支給を受ける」を「遺族共済年金を受ける権利を有する」に改め、同條第七項中「第三十八條第二項」を「第三十八條第三項」に改め、同條を第四十一條とする。

第五十一條の十三第一項中「新法若しくはこの法律を昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十年改正前二條の規定による改正前の國家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「昭和六十年改正前の施行法」という。）」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「新法第七十七條第一項（新法第七十九條第三項）を「昭和六十年改正前の新法第七十七條第一項（昭和六十年改正前の新法第七十九條第三項）」に、「第三十八條第三項本文」を「第三十八條第四項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「新法若しくはこの法律」を「昭和六十年改正前の新法若しくは昭和六十年改正前の施行法」に、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金」を「退職共済年金又は障害共済年金」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項を削り、同條を第四十二條とする。

第五十一條の十四及び第五十一條の十五を削る。

第五十一條の十六中「第五十一條の十二第一項」を「第四十一條第一項」に、「第五十一條の十」を「第五十一條の十一」に改め、同條第二項中「第五十一條の十八」を「第四十五條」とし、第五十一條の十九を第四十六條とする。

第五十一條の二十第一項中「第五十一條の十二、第五十一條の十三」を「第四十一條、第四十二條」に、「及び第三章から第六章まで」を「第三章第一節、第二十條、第五章第一節及び第三十六條を除く」を、「第三章（第十六條及び第十七條を除く。）」及び「第四章」に改め、同條第二項中「第三章から第六章まで」を「第三章及び第四章」に改め、同條を第四十七條とする。

第五十一條の二十一第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第七條から第九條まで（第三号に掲げる者にあつては、第七條第一項第六号及び第九條を除く。）、第三章（第十六條及び第十七條を除く。）及び第四章の規定は、次に掲げる者について準用する。

第五十一條の二十一第二項中「第四十一條第一項各号」を「第二十一條第一項各号」に改め、同條を第四十八條とする。

第五十一條の二十二中「第五十一條の十二第一項」を「第四十一條第一項」に改め、同條を第四十九條とする。

第五十一條の二十三第一項中「第五十一條の十八から第五十一條の二十一まで」を「第四十五條から第四十八條まで」に、「第五十一條の十九及び第五十一條の二十」を「第四十六條及び第四十七條」に改め、同項第二号中「第五十一條の二十一第一項各号」を「第四十八條第一項各号」に改め、同條第二項中「第五十一條の十八第二項

二から前条まで」を「前二條」に改め、同條を第四十三條とする。  
第五十一條の十七第一項中「第五十一條の十二から第五十一條の十五まで」を「第四十一條及び第四十二條」に、「第五十一條の十二第二項から第七項までを除く」を「第四十一條第一項に限る」に改め、同條第二項を削り、第九章の四第一節中同條を第四十四條とする。

第九章の四第二節中第五十一條の十八を第四十五條とし、第五十一條の十九を第四十六條とする。

第五十一條の二十第一項中「第五十一條の十二、第五十一條の十三」を「第四十一條、第四十二條」に、「及び第三章から第六章まで」を「第三章第一節、第二十條、第五章第一節及び第三十六條を除く」を、「第三章（第十六條及び第十七條を除く。）」及び「第四章」に改め、同條第二項中「第三章から第六章まで」を「第三章及び第四章」に改め、同條を第四十七條とする。

第五十一條の二十一第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第七條から第九條まで（第三号に掲げる者にあつては、第七條第一項第六号及び第九條を除く。）、第三章（第十六條及び第十七條を除く。）及び第四章の規定は、次に掲げる者について準用する。

第五十一條の二十一第二項中「第四十一條第一項各号」を「第二十一條第一項各号」に改め、同條を第四十八條とする。

第五十一條の二十二中「第五十一條の十二第一項」を「第四十一條第一項」に改め、同條を第四十九條とする。

第五十一條の二十三第一項中「第五十一條の十八から第五十一條の二十一まで」を「第四十五條から第四十八條まで」に、「第五十一條の十九及び第五十一條の二十」を「第四十六條及び第四十七條」に改め、同項第二号中「第五十一條の二十一第一項各号」を「第四十八條第一項各号」に改め、同條第二項中「第五十一條の十八第二項

二から前条まで」を「前二條」に改め、同條を第四十三條とする。  
第五十一條の十七第一項中「第五十一條の十二から第五十一條の十五まで」を「第四十一條及び第四十二條」に、「第五十一條の十二第二項から第七項までを除く」を「第四十一條第一項に限る」に改め、同條第二項を削り、第九章の四第一節中同條を第四十四條とする。

及び第四項」を「第四十五條第二項及び第四項」に、「第五十一條の二十三第一項各号」を「第五十條第一項各号」に改め、同條を第五十條とする。

第五十一條の二十四中「第五十一條の四第四号」を「第三十三條第四号」に改め、同條を第五十一條とする。

第五十一條の二十五中「未帰還更新組合員を「復帰更新組合員」に改め、第九章の四第二節中同條を第五十二條とする。

第九章の四を第十章とする。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を次のように改める。

別表(第八條、第九條、第二十五條關係)

新法第七十六條 第一項第一号	組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同法第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ)が二十五年以上である者	国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三十三條に規定する者若しくは同法第九條に規定する者(以下「特定更新組合員等」といふ)又は同法第二十五條各号のいづれかに該当する者(以下「特定衛視等」といふ)
新法第七十六條 第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員であるものその組合員期間等が二十五年以上となつたとき	であるものが特定更新組合員等又は特定衛視等に該当する者となつたとき
新法第七十七條 第二項	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
新法第七十八條 第一項	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る)	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第七十九條 第三項	その権利を取得した当時(退職共済年金を受け権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ)	その権利を取得した当時
新法第八十八條 第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等

新法第八十九條 第一項第二号	次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める 組合員期間が二十五年以上である者	(1)に定める 特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第九十條	遺族共済年金(第八十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く)	遺族共済年金
新法附則第十二條 第三項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條 第三項第二号	組合員期間等が二十五年以上である組合員であるものその組合員期間等が二十五年以上となつたとき	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條 第四項第一号	当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百二十月を超えるときは、四百二十月とする。
新法附則第十二條 第四項第二号	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七條第二項第一号
新法附則第十二條 第六項	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る)	退職共済年金
新法附則第十二條 第七項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二條 第八項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
第七條第一項	算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十一年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない	算入する
第十條第一項	更新組合員(組合員期間(第七條の規定を適用して算定した新法第三十八條第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ)が二十年以上である者に限る)	第八條に規定する者又は第九條に規定する者
第十一條第一項	次の各号に掲げる者(組合員期間が二十年以上である者に限る)	次の各号に掲げる者

第十四条第一項	退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。）	退職共済年金
第二十六条第一項	恩給更新組合員（組合員期間が二十年以上である者に限る。）	恩給更新組合員

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條―第二十四條」を「第二十二條・第二十三條」に改める。

第一条の二を次のように改める。

（年金額の改正）

第一条の二 この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三條第四項の規定を準用する。

第七條第一項中「年金の額を」の下に「第一条の二若しくは」を加える。

第二十四條を削る。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（用語の定義）

第二条 この条から附則第六十六條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。

二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四 旧施行法 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、減額退職年金、通算遺族年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六 旧共済法による年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

八 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金、それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九 新共済法による年金、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号。以下附則第六十六條までにおいて「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号。

以下附則第六十六條までにおいて「国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

（施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置）

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日（以下施行日という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 施行日前の組合員である間の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）により病気になるか、又は負傷し、その病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣（以下「病氣」という。）により障害の状態にある者又は死亡した者に係る新共済法及び新施行法の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。

（短期給付に関する経過措置）

第四条 施行日前に退職した者に支給される出産費、埋葬料及び家族埋葬料、傷病手当金並びに出産手当金でその給付事由が施行日以後に生じたものの新共済法第六十一條第一項本文、第六十三條第一項本文及び第三項本文、第六十六條第一項及び第二項並びに第六十七條第一項に規定する金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新共済法第六十六條の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなつた場合における当該傷病手当金の支給及び当該傷病手当金と当該障害年金又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六條第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧共済法第六十六條第五項及び第六項の規定の例による。

（施行日前に退職した者に對する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係）

第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの（施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く。）であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であつた期間を有しない者であるときは、この限りでない。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

（旧公企体組合員期間を有する者の取扱ひ等）

第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員（新施行法第四十條第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）であつた者（移行組合員等（新施行法第四十條第三号に規定する移行組合員、新施行法第四十三條の規定により当該移行組合員とみなされた者及び新施行法第四十四條各号に掲げる者）をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）についても、適用する。この場合において、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が旧公企体長期組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十一條第二項に規定する

障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合において、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

4 前三項の規定により旧公企体長期組合員であつた者に対し新共済法及び新施行法の規定を適用する場合においては、その者が旧公企体長期組合員であつた間組合員であつたものと、その者の旧公企体組合員期間（新施行法第四十条第五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同じ。）を組合員期間とみなすほか、新施行法第四十五条及び第四十七条の規定の例による。

5 前各項に定めるもののほか、旧公企体長期組合員であつた者又はその遺族に対し新共済法及び新施行法の規定を適用する場合において必要な技術的読替えその他の旧公企体長期組合員であつた者に対する新共済法及び新施行法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(組合員期間の計算に關する経過措置)  
第七條 新共済法第三十八條の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(標準報酬に關する経過措置)

第八條 組合は、施行日の前日において組合員であり、施行日以後引き続き組合員である者の施行日から昭和六十一年九月三十日までの間に於ける標準報酬（新共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の等級及び月額について、その者が昭和六十一年六月に受けた新共済法第二條第一項第五号に規定する報酬（その者が同年六月二日から昭和六十一年二月二十八日までの間に組合員の資格を取得した者であるときは、その資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年三月一日以後に組合員の資格を取得した者であ

るときは、その資格を取得した日の現在の当該報酬とする。）の額に基づき、施行日において、新共済法第四十二条第一項、第五項後段及び第九項の規定の例により、決定するものとする。  
(施行日前の期間を有する組合員の平均標準報酬月額の計算の特例)

第九條 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準報酬月額（新共済法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続き引かれているものの各月における旧共済法第百零二条第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた俸給の額（その者が昭和六十一年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）であるときは、その額に当該期間における給与に關する法令（給与に關する法令の適用を受けない者にあつては、給与に關する規程。第三項において同じ。）の規定の改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定める額を加えた額）の合計額を当該期間の月数で除して得た額に補正率を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続き組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

2 前項に規定する補正率とは、一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項に規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける組合員の俸給に対する新共済法第二條第一項第五号に規定する報酬の標準的な割合を基礎として、施行日前五年間における掛金の標準となつた俸給の額の平均額に対する施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準報酬月額に相当する額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じて政令で定める比率をいう。

3 施行日前に退職した者（旧公企体長期組合員であつた者を含む。以下同じ。）についてその施行日前の退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、その者の施行日前の退職に係る組合員期間又は旧公企体組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、その退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されていべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつてゐる俸給（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給又は公企体基礎俸給年額（附則第八十六条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）以下附則第六十六条までにおいて「改正前の昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第十八条第二項に規定する公企体基礎俸給年額をいう。以下同じ。）を十二で除して得た額をいう。）の額（昭和六十年年度において給与に關する法令の規定の改正の措置が講じられた場合において、その者が昭和六十一年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）であるときは、その額を、当該改正の措置その他の諸事情を勘案して政令で定めるところにより改定した額）に、五年換算率及び第一項に規定する補正率を乗じて得た額を、当該退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間の計算の基礎となる各月における標準報酬の月額とみなす。

4 前項に規定する五年換算率とは、一般職の職員の給与に關する法律第六條第一項に規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける組合員の退職前一年間における掛金の標準となつた俸給の額の当該一年間における平均額に対する退職前五年間における掛金の標準となつた俸給の額の当該

五年間における平均額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じて政令で定める比率をいう。

5 前各項に定めるもののほか、新施行法第七條第一項各号に掲げる期間及び移行組合員等の旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間及び旧公企体組合員期間を有する者に係る平均標準報酬月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧共済法による年金の支給期月)

第十條 新共済法第七十三条第四項の規定は、旧共済法による年金の支給期月についても、適用する。

2 旧共済法による年金のうち通算退職年金及び通算遺族年金の支給期月については、政令で定める日までの間は、なお従前の例による。

(併給の調整の経過措置)

第十一條 新共済法第七十四条第一項に定めるもののほか、新共済法による年金の受給権者が旧共済法による年金又は国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該新共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金の受給権者が当該各号に定める場合に該当するとき、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

- 一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金に相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く）、国民年金等改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）以下附則第六十六条までにおい



て「新厚生年金保険法」という。による年金で  
ある保険給付（老齢を給付事由とする年金で  
ある保険給付を除く。）若しくは新国民年金法  
による年金である給付（老齢を給付事由とす  
る年金である給付並びに国民年金等改正法附  
則第二十五条の規定により支給される障害基  
礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条  
の規定により支給される遺族基礎年金を除  
く。）を受けることができる。

二 障害年金 新共済法による年金である給付  
又は他の法律に基づく共済組合が支給する年  
金である給付で新共済法による年金に相当す  
るもの、新厚生年金保険法による年金である  
保険給付若しくは新国民年金法による年金で  
ある給付（国民年金等改正法附則第二十五条  
の規定により支給される障害基礎年金及び国  
民年金等改正法附則第二十八条の規定により  
支給される遺族基礎年金を除く。次号におい  
て同じ。）を受けることができる。

三 遺族年金又は通算遺族年金 新共済法によ  
る年金である給付又は他の法律に基づく共済  
組合が支給する年金である給付で新共済法に  
よる年金に相当するもの、新厚生年金保険法  
による年金である保険給付若しくは新国民年  
金法による年金である給付（老齢を給付事由  
とする年金である給付（その受給権者が六十  
五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受  
けることができる。

3 新共済法第七十四条第三項から第六項までの  
規定は、前二項の場合について準用する。

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金  
は、その受給権者（六十五歳に達している者に  
限る。）が遺族共済年金又は他の法律に基づく共  
済組合が支給する年金で遺族共済年金に相当す  
るもの若しくは新厚生年金保険法による年金で  
ある保険給付で死亡を給付事由とするものの支  
給を受けることができるときは、第二項の規定  
にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又  
は通算退職年金の額の二分の一に相当する部分

に限り、支給の停止は、行わない。

5 退職共済年金の受給権者が国民年金等改正法  
附則第三十一条第一項に規定する者であるとき  
は、その者が受ける退職共済年金は、前各項、  
新共済法第七十四条、新国民年金法第二十条そ  
の他これらの規定に相当する併給の調整に関す  
る規定であつて政令で定めるものの適用につ  
いては、退職年金とみなし、退職共済年金でない  
ものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職  
共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を  
有するときは、その者に有利ないずれかの給  
付を行うものとする。

7 障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金  
の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条  
第一項に規定する者であるときは、第二項の規  
定の適用については、同項第二号及び第三号中  
「相当するもの」とあるのは、「相当するもの（退  
職を給付事由とする年金である給付を除く。）」  
とする。

（組合員期間等に関する経過措置）  
第十二条 施行日前における次に掲げる期間は、  
新共済法第七十六条第一項第一号に規定する組  
合員期間等（以下「組合員期間等」という。）に算  
入する。

一 国民年金等改正法附則第八條第一項及び第  
二項の規定により保険料納付済期間又は保険  
料免除期間とみなされた期間のうち組合員期  
間（旧公企体組合員期間その他の組合員期間  
とみなされた期間及び組合員期間に算入する  
こととされた期間を含む。以下同じ。）以外の  
期間

二 国民年金等改正法附則第八條第五項の規定  
により合算対象期間に算入することとされた  
期間のうち組合員期間以外の期間  
2 前項の規定により組合員期間等に算入するこ  
ととされた期間の計算に關し必要な事項その他  
組合員期間等の計算に關し必要な事項は、政令  
で定める。

（物価上昇に應じた加給年金額等の改定）

第十三条 昭和五十八年度の年度平均の物価指数  
に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率  
（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」とい  
う。）が百分の百を超えた場合においては、新共  
済法第七十八条第二項、第八十二条第一項後  
段、第八十三条第三項、第八十七条の七後段、  
第九十条若しくは附則第十二條の四第一項第一  
号の規定又は附則第十六條第一項第一号若しく  
は第十七條第二項各号の規定の適用について  
は、これらの規定に定める金額は、当該金額に  
昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た  
金額を基準として政令で定める金額とする。

（退職共済年金等の支給要件の特例）

第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者  
（新共済法附則第十三條第一項及び第十三條の  
五並びに新施行法第八條及び第九條（これらの  
規定を新施行法第二十二條第一項、第二十三條  
第一項及び第四十八條第一項において準用する  
場合を含む。）並びに第二十五条の規定の適用を  
受ける者（以下「特例受給資格を有する者」とい  
う。）を除く。以下この条において同じ。）で附則  
別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年  
数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上で  
あるときは、新共済法第七十六條、第八十八條  
第一項第四号、附則第十二條の三並びに第十二  
條の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用  
については、その者は、組合員期間等が二十五  
年以上である者であるものとみなす。

2 組合員期間が二十五年未満である者（特例受  
給資格を有する者を除く。）で附則別表第一の上  
欄に掲げるものの組合員期間の年数が同表の下  
欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対  
する新共済法第七十七條第二項、第八十九條第  
一項第二号及び附則第十二條の四第二項の規定  
の適用については、新共済法第七十七條第二項  
中「次の各号に掲げる者の区分に應じ、それぞ  
れ当該各号」とあるのは「第一号」と、同項第一  
号中「組合員期間が二十五年以上である者」とあ

るものは「国家公務員等共済組合法等の一部を改  
正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第  
十四條第二項に規定する者（第八十九條第一項  
第二号ロにおいて「支給要件特例対象者」とい  
う。）と、新共済法第八十九條第一項第二号ロ  
中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に應じ、それぞ  
れ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」  
と、「組合員期間が二十五年以上である者」とあ  
るものは「支給要件特例対象者」と、新共済法附  
則第十二條の四第二項中「第七十七條第二項各  
号に掲げる者の区分に應じ、それぞれ当該各  
号」とあるのは「第七十七條第二項第一号」と  
する。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（第一  
項の規定の適用を受ける者を除く。）で大正十五  
年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改  
正法附則第十二條第一項各号（第八号から第十  
一号までを除く。）のいずれかに該当するときは  
は、新共済法第七十六條、第八十八條第一項第  
四号及び附則第十二條の三の規定の適用につ  
いては、その者は、組合員期間等が二十五年以上  
である者であるものとみなす。

4 組合員期間等が二十五年未満である者（第一  
項の規定の適用を受ける者を除く。）で大正十五  
年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、  
旧施行法及び旧通則法（国民年金等改正法附則  
第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通  
則法（昭和三十六年法律第八十一号）をいう。  
次項において同じ。）の規定の例によるものと  
なれば、退職年金又は通算退職年金の支給を受け  
るべきこととなるときは、新共済法第七十六  
條、第八十八條第一項第四号及び附則第十二條  
の三の規定の適用については、その者は、組合  
員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

5 組合員期間等が二十五年以上である者で大正十  
五年四月一日以前に生まれた者が旧共済法、旧  
施行法及び旧通則法の規定の例によるものと  
なれば退職年金又は通算退職年金の支給を受け  
べきこととなる場合以外の場合には、新共済法

第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなす。

6 前項に定めるもののほか、大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金又は遺族共済年金の支給に必要事項は、政令で定める。

(退職共済年金の額の一般的特例)

第十五条 附則別表第二の第一欄に掲げる者又はその遺族について新共済法第七十七條第一項及び第二項、第八十九條第一項第二号並びに附則第十二条の四第一項の規定を適用する場合には、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の七・五」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・五」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・七五」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族について新共済法第八十九條第二項及び第九十三條の三の規定を適用する場合(当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が新共済法第八十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限る)においては、新共済法第八十九條第二項及び第九十三條の三中「千分の三・三七五」とあるのは、「千分の三・三七五」(その組合員又は組合員であつた者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合)とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて新共済法第七十七條第一項及び第二項並びに附則第十二条の四第一項の規定を適用する場合におい

ては、第一項の規定にかかわらず、新共済法第七十七條第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」と、同条第二項中「千分の一・五」とあるのは「千分の〇・五」と、「千分の〇・七五」とあるのは「千分の〇・二五」と、新共済法附則第十二条の四第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」とする。

(退職共済年金の額の経過的加算)

第十六条 新共済法第七十六條の規定による退職共済年金(大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの(以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という)に係るものを除く)の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、新共済法第七十七條第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月)を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く)の月数  
ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者(施行日に六十歳以上である者等を除く)に対する前項第一号及び新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び新共済法附則第十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た金額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するよう定められるものとする。

4 昭和五十八年度基準物価上昇率が百分の百を超えた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から昭和五十八年度基準物価上昇比率を千二百五十円に乘じて得た金額」とする。

5 施行日に六十歳以上である者等に係る新共済法第七十六條の規定による退職共済年金の額の算定については、新共済法第七十七條第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、二千五百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という)を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に組合員期間

の月数(当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月)を乗じて得た金額を加算した金額とする。

6 施行日に六十歳以上である者等に対する新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六條第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」とする。

7 特例受給資格を有する者に対する第一項第一号又は第五項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。

8 退職共済年金の支給を受ける者が新施行法第二條第十四号に規定する控除期間並びに新施行法第七條第一項第五号及び第六号の期間(以下「控除期間等の期間」という)を有する更新組合員等(新施行法第二條第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ)である場合における新施行法第十一條第一項の規定の適用については、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項又は第五項の規定による加算額を除く」とする。

(退職共済年金の加給年金額等の特例)  
第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第七十八條第一項及び第八十三條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第七十八條第四項第四号(新共済法第八十三條第四項において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる

者であるときは、新共済法第七十八條第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に定める金額に当該各号に定める金額を加算した額とする。

一 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 二万四千円

二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 四万八千円

三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 七万二千元

四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 九万六千元

五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十

二万円

(退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例)

第十八条 組合員期間が二十年未満である者(特例受給資格を有する者を除く)又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合には、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。附則第四十五

条第三項において「昭和五十四年法律第七十二号」という)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。附則第六十二條第一項において「昭和五十四年改正前の共済法」という)第八十條第三項の規定による退職一時金又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号。附則第六十二條第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という)第五十四條第五項の規定による退職一時金を受けた者

のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第十二條の十二第一項及び第十二條の十三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額について、返還を要しないものとする。

(退職共済年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の特例)

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に

は該当しないものとする。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者(特例退職年金(旧共済法附則第十三條の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ)の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く)で組合員期間が二十五年未満のものに対する新共済法第七十七條第二項及び附則第十二條の四第二項の規定の適用については、新共済法第七十七條第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第一号」と、同項第一号中「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十九條第二項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」と、新共済法附則第十二條の四第二項中「第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第七十七條第二項第一号」とする。

3 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数が四百二十月を超えるときは、新共済法附則第十二條の

四第一項第一号の規定及び附則第十六條の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百二十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が四百二十月を超えるときは、新共済法附則第十二條の四第一項第一号の規定並びに附則第十六條第一項第一号及び第五項の規定に規定する金額の算定については、四百二十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第七十八條の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

(通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例)

第二十条 施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないものが退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職年金は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととされた通算退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額(その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

3 退職共済年金の額が前項の規定の適用により算定されたものである場合における新共済法第

七十二條の二の規定による年金の額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の退職共済年金の額について行ふものとし、当該改定後の退職共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

4 前二項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

5 第一項に規定する者で退職共済年金の支給を受けるものが施行日前に二回以上の退職をした者である場合における前各項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(退職年金を受給することができた者等に係る退職共済年金の特例)

第二十一条 退職共済年金の受給権者が、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものうち、次の各号に掲げる者である場合における当該退職共済年金の額については、新共済法第七十七條、第七十八條及び附則第十二條の四並びに新施行法第十二條の規定並びに附則第十五條から前条までの規定により算定した額が当該各号に定める額(その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、当該各号に定める額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日において退職したとしたならば、退職年金を受ける権利を有することができた者。その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の規定により算定するものとした場合の当該退職年金の額に相当する額

二 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者。その者

四第一項第一号の規定及び附則第十六條の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百二十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が四百二十月を超えるときは、新共済法附則第十二條の四第一項第一号の規定並びに附則第十六條第一項第一号及び第五項の規定に規定する金額の算定については、四百二十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第七十八條の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

(通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例)

第二十条 施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないものが退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職年金は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととされた通算退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額(その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

3 退職共済年金の額が前項の規定の適用により算定されたものである場合における新共済法第

が同日において退職したものとみなして、旧共済法第七十八條、第七十九條第三項から第六項まで又は附則第十三條の十六の規定により改定するものとした場合の退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額と当該改定前の額との差額に相当する額

2 退職共済年金の額が前項の規定の適用により算定されたものである場合における新共済法第七十二條の二の規定による年金の額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行うものとし、当該改定後の退職共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同條の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

3 前二項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

(施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例)

第二十二條 前三條に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十條の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(障害共済年金の支給要件の特例)

第二十三條 新共済法第八十一條第三項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(以下附則第六十六條までにおいて「旧国民年金法」という。)による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

(障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱ひ等)

第二十四條 新共済法第八十二條第四項及び第八

十五條第一項の規定は、障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金(その障害の程度が新共済法第八十一條第二項に規定する障害等級の二級又は三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。次項において同じ)を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

2 昭和三十六年四月一日前に給付事由が生じた障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における当該障害年金の特例その他障害年金の受給権者に対し更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における新共済法の障害共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(障害一時金に関する経過措置)

第二十五條 新共済法第八十七條の五の規定は、施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

2 新共済法第八十七條の六の規定の適用については、旧共済法による年金は、新共済法による年金とみなす。

(施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金の特例)

第二十六條 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十七條の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族共済年金の支給要件の特例)

第二十七條 施行日前に退職した者に対する新共済法の遺族共済年金に関する規定の適用につ

ては、新共済法第八十八條第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害共済年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(次号において「昭和六十年改正前の法」という。)の規定による障害年金(他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。)」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。)」とする。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十八條 新共済法第九十條に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつたとき、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第八十九條第一項第一号イ又は同項第二号イに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額にかかわらず、これらの規定から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十條に規定する加算額(附則第十三條の規定又は新共済法第七十二條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

2 新共済法第九十條の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻が六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

3 新共済法第九十三條第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第二十九條 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三十七條ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ)は、新共済法第八十九條及び第九十條の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第八十九條の規定にかかわらず、同條の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條の二第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3 新国民年金法第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項、第四十條、第四十一條第二項及び第四十一條の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 新共済法第九十一條第三項の規定の適用につ

いては、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第九十三条第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。（退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例）

第三十条 退職年金又は減額退職年金の受給権者（特例退職年金の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く）が施行日以後に死亡した場合における新共済法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、同号中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」と、「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

金の受給権者」とする。

2 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、新共済法第八十九条及び第九十条並びに新施行法第十三条の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき遺族年金の額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額から、当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

3 遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第七十二条の二の規定による年金額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行うものとし、その改定後の遺族共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の年金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。（長期給付に要する費用の負担の特例）  
第三十一条 国又は日本国有鉄道は、新共済法第九十九条第三項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。  
一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用（新共済法第九十九

条第二項第三号に掲げるもの及び新施行法第五十四条の規定により負担することとされたものを除く。）として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額  
二 国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国又は日本国有鉄道が前項の規定による負担をする場合における新共済法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「掲げるものを除く。同項第二号において同じ」とあるのは、「掲げるもの及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十一条第一項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。次項第二号において同じ」とする。

3 新共済法第二百二条第三項の規定は、第一項の規定により国又は日本国有鉄道が負担する金額について準用する。  
第三十二条 施行日前に船員組合員（旧共済法第九十九条に規定する船員組合員及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十九条第一項に規定する旧公企体船員組合員であつた者）をいう。以下同じ。であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に關する規定並びに附則第十四条から第三十条まで（附則第十六条第一項第二号イを除く。）の規定の適用については、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第九十九条の規定により算定した船員組合員であつた期間（施行日前において組合員でない船員（国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険

法」という。）による船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）であつた期間（旧共済法第九十二条の規定又はこれに相当する旧公企体共済法（新施行法第四十条第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。）の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く。）を有する者であるときは、当該組合員でなかつた船員であつた期間を合算した期間の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、新共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及び新共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 前項の規定により三分の四を乗じて得た月数をもつて組合員期間の月数とされた船員組合員であつた期間については、新共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額の算定の基礎となる組合員期間とはしない。

3 前二項の規定を適用して算定した障害共済年金又は遺族共済年金（新共済法第八十八条第四号に該当することにより支給されるものを除く。以下この項において同じ。）の額が、前二項の規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、当該障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、施行日前に船員組合員であつた期間を有する者に対する新共済法及び新施行法の長期給付に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（任意継続組合員に關する経過措置）  
第三十三条 新共済法第二百二十六条の五第五項の規定は、施行日において同条第二項に規定する任意継続組合員である者及び施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十一号 昭和六十一年六月十九日



当該任意継続組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

(国鉄共済組合が支給する年金の特例)  
第三十四条 附則第二十一条及び第三十条

第二項の規定は、長期給付財政調整事業(新共済法附則第十四条の三第一項に規定する長期給付財政調整事業をいう。以下同じ)が実施されている間、国鉄共済組合(新共済法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合をいう。以下同じ)が支給する退職共済年金及び遺族共済年金の額については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、国鉄共済組合が支給する新共済法による年金の特例その他国鉄共済組合が支給する新共済法の長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職年金の額の改定)  
第三十五条 退職年金(特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八條、第四十六條、第五十二條、第五十三條及び第五十七條において同じ)については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額となつて、その額が当該退職年金の算定の基礎となつて、その額が当該退職年金の額に改定される。前項に規定する俸給年額又は公企業基礎俸給年額をい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額を超えるときは当該百分の七十に相当する金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額(当該退職年金の額の算定の基礎となつて、その額が当該退職年金の額に改定される。前項に規定する俸給年額又は公企業基礎俸給年額をい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額とする。

二 当該退職年金の額の算定の基礎となつて、その額が当該退職年金の額に改定される。前項に規定する俸給年額又は公企業基礎俸給年額をい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額とする。

三 前項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

(退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱)  
第三十六条 退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である間において、その者の標準報酬の等級が新共済法第七十六條第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職年金の額のうち、当該退職年金の額の算定の基礎となつて、その額が当該退職年金の額に改定される。前項に規定する俸給年額又は公企業基礎俸給年額をい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額とする。

又或は百分の八十に相当する金額に新共済法第七十八條の規定及び附則第十七條の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

2 退職年金の受給権者が退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつて、その額が当該退職年金の額に改定される。前項に規定する俸給年額又は公企業基礎俸給年額をい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額とする。

の端数があるときは、これを切り捨てた年数(以下同じ)が二十年を超えるときは、当該政令で定める金額にその超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める額を加えた金額)

二 当該退職年金の額の算定の基礎となつて、その額が当該退職年金の額に改定される。前項に規定する俸給年額又は公企業基礎俸給年額をい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む。)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額とする。

2 退職年金で旧共済法第七十八條第二項から第四項までの規定によりその額が改定されたもの又は改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條第七項の規定によりその額が算定されたものについては、前項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、旧共済法第七十八條第三項及び第四項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

3 前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

(減額退職年金の額の改定)  
第三十七条 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該減額退職年金の施行日の前日における額を当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の施行日の前日における額で除して得た割合を、当該退職年金を支給していたとしたならば附則第三十五條の規定により改定すべきこととなる当該退職年金の額に乘じて得た額に改定する。

2 附則第三十五條第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

(減額退職年金の支給開始年齢の特例)  
第三十八條 退職年金の受給権者が、施行日から六月を経過する日以後に、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を国家公務員等共済組合連合会(当該退職年金が新共済法第六十六條第五項に規定する公共企業体等の組合から支給されるものであるときは、当該公共企業体等の組合)に申し出た場合において、その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該減額退職年金は、当該各号に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後でその者の希望する月から支給する。

一 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者(旧共済法附則第十二條の五第二項及び第十三條の十第一項に規定する政令で定める者に該当した者並びに旧公企業共済法附則第十六條の三第二項に規定する政令で定める者に該当した者を除く。以下この項において同じ)で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの 五十三歳

二 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの 五十四歳

三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの 五十五歳

2 前項第三号に掲げる者(昭和五十五年七月一日以前に生まれた者を除く)に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされてきた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に應じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乘じて得た金額とする。

(減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱)  
第三十九條 附則第三十六條の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合においては、同条第一項及び第二項中「算定した額」とあるのは、「算定した額(当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた

退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に依り、政令で定める額を控除した額」と読み替えるものとする。  
(通算退職年金等の額の改定)

第四十条 通算退職年金(特例退職年金を含む。)

第四十条 通算退職年金(特例退職年金を含む。)  
については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額

二 俸給年額の十二分の一の額の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の規定により改定すべき通算退職年金で旧共済法第七十九条の二第五項(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に該当するものについては、旧共済法第七十九条の二第五項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により改定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

3 特例退職年金で旧共済法附則第十三条の十六第二項の規定によりその額が改定されたものについては、第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、同条第二項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

(障害年金の特例支給)

第四十一条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの(障害年金の受給権者を除く。)で施行日の前日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することとなるものには、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の障害

年金に関する規定の例により、障害年金を支給する。この場合においては、次条から附則第四十四条までの規定を適用する。

2 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものうち、障害年金の支給が旧共済法第八十五条第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されることとなるものについては、同日において当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)  
第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金(以下「公務による障害年金」という。)の額については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度(以下「旧共済法の障害等級」という。))の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に俸給年額の百分の十(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の三十とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)を加えた金額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額に相当する金額を超えるときは、俸給年額に相当する金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額(組合員期間(当該障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間に限る。以下この条において同じ。))の年数が二十年を超えるときは、当該政令で定める金額に

その超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額を加えた金額)

2 組合員期間の年数が二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

2 旧共済法第八十一条第二号の規定による障害年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。)については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合  
四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合  
障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た金額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合  
組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た金額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合  
組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た金額

3 前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額(前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。)より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、障害年金の基礎となつた障害が二以上ある場合における障害年金の額の改定の特例、旧共済法第八十五条第二項から第八項までの規定によりその額が改定された障害年金の額の改定の特例その他の障害年金の額の改定に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)  
第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級に依り、その障害年金の額を改定する。

(障害年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱ひ)  
第四十四条 障害年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が新共済法第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、当該障害年金の額のうち、当該障害年金の基礎と

なつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第八十二条第一項第一号及び新施行法第十二条の規定並びに附則第九条の規定の例により算定した額の百分の二十、百分の五十及び百分の八十に相当する金額（当該障害年金が旧共済法の障害等級の二級又は三級に該当するときは、当該金額に新共済法第八十三条の規定の例により算定した加給年金に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は行われない。

2 障害年金の支給権者が退職したときは、旧共済法第八十五条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行われない。

（他の共済組合の組合員等である間における支給停止）  
 第四十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給権者が新共済法第八十七条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等となつた場合において、当該支給権者の昭和六十二年以後の各年（当該支給権者が退職した日の属する年を除く。）における新共済法第八十条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべきこれらの年金については、その額のうち、その額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の支給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の支給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額）に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項の規定を適用して計算した昭和六十三年八月分以後の退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が、その者が施行日の前日において現に支給を受けていたこれらの年金の額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その額をもつて、同項の規定の適用後の

当該年金の額とする。

3 旧共済法第七十七条第四項から第六項まで及び第七十九条第三項並びに旧施行法第十五条第二項及び第三項、第十七条の二並びに第十八条の規定並びに附則第八十四条の規定による改正前の昭和五十四年法律第七十二号附則第四条の二及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第三十三条第三項の規定は、昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職年金に係る支給停止については、なおその効力を有する。この場合においては、旧共済法第七十七条第四項（旧共済法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに旧施行法第十七条の二第一項及び第十八条第一項中「その超える年の翌年六月から翌々年五月まで」とあるのは「その超える年の昭和六十年であるときは、昭和六十一年六月から昭和六十二年七月まで、その超える年の昭和六十二年であるときは、昭和六十二年八月から昭和六十三年七月まで」と、旧施行法第十五条第三項中「その年の翌年六月から翌々年五月まで」とあるのは「その年の昭和六十年であるときは、昭和六十一年六月から昭和六十二年七月まで、その年の昭和六十二年であるときは、昭和六十二年八月から昭和六十三年七月まで」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族年金の額の改定）  
 第四十六条 遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

- 一 公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。） 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として

政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間（当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に限る。以下この項において同じ。）が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）

二 旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二号第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。） 当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二号第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。） 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2 旧共済法第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、な

おその効力を有する。

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは、当該各号に掲げる額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十三条に規定する昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を当該各号に掲げる額に乘じて得た金額を基準として政令で定める金額）と読み替へるものとする

6 前各項の規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額とする。

（通算遺族年金等の額の改定）  
 第四十七条 通算遺族年金（旧共済法附則第十三

条の十八第二項に規定する特例遺族年金を含まず)については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第四十条の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

(船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の特例等)

第四十八条 船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、その額を、次に掲げる年金の額のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けるべき旧船員保険法の規定による年金の額

2 前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることにより行つたものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、同項各号に規定する年金のうち、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた年金に相当するいずれか一の年金を選択したものとする。

3 前二項に定めるもののほか、船員組合員であつた者が組合員でない船員であつた期間を有する場合における年金の特例その他の船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(衛視等であつた者の特例)

第四十九条 退職年金の受給権者が衛視等(旧共済法附則第十三条に規定する衛視等をいう。以下この条において同じ)である場合における附則第三十五条の規定による退職年金の額の改定の特例その他衛視等であつた者に対する同条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職年金等の額の自動改定)

第五十条 旧共済法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く)については、物価指数が昭和六十年(この項の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金の額を改定する。

2 前項の規定による年金の額の改定の措置は、政令で定める。

3 退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額が附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む)、第三十六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む)、第四十二条第三項又は第四十六条第六項の規定(以下この項において「従前額保障の規定」という)により、施行日の前日における年金額をもつて改定後の年金額とされたものである場合における第一項の規定による年金の額の改定は、従前額保障の規定の適用がないものとした場合の当該年金の額について行つたものとし、その改定後の当該年金の額が従前額保障の規定による年金の額より少ないときは、その額をもつて同項の規定による改定後の年金の額とする。

(国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に關する特例)

第五十一条 国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五条第一項、第四十条第一項、第四十二条第二項及び第四十六条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項ただし書中「係するもの」とあるのは「係するもの(国鉄共済組合が支給するものを除く。)」と、同項並びに附則第四十条第一項、第四十二条第二項及び第四十六条第一項中「昭和五十四年度基準物価上昇比率」とあるのは「一・一一二

二」とする。

2 国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十六条第二項(附則第三十九条において準用する場合を含む)の規定の適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、同項中「及び附則第十二条の四」とあるのは、「並びに附則第十二条の四第一項及び第三項」とする。

3 前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合には、国鉄共済組合が支給している旧共済法による年金については、同項の規定にかかわらず、国鉄共済組合の組合員の長期給付に要する費用の負担状況、長期給付財政調整事業の実施状況、他の公的年金制度における給付水準その他の諸事情を総合勘案して行つたものとする。この場合においては、前条第二項の規定に基づく政令で、国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に關する特別の定めをすることができ。

4 前項の規定は、新施行法第三条の規定によりなお従前の例により支給される年金である給付のうち国鉄共済組合が支給するものに対し新施行法第三条の二第一項の規定による年金の額の改定の措置を講じる場合について準用する。この場合においては、前項中「前条第二項」とあるのは、「新施行法第三条の二第一項」と読み替へるものとする。

(更新組合員等であつた者の退職年金等の額の改定の特例)

第五十二条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年未満の更新組合員等であつた場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるものとして算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者が控除期間等の期間を有する更新組合員等であつた者である場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額は、同項各号の規定にかかわらず、その金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3 前項の場合において、同項に規定する更新組合員等であつた者の同項に規定する組合員期間の年数が三十五年を超えるときは、同項中「控除期間等の期間の年数」とあるのは、「控除期間等の期間の年数(同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三十五年を超える部分の年数を除き、同項第二号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。)」とする。

4 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合において、旧施行法第十一条の規定(他の法令においてその例によることとされる同条の規定を含む。以下この条において同じ)がなおその効力を有していたとしたならば旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定により当該退職年金又は減額退職年金の額が改定されるものであり、かつ、その達した日の属する月においてその者が支給を受けている退職年金又は減額退職年金の額(その額について、附則第五十条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)が施行日の前日において旧施行法第十一条第六項又は第七項の規定による改定をするものとした場合における当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その達した日の属する月の翌月分以

後、その額を、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額に相当する額に改定する。この場合においては、附則第五十条第三項の規定を準用する。  
(更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例)

第五十三条 旧施行法第七号第一項第一号の期間

に該当する期間が五年以上である更新組合員等であつた者で四十五歳以上のものが受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七号第二項及び旧施行法第十五条第一項の規定にかかわらず、その額に同号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の五十(その者が五十歳に達した後五十五歳に達するまでの間にあつては百分の七十とし、その者が五十五歳に達した後あつては百分の百とする)に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

2 旧施行法第七号第一項第二号から第四号までの期間

に該当する期間が六年以上である更新組合員等であつた者が受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七号第二項及び旧施行法第十六条の規定にかかわらず、その額に旧施行法第七号第一項第二号から第四号までの期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、支給の停止は行わない。

3 前二項の規定により支給の停止を行わないこと

とされた退職年金の額が、その者が施行日の前日において、旧施行法第十五条又は第十六条の規定により現に支給を受けていた退職年金の額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、その現に支給を受けていた額をもつて、これらの規定により支給の停止を行わないこととされる退職年金の額とする。この場合においては、附則第五十条第三項の規定を準用する。

4 前三項の規定は、旧公営法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者(移行組合員等を除く)が受ける権利を有する退職年金については、適用しない。  
(更新組合員等であつた者の障害年金の額の改定の特例)

第五十四条 附則第五十二条第四項の規定は

障害年金を受ける権利を有する更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一号の規定」とあるのは「旧施行法第二十二号の規定」と、同項中「旧施行法第十一号第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第二十二号第五項において準用する旧施行法第二十一号第六項又は第七項」と読み替へるものとする。  
(更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の額の改定の特例)

第五十五条 附則第五十二条第四項の規定は

更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の受給権者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合(妻である配偶者、子又は孫が七十歳又は六十歳に達した場合を除く)について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一号の規定」とあるのは「旧施行法第三十一号の規定」と、「旧施行法第十一号第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第三十一号第四項又は第五項」と読み替へるものとする。

2 前項の場合において、遺族年金の受給権者が

二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する附則第五十二条第四項の規定を適用するものとする。  
(更新組合員等であつた者に係る遺族年金の額の改定の特例)

(更新組合員等であつた者の退職年金等の額の自動改定の特例)

第五十七条 更新組合員等であつた者で七十歳以上

のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるものに対する附則第五十条の規定の適用については、同条第三項(附則第五十二条第四項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む)中「従前額保障の規定による年金の額」とあるのは、「従前額保障の規定による年金の額に、附則第五十七号第一項各号に掲げる期間に応じ、同項各号に掲げる金額に第一項に規定する比率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額(その加えて得た金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額)とする。

一 旧施行法第七号第一項第一号の期間

で十七年を超えるもののその超える期間、その年数一年につき恩給法の俸給年額(施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二号第一項第十七号に規定する恩給法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十四号第二項第二号の規定により当該恩給法の俸給年額とみなされたものを含む)の三分の二(当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に相当する金額(当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七号の規定に準じて得た金額。次号において同じ)。

二 旧施行法第七号第一項第二号から第六号ま

での期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間、その年数一年につき旧法の俸給年額(施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧

施行法第二号第一項第十八号に規定する旧法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十四号第二項第二号の規定により当該旧法の俸給年額とみなされたものを含む)の三分の二(当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に相当する金額

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に

係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに対する附則第五十条(附則第五十二条第四項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む)の規定を適用する場合には、前項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七号第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替へるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受け

る者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。  
(未婚遺族者に係る年金の特例)

第五十八条 附則第三十五号から前条まで

(附則第五十条を除く)の規定は、旧施行法第四十九条第三項の規定により支給される年金については、適用しない。  
(琉球政府等の職員であつた者の退職年金等の額の特例)



和五十八年法律第八十二号附則第二十八條第一項に規定する公金復帰更新組合員であつた者を含む。に係る旧共済法による年金の額の改定に関する特例その他の新施行法第三十三條第六号に規定する琉球政府等の職員であつた者に係るこの附則の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(移行組合員等に関する退職年金等の特例)

第六十條 移行組合員等で旧施行法第五十一條の十三第一項第一号の申出をした者が受ける権利を有する旧共済法による年金のうち当該申出に係るもので施行日の前日において既に支給されていた年金については、附則第三十六條、第三十九條及び第四十四條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する年金の受給権者が組合員であるときは、その者は新共済法第八十條第一項に規定する他の共済組合の組合員等であるものとみなし、その者の同項に規定する所得金額に應じ、附則第四十五條の規定の例により、その額の一部の支給を停止する。

(脱退一時金等に関する経過措置)

第六十一條 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき、若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧共済法の規定が適用されることとならば支給されることとなる脱退一時金又は特例死亡一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。

(退職一時金等の返還)

第六十二條 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、これ

らの年金の受給権者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する金額を加えた金額(以下この条において「支給額等」という。)を施行日から一年以内、一時に又は分割して、国家公務員等共済組合連合会(これらの年金が新共済法第十六條第五項に規定する公共企業体等の組合から支給されるものであるときは、当該公共企業体等の組合。以下「連合会等」という。)に返還しなければならない。

一 昭和五十四年改正前の旧公金共済法の規定による退職一時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含む。)

二 昭和五十四年改正前の旧公金共済法の規定による退職一時金及び返還一時金

2 前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をその者が受ける当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該年金の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に應じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額を、これらの年金の支

給を受けた期間の月数(その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月)を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額」とする。

6 前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に關して必要な事項は、政令で定める。

(一時恩給等の返還)

第六十三條 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者が一時恩給(新施行法第二條第八号に規定する一時恩給をいう。以下この条において同じ)を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員(新施行法第二條第四号に規定する恩給公務員をいう。以下同じ)となつた更新組合員等又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることとなつた更新組合員等となつた者であるときは、これらの年金の受給権者は、それぞれ旧施行法第四條並びに第五條第一項及び第二項本文の規定(これらの規定に相当する旧公金共済法の規定を含む。)を適用しないものとされた場合又は更新組合員等である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十四條ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額を、これらの年金を支給する連合会等に返還しなければならない。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

3 前条の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき旧法等(新施行法第二條第二号の二に規定する旧法等をいう。の規定による退職一時金の支給を受けた者である場合)について準用する。

第六十四條 旧共済法による年金(施行日以後に支給される旧共済法又は旧公金共済法の規定による一時金を含む。)の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつてゐるものに対応する費用については、新施行法第五十四條の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、国民年金等改正法附則第三十五條第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、公務による障害年金又は公務による遺族年金の給付に要する費用(前二号に規定する費用を除く。)については、新共済法第九十九條第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、附則第三十一條第一項の規定により国又は日本国有鉄道が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国又は日本国有鉄道が負担する。

五 当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九條第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

二項第二号に掲げる費用の負担の例による。(国等が負担する費用の調整に關する経過措置)

第六十五條 昭和六十一年度以後において、国又は日本国有鉄道が、新共済法第九十九條第三項の規定並びに附則第三十一條第一項及び前条の規定による負担をする場合においては、附則第八十六條の規定による改正後の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五條の規定の適用については、同条中「これらの規定」とあるのは、「国家公務員等共済組合法第九十九條第三項並びに

改正後の

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第...号）附則第三十一条第一項及び第六十四条の規定と、「公共企業体」とあるのは「日本国有鉄道」とし、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）附則第十五条の規定の適用については、同条第一項中「新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第...号）附則第三十一条第一項及び第六十四条」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とし、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第十条の規定の適用については、同条第二項中「新共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第...号）附則第三十一条第一項及び第六十四条」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とする。

（政令への委任）

第六十六条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に対する経過措置並びに新共済法、新施行法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第六十七条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「第一号に規定する場合」の下に「及び当該同一の事由により国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を加える。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第六十八条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第八項中「俸給の月額に」を削り、「第百条第二項」を「第百条第三項」に、「定められた割合を乗じて得た額を合計した額」を「算定される掛金の合計額に相当する額」に改める。

附則第九項を削る。

附則第十項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十三項から第十五項まで」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項を附則第十五項とする。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第六十九条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第七十条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「場合又は」の下に「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第...号）第二条の規定による改正前の」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第七十一条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「統轄する都道府県」の下に「又は国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。

五 社会保険庁長官がした国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第百一十三条の二第一項の規定による確認に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した都道府県知事の統轄する都道府県に置かれた審査官

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第七十二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び第四十九条（未帰還更新組合員に関する特例）」を削る。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七十三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十四条中「前条に該当するに至つたとき」の下に「若しくは国家公務員等共済組合の組合員となつたとき」を加える。

第三十八条第一項中「又は国民年金法」を「国民年金法」に改め、「同じ」の下に「又は国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）による年金たる給付（当該年金たる給付と同一の支給事由に基づいて支給されるもの（当該年金たる給付が老齢厚生年金である場合にあつては、退職共済年金を含む）を除く。以下この条において同じ）」を加え、「又は同法」を「国民年金法」に改め、「付加年金を除く」の下に「又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」を加え、同条第二項中「又は国民年金法による年金たる給付」を「国民年金法による年金たる給付又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」に、「同法第二十条第二項の規定（これらの規定を他の法令に

おいて準用する場合を含む。）」を「他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

5 第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の三第一項中「若しくは国民年金法」を「国民年金法」に改め、「同じ」の下に「若しくは国家公務員等共済組合法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ）」を加え、「若しくは同法による年金たる給付」を「国民年金法による年金たる給付若しくは国家公務員等共済組合法による年金たる給付」に改める。

第四十六条第一項を削り、同条第二項中「配偶者が」の下に「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金」を加え、「退職」を「老齢若しくは退職」に改め、同項を同条とする。

第四十八条第一項中「及び第五十二条の二」を「第五十二条の二及び第五十四条の二第一項」に改める。

第五十条の二第三項中「除く」の下に「及び第五項」を加える。

第五十二条に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、六十五歳以上の者であつて、かつ、障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金の受給権を有しないものに限る。）については、適用しない。

第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 障害厚生年金は、その受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国家公務員等共済組合法による障害共済年金の受給権を有するときは、その間、その

支給を停止する。

2 第三十八条第二項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」とあるのは、「国家公務員等共済組合法による障害共済年金」と読み替へるものとする。

第五十六号第三号中「障害年金」を「障害を支給事由とする給付」に改める。

4 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条の次に次の一条を加える。  
第六十四号の二 第五十八号第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に關し、国家公務員等共済組合法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 第三十八号第二項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」とあるのは、「国家公務員等共済組合法による遺族共済年金であつて政令で定めるもの」と読み替へるものとする。

第六十九号から第七十二号までを次のように改める。  
(支給の調整)  
第六十九号 第五十八号第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡に關し、国家公務員等共済組

法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができるときは、同条の規定にかかわらず、支給しない。

第七十号から第七十二号まで 削除  
第七十号第一項中「第九十四号の二」を「第九十四号の二第一項」に改める。  
第七十号の二を第七十号の三とし、第七十号の次に次の一条を加える。  
(資料の提供)  
第七十号の二 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に關する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する国家公務員等共済組合法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六号に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三号第二項に規定する共済組合等又は第四十六号に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機關に對し、必要な資料の提供を求めることができる。

第七十二号中「いずれかに該当するに至つたとき」の下に、「若しくは国家公務員等共済組合の組合員となつたとき」を加える。

附則第四号の三第五項中「資格を取得したとき」の下に、「又は国家公務員等共済組合員の組合員となつたとき」を加える。  
附則第七号の次に次の一条を加える。  
(国家公務員等共済組合の組合員であつた期間の確認等)  
第七号の二 国民年金法附則第七号の五第二項に規定する国家公務員等共済組合の組合員であつた期間につき第四十二号、第四十七号第一項、第四十七号の二第二項、第四十七号の三第一項、第五十五号第一項、第五十八号第一項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五号の規定の適用を受けようとする者についての当該組合員であつた期間については、当分の間、当該共済組合の確認を受けたところによる。

2 国民年金法附則第七号の五第三項及び第四

項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「第十号第一項に規定する被保険者の資格に關する処分又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金」とあるのは、「当該組合員であつた期間に基づく老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替へるものとする。

附則第十五号中「附則第四号の三第一項若しくは第四号の五第一項の規定によつて被保険者」を「保険料納付済期間を有すること」に改める。  
附則第十六号の次に次の二条を加える。  
(障害厚生年金の特例)  
第十六号の二 第四十七号の二及び第四十七号の三の規定は、当分の間、国民年金法附則第九号の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。  
2 第五十二号第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。  
(被保険者等である者に対する老齢厚生年金又は障害厚生年金の取扱い)  
第十六号の三 附則第八号の規定による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者が被保険者である場合及び他の被用者年金制度の組合員等である場合における当該年金の支給に關する合理的な方策について、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が被保険者等である場合における当該年金の支給の停止に關する措置との均衡等を考慮しつつ、速やかに検討を行い、別に法律の定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十八号の五の前の見出し中「組合員」を「国家公務員等共済組合以外の共済組合の組合員」に改め、同条第一項中「共済組合」の下に「国家公務員等共済組合を除く。次条において同じ。」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)  
第七十四号 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第八十一号の四第一項中「俸給」を「標準報酬」に改める。  
(国民年金法の一部改正)  
第七十五号 国民年金法の一部を次のように改正する。  
第三号第二項中「又は市町村長」を「若しくは市町村長」に改め、「以下同じ。」の下に「又は国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会以下共済組合等」という。を加える。  
第五号に次の二項を加える。  
5 この法律において、「適用対象被用者年金各法」とは、第一項第一号及び第二号に掲げる法律をいう。  
6 この法律において、「被用者年金被保険者」とは、厚生年金保険の管掌者たる政府又は国家公務員等共済組合連合会をいう。  
第七号第一項第二号及び第八号第四号中「厚生年金保険の被保険者」を「適用対象被用者年金各法の被保険者又は組合員」に改める。  
第九号中「翌日」の下に「第二号に該当するに至つた日に更に第七号第一項第二号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は」を加え、同条第五号中「厚生年金保険の被保険者」を「適用対象被用者年金各法の被保険者又は組合員」に改め、第七号第一項第一号又は第三号を「第七号第一項各号のいずれかに」に改める。  
第二十号第一項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に、「同法による年金たる保険給付(遺族厚生年金)を適用対象被用者年金各法による年金たる給付(遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金)に改め、同条第二項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に、「同法第三十八号第二項の規定(こ

同じ。」を加える。

同じ。」を加える。

同じ。」を加える。

同じ。」を加える。

同じ。」を加える。

これらの規定を他の法令において準用する場合を含む」を「他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」に改める。

第二十八條第一項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢厚生年金）を適用対象被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするもの）」に、「同法による年金たる保険給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に改める。

第三十條の二第四項中「又は第四十七條の二の規定による障害厚生年金について、同法第五十二條を若しくは第四十七條の二の規定による障害厚生年金又は国家公務員等共済組合法第八十一條第一項若しくは第三項の規定による障害共済年金について、厚生年金保険法第五十二條又は国家公務員等共済組合法第八十四條に改める。

第三十三條の二に次の一項を加える。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條の二第一項第二号中「あること」を「あり、かつ、現に婚姻をしていないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十九條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十七條の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは、「夫」と読み替へるものとする。

第八十五條第一項第一号中「第九十四條の二第二項を各被用者年金保険者に係る第九十四條の三第一項に改め、「算定した率」の下に

「合算した率」を加える。  
第九十四條の三を第九十四條の五とし、同条の前に次の一條を加える。

第九十四條の四 社会保険庁長官は、国家公務員等共済組合連合会に対し、大蔵大臣を経由して、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者の数その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 国家公務員等共済組合連合会は、厚生省令の定めるところにより、大蔵大臣を経由して前項の報告を行うものとする。

3 厚生大臣は、前二項に規定する厚生省令を定めるときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第九十四條の二の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二号被保険者の総数と第三号被保険者の総数」とを合算した数とを、当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府にあつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者）と、国家公務員等共済組合連合会に於ては、国家公務員等共済組合連合会に於ては、（国家公務員等共済組合連合会に於ては、被保険者（国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。）の総数に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「規定する」を「の場合において」に、「第二号被保険者の総数及び第三号被保険者」を「及び被用者年金保険者に係る被保険者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加え、同条を第九十四條の三とする。

3 前二項に規定するものは、国家公務員等共済組合連合会に係る基礎年金拠出金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。  
第九十四條の次に次の一條を加える。  
（基礎年金拠出金）

第九十四條の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 国家公務員等共済組合連合会は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十條第一項中「給付に關する処分」の下に「（国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關する処分を除く）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 被保険者の資格に關する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づき給付に關する処分の不服の理由とすることができない。

第六十條に次の二項を加える。

6 国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關する処分不服がある者は、国家公務員等共済組合法の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができ、

7 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の程度の診査に關する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づき障害基礎年金に關する処分についての不服の理由とすることができない。

第九十條中「受給権者に対する」の下に「適用対象被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは」を加え、「被用者年金各法に定める組合（厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合及び地方公務員等共済組合法第五十一條第一項に規定する地方議會議員共済会を含む。以下同じ。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会、厚生年金保険法附則第二十八條に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一條第一項に規定す

る地方議會議員共済会」に改める。  
第九十條の次に次の一條を加える。

第九十條の二 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、大蔵大臣に対し、国家公務員等共済組合連合会に係る第九十四條の四第一項に規定する報告に關し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に国家公務員等共済組合連合会の業務の状況を監査させることを求めることができる。

附則第一條の次に次の一條を加える。  
（用語の定義の特例等）

第一條の二 第五條第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会及び国家公務員等共済組合法第八十六條第五項に規定する公共企業体等の組合」とする。この場合において、国家公務員等共済組合法第八十六條第五項に規定する公共企業体等の組合に係る基礎年金拠出金の納付その他の事項に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 第九十四條の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会及び国家公務員等共済組合法第八十六條第五項に規定する公共企業体等の組合」とする。この場合において、国家公務員等共済組合法第八十六條第五項に規定する公共企業体等の組合に係る基礎年金拠出金の納付その他の事項に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

附則第三條第一項第一号中「被用者年金各法（厚生年金保険法を除く。）に基づき」を削り、「以下「組合」という」を「国家公務員等共済組合を除く」に改め、同項第二号中「厚生年金保険」を「被用者年金各法」に改める。

附則第三條の次に次の一條を加える。  
（被保険者の資格の特例）

第三條の二 第七條第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「組合員」とあるのは、「組合員（六十五歳以上の者）にあつては、厚生年金保険法附則第四條の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有し

ない組合員及び国家公務員等共済組合法附則第十三条の三に規定する特別継続組合員に限る。」とする。

附則第四条の次に次の一条を加える。  
(被保険者の資格の喪失に関する経過措置)

第四条の二 第九条第五号の規定の適用については、当分の間、同号中「又は組合員の」とあるのは「若しくは組合員がその」と、「該当する」とあるのは「該当する」とあるのときを除く。又は六十五歳に達したとき(附則第三条の二の規定により読み替えられた第七条第一項第一号に該当するときは除く。)

附則第五号第一項第一号中「前条第一項」を「附則第四条第一項」に改め、同条第五項第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「適用対象被用者年金各法の被保険者又は組合員」に改め、同条第六項第二号中「前条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第七号第三項及び第四項中「当該組合」を「当該共済組合」に改める。  
附則第七号の三 第三項中「被保険者となつたとき」の下に「(国家公務員等共済組合の組合員であるときを除く。又は厚生年金保険の被保険者以外の第二号被保険者が厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者となつたとき)」を加え、同条を附則第七号の四とし、附則第七号の二の次に次の一条を加える。

第七号の三 第七号第一項第三号に該当しなかつた者が同号の規定に該当する被保険者となつたことに関する第十二条第一項及び第二項の規定による届出又は同号に該当する被保険者の配偶者が適用対象被用者年金各法の被保険者若しくは組合員の資格を喪失した後引き続き適用対象被用者年金各法の被保険者若しくは組合員となつたことに関する第五号第一項(同条第二項において第十二条第一項を準用する場合を含む)の規定による届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第三

号被保険者としての被保険者期間(当該届出が行われた日の属する月の前々月までの二年間のうちにあるものを除く)は、第五条第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。

附則第八号中「組合」を「共済組合」に改め、同条の前に次の二条を加える。  
(国民年金原簿の特例等)  
第七条の五 第十四条の規定の適用については、当分の間、同条中「被保険者」とあるのは、「被保険者(第二号被保険者のうち国家公務員等共済組合の組合員であるものを除く。)」とする。

2 第二号被保険者であつた期間のうち国家公務員等共済組合の組合員であつた期間につき第十号第一項、第二十六条、第三十条第一項、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十七号又は附則第九号の二第一項の規定の適用を受けようとする者については、当該組合員であつた期間については、当分の間、当該共済組合の確認を受けたところによる。

3 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国家公務員等共済組合法の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができ、  
4 第二項の場合において、当該国家公務員等共済組合の組合員であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、第十号第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金に関する処分についての不服の理由とする(不服申立ての特例)

第七号の六、当分の間、第百一条第一項の規定の適用については、同項中「又は保険料」とあるのは、「保険料」と、「徴収金に関する処分」とあるのは、「徴収金に関する処分又は国家公務員等共済組合法第百十三号の二第一項の規定による確認に関する処分」とし、同条第四項の規定の適用については、同項中「給付に関する処分」とあるのは、「給付に関する処分又は国家公務員等共済組合法第百十三号の二第一項の規定による確認に関する処分」とする。

務員等共済組合法第百十三号の二第一項の規定による確認に関する処分」とし、同条第四項の規定の適用については、同項中「給付に関する処分」とあるのは、「給付に関する処分又は国家公務員等共済組合法第百十三号の二第一項の規定による確認に関する処分」とする。

2 国家公務員等共済組合法第百十三号の二第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が確認するものとされた期間について、同項の規定による確認に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該期間に基づき給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

附則第九号の四第一項中「組合」を「共済組合(国家公務員等共済組合を除く。次条及び附則第九号の六において同じ。)」に改める。  
附則第九号の五及び第九号の六中「組合」を「共済組合」に改める。  
(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七十六号 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第十九条を次のように改める。  
第十九条 削除  
(印紙税法の一部改正)

第七十七号 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第三中「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八号第二号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号」を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八号第三号(福祉事業)の貸付け並びに同条第四号及び第五号」に改める。  
(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

附則第二条の見出し中「退職年金等」を「退職共済年金等」に改め、同条第一項中「第二条第一項第四号の二」を「第二条第四号の二」に、「同法第四十二号第一項」を「施行法第二十三号第一項」に改め、「(同法第四十四号第三項各号に掲げる法令の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合を除く。)」を削り、「同法第二条第一項第四号の二」を「施行法第二十二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者を施行法第二十五号各号に掲げる者に該当するものとみなして同条の規定を適用する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 施行法第二十六号の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。  
附則第三条を次のように改める。  
第三条 削除  
(児童手当法の一部改正)

第七十九号 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条第一項中、「給料又は俸給」を「又は給料」に改める。  
(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第八十条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項及び第三項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)  
第八十一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する



法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「以下改正前の法」というを削り、同條第三項及び第四項を削る。

第八十二條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

第八十三條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

附則第四條中「一部施行日」を「附則第一條第三号に定める日」と、「改正前の法」を「第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第八十四條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條中「次条において同じ。」を削る。

附則第四條の二を削る。

附則第七條第二項から第四項までを削る。

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十五條 前条の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第七條第二項又は第四項の規定によりその例によることとされた同法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「昭和五十四年改正前の共済組合法」という。）の規定による返還一時金又は死亡一時

金で、昭和五十四年改正前の共済組法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の共済組法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなるものについては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するときは、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。

（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十六條 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十八條から第三十三條までを次のように改める。

第十八條から第三十三條まで 削除

附則第三十四條に次のただし書を加える。

ただし、その者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）第一條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の規定による年金である長期給付を受ける権利を有するときは、当該一時金である長期給付は支給しない。

附則第三十五條第一項を削り、同條第二項を同条とする。

（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七條 前条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合法等の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行遺族年金及び移行通算遺族年金（次項において「移行年金」という。）は、それぞれ第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金とみなす。

2 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた移行年金については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「以下単に「共済組合」を「国家公務員等共済組合を除く。第四項において「適用除外共済組合」に改め、同條第三項中「又は厚生年金保険の管掌者たる政府」を、「厚生年金保険の管掌者たる政府又は国家公務員等共済組合」に改め、「確認」との下に、「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三百三條第一項中「組合員期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第七條第一項の規定による確認その他の組合員期間」とを加え、同條第四項中「共済組合」を「適用除外共済組合」に改める。

附則第五條第八号の次に次の二号を加える。

八の二 新国家公務員等共済組合法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。

八の三 新被用者年金各法 次に掲げる法律

をいう。  
イ 新厚生年金保険法  
ロ 新国家公務員等共済組合法  
附則第五條第九号中「被用者年金各法」を削り、「保険料免除期間」の下に、「被用者年金保険者」を加え、「第五條第一項、同條第二項」を「第五條第二項」に改め、「同條第三項」の下に「同條第六項」を加え、同條に次の一号を加える。

十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ第八号の三ロに掲げる法律による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

附則第六條第一項中「第七條第一項に該当し、かつ、同條第二項各号」を「第七條第二項各号」に、「以下単に「組合員」を「以下附則第四十三條及び第四十四條を除き、単に「組合員」に改める。

附則第七條第二項中「第九号」を「第十四号」に改める。

附則第八條第二項中「厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）」を「次の各号に掲げる期間」に改め、「前日までの期間に係るもの」の下に「第六項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに」を加え、同項に次の各号を加える。

一 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）

二 国家公務員等共済組合の組合員期間（他の法令の規定により国家公務員等共済組合の組合員であった期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定め

る期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定め

る期間を含む。) 附則第八條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつてるときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

附則第八條第三項中「厚生年金保険の被保険者期間(当該)を「同項各号に掲げる期間(同項第一号に掲げる)に、附則第四十七條第二項を「附則第四十七條第二項」に、被保険者期間とするを「被保険者期間」とし、同項第二号に掲げる組合員期間の計算について昭和六十年國家公務員共済改正法附則第三十二條第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする」に改め、同條第六項第四号中「次号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第二項各号(第一号を除く)に掲げる期間のうち、施行日の前日において國家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しないものに限る。)又は減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限る。)の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの。

附則第八條第六項第五号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「昭和三十六年四月一日以後」を「昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで」に改める。

附則第八條第六項第六号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に改める。  
附則第八條第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 國家公務員等共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第二項各号(第一号を除く)に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの(第四号の二から第六号までに掲げる期間を除く)。

附則第八條第六項第八号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「第五号」を「第四号の二、第五号、第七号」に改め、同項第九号から第十一号までの規定中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「第五号及び第七号」を「第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二」に改め、同條第九項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「同項各号に掲げる期間」に改め、同條第十一項中「施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間の計算について、附則第四十七條第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする)」を「第三項に規定する第二項各号に掲げる期間及び第六項第三号から第六号までに掲げる期間」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の月が同時に二以上の第三項に規定する第二項各号に掲げる期間又は第六項第三号から第六号までに掲げる期間の基礎となつてるときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

附則第八條第十二項中「前項」を「第十一項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十一項の次に次の一項を加える。

12 前項の規定により第六項第三号から第六号までに掲げる期間を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、第三項の規定により第二項各号に掲げる期間を保険料納付

済期間に算入する場合における同項各号に掲げる期間の計算の方法を参照して政令で定めるところによる。

附則第八條に次の一項を加える。  
14 昭和六十六年四月三十日までに行われる新国民年金法附則第七條の三に規定する届出については、同條中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月(二月、四月、七月及び十月をいう)の前月」とする。

附則第八條の次に次の一條を加える。  
(國家公務員等共済組合の組合員であつた期間の確認の特例)  
第八條の二 新国民年金法附則第七條の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「國家公務員等共済組合の組合員であつた期間」とあるのは「國家公務員等共済組合の組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という)附則第八條第二項各号(第一号を除く)に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「又は附則第九條の二第一項」とあるのは「若しくは附則第九條の二第一項又は昭和六十年改正法附則第十五條第一項若しくは第二項若しくは第十八條第一項」とする。

附則第十一條第二項中「新国民年金法による年金たる給付」の下に「老齡基礎年金、同法附則第九條の三の規定による老齡年金」を、「停止する」の下に「老齡基礎年金又は新国民年金法附則第九條の三の規定による老齡年金の受給権者が旧国民年金法による年金たる給付又は附則第八十七條第二項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものを除く)を受けることができる場合における当該老齡基礎年金及び老齡年金並びに」を加え、同條第三項中「新厚生年金保険法による年金たる保険給付」を「新被用者年金各法による年金たる給付(附則第三十一條第一項に規定する者に支

給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ)を」に、「新厚生年金保険法による年金たる保険給付(遺族厚生年金及び特例遺族年金)を「新被用者年金各法による年金たる給付(遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに遺族共済年金)に改め、同條第五項中「(遺族厚生年金を除く)を「(遺族厚生年金並びに遺族共済年金及び遺族共済年金を除く)に、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金」を「年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものに限る)並びに國家公務員等共済組合が支給する退職共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金及び通算遺族年金」に改め、同條第六項中「支給されるもの及び」を「支給されるもの並びに」に改め、「法律第 号」の下に、「以下「昭和六十年改正法」という)を、年金たる保険給付」の下に並びに「國家公務員等共済組合が支給する退職共済年金(その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一條第一項に規定する者であるものに限る)」、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金」を加える。

附則第十二條第一項第二号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「附則第八條第二項各号のいづれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、)に、「以下第六号を除き、この條」を「次号」に改め、同項第三号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「附則第八條第二項各号に掲げる期間」に改め、同項第四号中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む)」を加え、同項第八号中「第五條第一項第二号」を「第五條第一項第三号」に改め、「(旧通則法附則第十五條の規定により同法第三條に定める公的年金各法とされたものを含む)」を削り、同項第九号を同項第十四号とし、同項第八号の次に次の五号を加える。

五九

九 新国家公務員等共済組合法附則第十三条

第二項に規定する基準日前の同項に規定する術視等(以下この号において単に「術視等」という。)であつた期間に係る国家公務員等共済組合の組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。)が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいづれかに掲げる者であつて術視等であつた期間に係る国家公務員等共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同法附則第十三条の五に規定する者であつて同条に規定する組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。)が十五年以上であること。

十 新国家公務員等共済組合法附則第十三条

第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金を受けることができること又は同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができること。

十一 昭和六十年国家公務員共済改正法第二

条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「新国の施行法」という。)第八条第一号(同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八條第一号に規定する在職年及び組合員期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。)、又は同法第二十五條第一号(同法第二七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当するこ

と(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第二十五條第一号に規定する警察在職年及び術視等であつた期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。)

十二 新国の施行法第八條若しくは第九條

(同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。又は第二十五條(同法第二十七條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた新国家公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること(前号に該当する場合を除く。)

十三 施行日の前日において、国家公務員等

共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権を有していたこと。

附則第十二條第三項を次のように改める。

3 第一項第三号の規定を適用する場合における同号に規定する期間の計算については、旧通則法第六條の規定を参酌して政令で定めるところによる。

附則第十二條に次の一項を加える。

4 厚生年金保険の被保険者期間(他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。))につき厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(新厚生年金保険法第七十五條ただし書に該当するとき及び旧厚生年金保険法第七十五條第一項ただし書に該当するときを除く。)、又は船員保険の被保険者期間につき船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(旧船員保険法第五十一條ノニただし書に該当するときを除く。))における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。))は、第一項第二号及び第三号の規定の適用については、附則第八條第二

項各号に掲げる期間に算入せず、第一項第四号から第六号までの規定の適用については、これらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間に算入せず、同項第七号の規定の適用については、同号に規定する船員保険の被保険者期間に算入しない。

附則第十四條第一項中「ある者を含む、大正十五年四月二日以後に生まれた者に限る」を「ある者を含む」に、「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付」を「老齢厚生年金、退職共済年金」に改め、同項各号を次のように改める。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(その額の計算の基礎となる附則第八條第二項各号のいづれかに掲げる期間(同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。))の月数が二百四十以上であるもの(他の法令の規定により当該附則第八條第二項各号のいづれかに掲げる期間の月数が二百四十以上であるものとみなされるものその他の政令で定めるものを含む。))に限る。の受給権者(附則第三十一條第一項に規定する者を除く。)

二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者(当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。)

附則第十四條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用上、老齡基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十五條に次の一項を加える。

6 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、同条第

三項中「老齡基礎年金の受給権者の配偶者」とあるのは、「前条第一項各号に該当する者」と読み替へるものとする。

附則第十六條第一項中「障害厚生年金」の下に「障害共済年金」を加える。

附則第十八條第四項中「第三項及び」を「第三項及び第四項並びに」に改める。

附則第二十二條中「又は旧厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、「含む」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十六條第一項中「又は施行日」を「施行日」に改め、「同じ」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十七條中「障害年金」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加え、「又は通算老齡年金」を「若しくは通算老齡年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」に改める。

附則第三十一條第一項中「若しくは旧船員保険法による老齡年金」を「旧船員保険法による老齡年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。))若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。))」に、「附則第九條の三」を「第三十七條第四号、附則第九條の二及び附則第九條の三」に改める。

附則第三十二條第一項中「第三十五條第三項」を「第三十五條第四項」に改める。

附則第三十五條第三項中「除く」は、「の下に」に改め、「附則第三十八條の二第一項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「負担する費用は、」を「負担する費用及び前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第三十八條の二第一項並びに」に、「第九十四條の二第一項」を「第九十四條の二」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民年金の管掌者たる政府は、国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用を、毎年度、政令で定めるところにより、国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法第百六条第五項に規定する公共企業体等の組合に対して交付する。

一 六十五歳以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該組合員期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一條第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。）

二 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて障害基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した国家公務員等共済組合の組合員又は国家公務員等共済組合の組合員であつた者の妻又は子に支給する遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

附則第三十八條の次に次の一項を加える。

第三十八條の二 施行日の前日における国民年金特別会計国民年金勘定の積立金（旧国民年金法第八十七條の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。）のうち同法第七條第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険

料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられた額のうち、政令で定めるところにより各被用者年金保険者ごとに算定した額に相当する部分については、各被用者年金保険者が当該年度において新国民年金法第九十四條の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなす。

3 第一項に規定する国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の額の計算については、政令で定める。

附則第四十三條第一項第二号中「組合員」を「法律によつて組織された共済組合の組合員」に、「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三條の十二」を「新国家公務員等共済組合法附則第十三條の三」に改める。

附則第四十五條の見出し中「国民年金」を「厚生年金保険」に、「資格等」を「資格」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第四十八條第二項中「昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。第七項及び第八項において同じ。）」を附則第八條第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間に改め、同条第五項中「（第六号を除く。）」を削り、同条第七項中「施行日前の厚生年金保険の被保険者期間当該被保険者期間の計算について、前条第二項又は第三項の規定の適用があつた場合は、その適用がないものとして計算した被保険者期間とす

る。）」を「附則第八條第十一項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされた期間」に改め、同条第八項中「厚生年金保険の被保険者期間につき」を「厚生年金保険の被保険者期間（前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）につき」に、「第八條第十二項」を「第八條第十三項」に改める。

附則第四十八條の次に次の一項を加える。  
（国家公務員等共済組合員の組合員であつた期間の確認の特例）  
第四十八條の二 新厚生年金保険法附則第七條の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間」とあるのは、「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第号）附則第八條第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」とする。

附則第五十六條第二項中「遺族年金、通算遺族年金及び特別遺族年金」を「死亡を支給事由とするもの」に、「又は新国民年金法」を、「新国民年金法」に改め、「同じ。の下に」又は「又は新被用者年金各法（新厚生年金保険法を除く。以下この条において同じ。）」による年金たる給付（附則第三十一條第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「遺族年金、通算遺族年金又は特別遺族年金」を「死亡を支給事由とする給付」に改め、「限る。を除く。の下に」又は「又は新被用者年金各法による年金たる給付」を加え、「当該遺族年金、通算遺族年金及び特別遺族年金」を「当該死亡を支給事由とする年金たる保険給付」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は新厚生年金保険法による特別遺族年金」を「若しくは新厚生年金保険法による特別遺族年金又は遺族

共済年金」に、「受けることができる」を「受ける」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 老齢厚生年金について、新厚生年金保険法第三十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「退職共済年金」とあるのは、「退職共済年金、退職年金及び減額退職年金」とする。

附則第五十九條第二項第二号イ中「月以後の期間に係るもの」の下に「その他政令で定める期間に係るもの」を加える。

附則第六十一條第一項中「次条第三項」を「次条第二項」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條」に改める。

附則第六十二條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十二條第二項」を「第六十二條第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四種被保険者又は船員任意継続被保険者」を「国民年金の被保険者」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第六十三條第一項中「旧厚生年金保険法による老齢年金」の下に「旧船員保険法による老齢年金若しくは国家公務員等共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）」を、「第三章第二節並びに」の下に「同法第五十八條第一項第四号、」を加える。

附則第七十一條第二項中「障害年金」を「障害を支給事由とする給付」に改める。

附則第七十四條の次に次の一項を加える。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、新国民年金法第二十條、新厚生年金保険法第三十八條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるも

の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

附則第七十八條第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

附則第八十六條第一項中「旧船員保険法による老齢年金の下に」若しくは「国家公務員等共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）を、」第三章第一節並びに「の下に」同法第五十八條第一項第四号、を加える。

附則第八十七條第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改め、同条第三項中「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改める。

附則第九十三條の三第二項に改める。

附則別表第七中「大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者」を「昭和二年四月一日以前に生まれた者」に改める。  
（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十九條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち国民年金法附則第五條第一項及び第四項並びに第七條の三第二項の改正規定中

附則別表第一（附則第十四條関係）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

「第七條の三第二項」を「第七條の四第二項」に改める。

第十三條のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第三條の改正規定中「經由した場合に於ては、その社会保険事務所を管轄する統括社会保険事務所」に「の」を「の」都道府県」を「を管轄する統括社会保険事務所」を加え、「区域を管轄する統括社会保険事務所」の下に「に改め、同条第五号中「都道府県知事の統轄する都道府県」を「統括社会保険事務所（審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合に於ては、その社会保険事務所を管轄する統括社会保険事務所）」を加える。

附則第十二條のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の目次の改正規定中「第五十一條の三」を「第三十二條」に、「第五十一條の三の二」を「第三十二條の二」に改める。

附則第十三條のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第九章の二中第五十一條の三の次に一條を加える改正規定中「第九章の二中第五十一條の三」を「第八章中第三十二條」に、「第五十一條の三の二」を「第三十二條の二」に改める。  
（職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十條 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四條中「第五十一條の三の二」を「第三十二條の二」に改める。

附則別表第二（附則第十五條、附則第十六條関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の十	千分の〇・五	千分の〇・二五
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・八六	千分の〇・五八	千分の〇・二九
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・七二	千分の〇・六六	千分の〇・三三
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・五八	千分の〇・七三	千分の〇・三七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・四四	千分の〇・八〇	千分の〇・四〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・三一	千分の〇・八六	千分の〇・四三
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九二	千分の〇・四六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・〇四	千分の〇・九八	千分の〇・四九
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・九一	千分の一・〇三	千分の〇・五二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・七九	千分の一・〇九	千分の〇・五五
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・六六	千分の一・一三	千分の〇・五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五四	千分の一・一八	千分の〇・五九
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四二	千分の一・二二	千分の〇・六一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二九	千分の一・二七	千分の〇・六四
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一八	千分の一・三〇	千分の〇・六五
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・〇六	千分の一・三四	千分の〇・六七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・九四	千分の一・三八	千分の〇・六九



昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・八三	千分の一・四一	千分の〇・七一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・七二	千分の一・四四	千分の〇・七二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・六一	千分の一・四七	千分の〇・七四

附則別表第三(附則第十六条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十

附則別表第四(附則第二十八条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三百十二分の十二
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二

昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四

昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

理由

高齡化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付の適正化を図るとともに、国家公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。